

障がい福祉関係事業者等 説明会・集団指導資料

NO. 2

本書は、「障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成30年3月14日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)」を抜粋・編集したものです。

平成30年3月22日(木)・26日(月)

島根県健康福祉部障がい福祉課

資料 No. 2 目次

1 平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定について	1
2 改正障害者総合支援法の施行について	163
3 障がい福祉関係施設等の整備について	191
4 地域生活支援拠点等について	198
5 地域生活支援事業等の円滑な実施等について	213
6 意思疎通支援について	222
7 障がい者の社会参加の促進について	231
8 住宅確保要配慮者に対する居住支援について	240

1 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等について

(1) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定については、

- ・ 改正障害者総合支援法等により創設された自立生活援助などの新サービスの報酬・基準の設定、
- ・ 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児や精神障害者への支援や就労支援サービスの質の向上

などといった課題が数多くある中で、関係団体の意見等も踏まえ、昨年 5 月から検討を重ねてきたところ。

先月、2 月 5 日には、厚生労働省に設置した障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、報酬改定の概要をとりまとめたところであるが、今回の報酬改定では、先に述べた課題に対応すべく、

- ① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
 - ② 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
 - ③ 精神障害者の地域移行の推進
 - ④ 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
 - ⑤ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し
- の 5 つの基本的考え方に基づき、各サービスの報酬・基準について見直しを行った（関連資料 1）。

(2) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

今回の報酬改定の施行に向けた今後の予定としては、報酬告示（平成 18 年告示第 523 号他）等について、改定の内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3 月下旬に公布する予定である。

また、報酬に関する関係通知や Q & A についても、同じく 3 月下旬を目途に発出する予定としており、各都道府県等におかれましては、あらかじめご了知いただきとともに、管内市区町村や事業者等への情報提供をお願いする。

(3) 各種加算等の届出時期について

障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、通常、4 月から加算等の算定を開始する場合、3 月 15 日までに各都道府県知事等へ届出を行う必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、平成 27 年度報酬改定のときと同様、4 月中に届出がなされた新規の加算等については、4 月 1 日に遡っての算定を可能とする取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県等において柔軟な設定を行って差し支えない。

平成30年2月5日

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定
における主な改定内容

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「**自立生活援助**」の報酬を設定

3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「**居宅訪問型児童発達支援**」の報酬を設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「**就労定着支援**」の報酬を設定

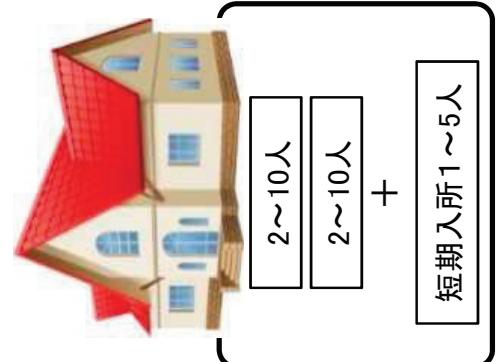
障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」(以下「日中サービス支援型」という。)を創設。
- 日中サービス支援型の報酬について(は、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用するなどを妨げることがないよう仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1）
- ※ 世話人の配置が3:1の場合
(1) 区分6
1,098単位
⋮
⋮
- ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするために、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時タイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
- などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

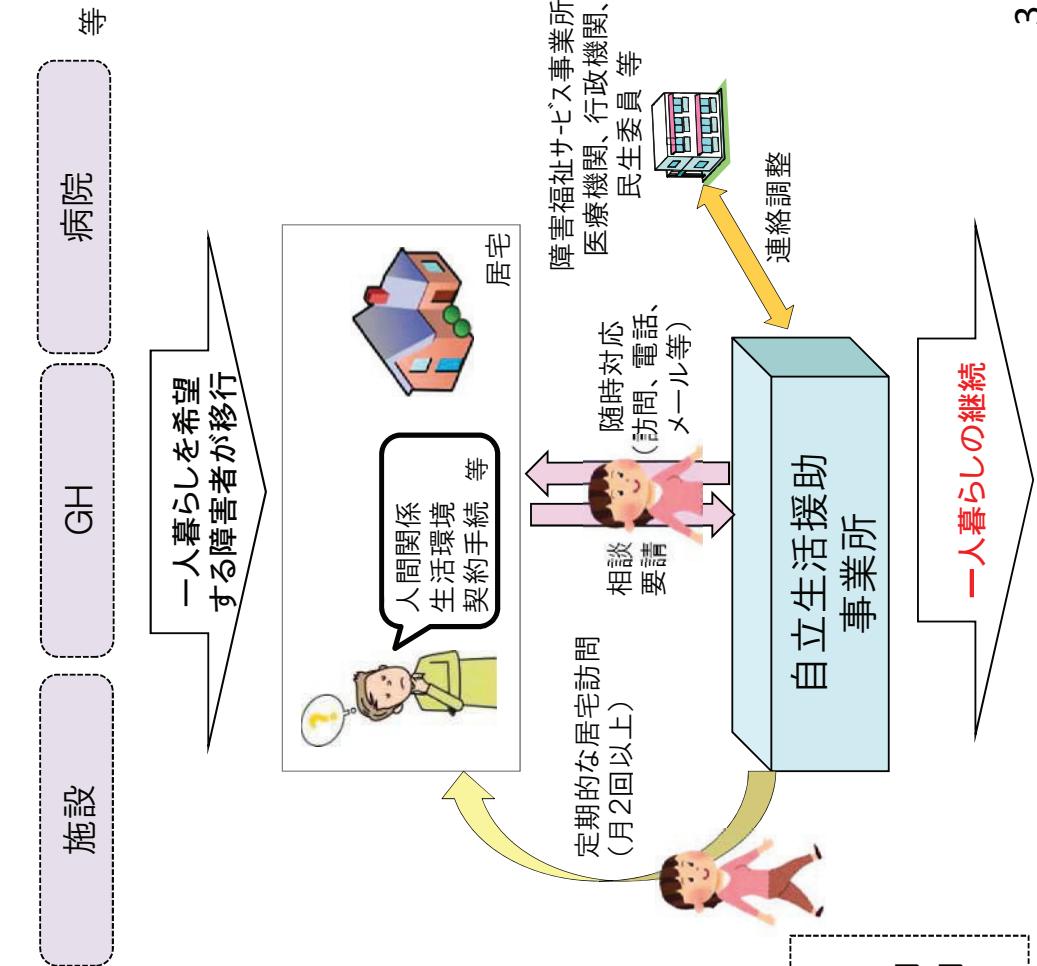
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位／月
- ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位／月

※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況
平成29年度末までに整備予定
（全国：1,718市町村、352 圏域）
42市町村、11圏域
117市町村、43圏域

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）等

【緊急時の受け・対応の機能の強化】

- 緊急の受け・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位／日 → 180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位／日 → 500単位／日（初日から5日目まで）
+50単位／日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 7単位／日（体制加算）等

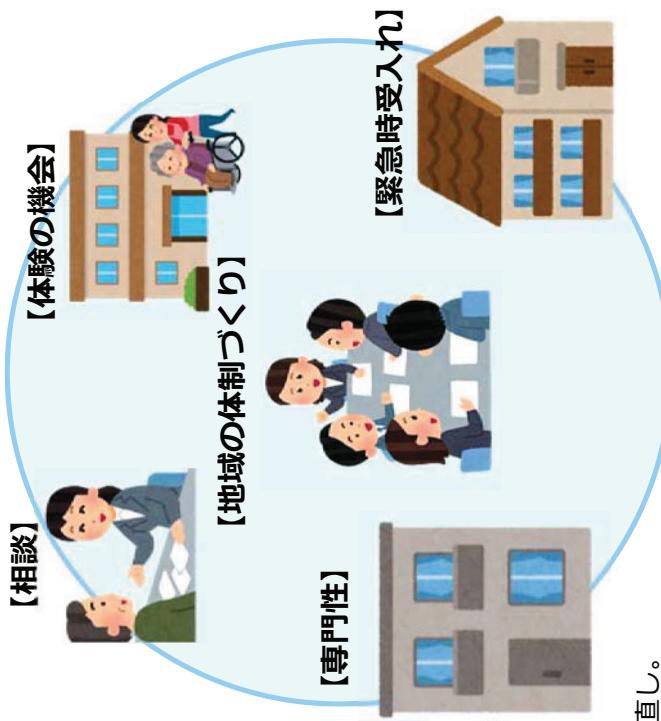
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位／日（体制加算）等
- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

地域生活支援拠点等の機能強化



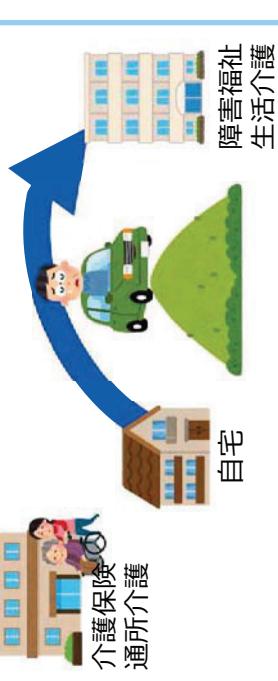
共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

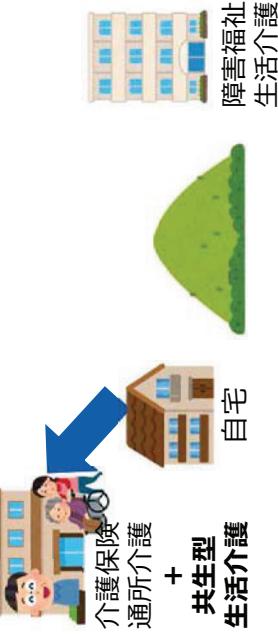
見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

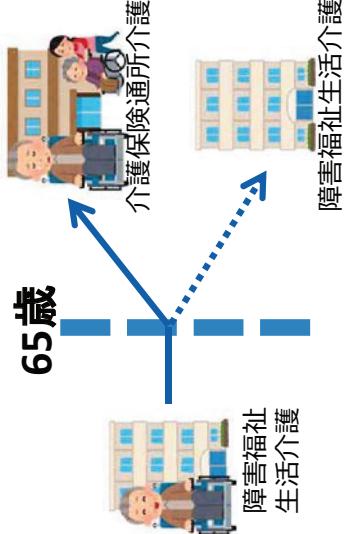
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

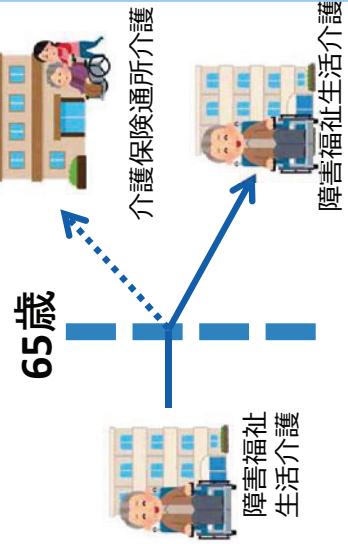
見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



- 【障害福祉サービス等報酬の例】
- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行つ場合 694単位
 - 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

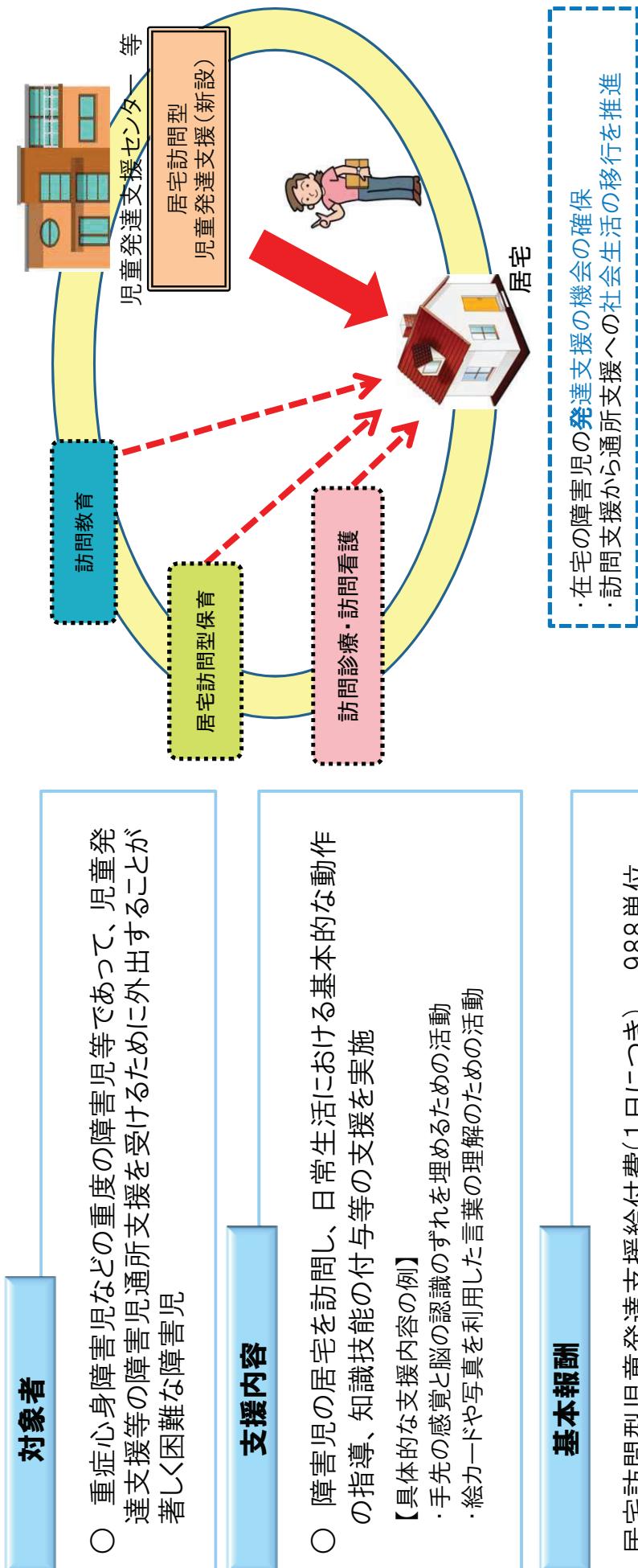
- ・サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・共生型サービス体制強化加算（新設） 103単位
- ① 児童発達支援管理責任者を配置
② 保育士又は児童指導員を配置 78単位 等

医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】 ▶ 児童発達支援 ▶ 放課後等デイサービス ▶ 福祉型障害児入所施設 ▶ 居宅訪問型児童発達支援 【新サービス】		<p>▶ 看護職員加配加算の創設</p> <p>一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合(に、新たな加算として評価する。)</p> <p>▶ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）</p> <p>医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。</p>
		<p>▶ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】</p> <p>医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために出でることを踏まえ、どが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。</p>
		<p>▶ 送迎加算の拡充</p> <p>送迎において喫痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。</p>
		<p>▶ 福祉型強化短期入所サービス費の創設</p> <p>医療的ケアが必要な障害児者の受け入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。</p>
		<p>▶ 常勤看護職員等配置加算の拡充</p> <p>医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。</p>
【支援の総合調整】 ▶ 計画相談支援 ▶ 障害児相談支援		<p>▶ 要医療児者支援体制加算の創設</p> <p>医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。</p>
		<p>▶ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設</p> <p>医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。</p>
		

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害児等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するためには外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。



対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
【具体的な支援内容の例】
 - ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

- 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位

- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現在一律の単価設定となつている放課後等デイサービスの基本報酬にについて、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。

- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

〔現行の基本報酬の例〕

- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 473単位 (児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位)
- (2) 休業日に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 611単位 (児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位)



〔見直し後の基本報酬の例〕

- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合

	指標該当	それ以外
通常時間	656単位	609単位
短時間	645単位	596単位

	指標該当	それ以外
区 分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組込み

2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行つた場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行つた場合に評価する。

155単位／日×2名分
1年に1回 → 1月に1回
500単位／回

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対する必要な相談援助等を実施することを評価。

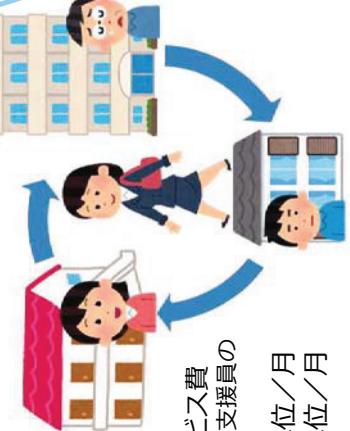


精神障害者地域移行特別加算 300単位／日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助
(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の
人数で除した数が
30未満 1,547単位／月
30以上 1,083単位／月

地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位／月

医療観察法対象者の受け入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位／日

地域生活支援拠点等【再掲】

【相談】



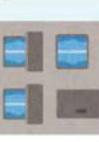
【体験の機会】



【緊急時受け入れ】



【専門性】



相談の機能、緊急時の受け入れ・対応の機能、体験的・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価。

就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつけよう。

改定後の新基本報酬 <人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 +14.8%
(平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

- 平均収支差率 +12.8%
(平成28年度決算)
- | | |
|-----|---------|
| 全体 | 15,033円 |
| 中央値 | 12,238円 |

「就労定着支援」の報酬の設定

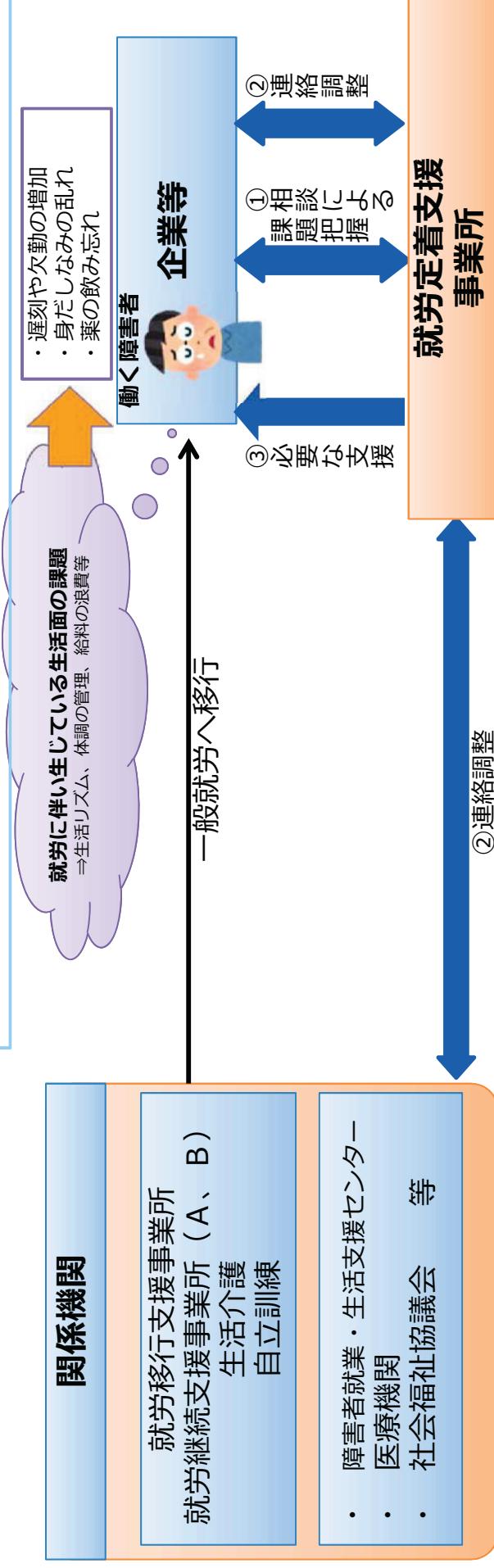
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行ふ。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることがある。
○ 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



- 就労定着率（過去3年間の就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
就労定着支援サービス費
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

11
13

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：
・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

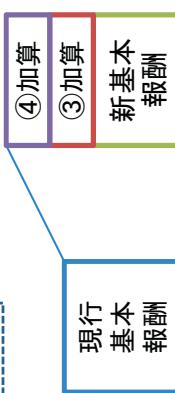
特定事業所加算 (I) 500単位／月
特定事業所加算 (II) 400単位／月



④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)

初回加算 300単位／月
入院時情報連携加算 (I) 200単位／月 等



⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算（Ⅰ）	27単位／回	21単位／回
送迎加算（Ⅱ）	13単位／回	10単位／回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下（15,600円→11,800円：▲24.4%（月額）民間調査）。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位／回	28単位／回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。
※ 全体の1／3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮するよう通知。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成30年2月5日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方 · 4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容 · · · · · 6

1. 新設サービス	
(1) 就労定着支援	6
(2) 自立生活援助	9
(3) 居宅訪問型児童発達支援	11
2. 共生型サービス	13
3. 地域生活支援拠点等	14
4. 障害福祉サービス等における横断的事項	
(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し	17
(2) 各種減算の見直し	18
(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	20
(4) 送迎加算の見直し	20
(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進	21
(6) 福祉・介護職員待遇改善加算の見直し	21
(7) 身体拘束等の適正化	22
(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	22
(9) 地域区分の見直し	22
(10) 公立減算の取扱い	22
5. 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	23
(2) 重度訪問介護	24
(3) 同行援護	26
(4) 行動援護	28
(5) 重度障害者等包括支援	28
6. 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	31
(2) 短期入所	33
7. 施設系・居住系サービス	
(1) 施設入所支援	35
(2) 共同生活援助	36

8. 訓練系サービス	
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	38
9. 就労系サービス	
(1) 就労系サービスにおける共通的事項	40
(2) 就労移行支援	42
(3) 就労継続支援A型	44
(4) 就労継続支援B型	46
10. 相談系サービス	
(1) 計画相談支援、障害児相談支援	47
(2) 地域移行支援	54
(3) 地域定着支援	55
11. 障害児通所支援	
(1) 障害児通所支援における共通事項	55
(2) 児童発達支援	60
(3) 医療型児童発達支援	61
(4) 放課後等デイサービス	61
(5) 保育所等訪問支援	62
12. 障害児入所支援	
(1) 障害児入所支援における共通事項	62
(2) 福祉型障害児入所施設	63
(3) 医療型障害児入所施設	64
13. 障害児支援共通	64
14. その他	
(1) 国庫負担基準の見直し	65
第3 終わりに	68
別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	
[訪問系サービス]	70
居住介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	76
療養介護サービス費	
生活介護サービス費	
短期入所サービス費	
[施設系サービス]	82
施設入所支援サービス費	
[居住系サービス]	83
共同生活援助サービス費	

[訓練系・就労系サービス] ······	89
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
[相談系サービス] ······	101
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援] ······	105
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援] ······	112
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 看護職員加配加算の創設について ······	122
別紙3 指導員加配加算の見直し等について ······	129
別紙4 看護師配置加算の見直しについて ······	139
別紙5 地域区分の見直しについて ······	143

第1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約100万人、国の予算額は約1.3兆円とそれぞれ倍増するなど、障害者への支援は年々拡充している。
 こうした中で、平成27年度の社会保障審議会障害者部会において提言された「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた改正障害者総合支援法等が、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定と同日の平成30年4月1日に施行される。
- 本改定では、改正法において創設された自立生活援助や就労定着支援等の新サービスの具体的な報酬等の設定について検討することはもとより、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要がある。
- また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要」とされるとともに、「障害者の就労支援等の推進」が掲げられており、報酬改定を通じて障害者の工賃・賃金向上、一般就労への移行の促進や就労定着支援の充実が求められる。
- 加えて、利用者数やサービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められていることや、長期化した経過措置への対応など、制度の持続可能性の確保の観点を踏まえた上で、メリハリのある報酬体系への転換が求められる。
- このような状況の中、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.47%とし、サービス毎の報酬の設定においては、適正なサービスの確保や制度の持続可能性等の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）は、平成29年5月31日から17回にわたり、47の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスの現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

- 障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

(2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。

(3) 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。
- 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

(4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

- 障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

(5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 新設サービス

(1) 就労定着支援

① 基本的な考え方

- ・ 就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者を対象とする。

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。

一 就労定着支援員

常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上（資格要件は定めない。）

二 サービス管理責任者

次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ 就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

④ 基本報酬・加算の設定

ア 就労定着率に応じた基本報酬の評価

- ・ 利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- ・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数

(雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数) の割合) に応じた基本報酬とする。また、利用者数の規模に応じた報酬設定とする。

«就労定着支援サービス費の設定»

イ 利用者数20人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	3,200単位／月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,640単位／月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,120単位／月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,600単位／月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,360単位／月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	1,200単位／月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	1,040単位／月

ロ 利用者数21人以上40人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,560単位／月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,112単位／月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,696単位／月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,280単位／月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,088単位／月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	960単位／月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	832単位／月

ハ 利用者数41人以上

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,400単位／月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	1,980単位／月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,590単位／月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,200単位／月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,020単位／月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	900単位／月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	780単位／月

イ 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

- 就労定着支援のサービス利用終了者が雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者職業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

«就労定着実績体制加算【新設】»

300単位／月

ウ 就労定着を促進するための評価

- ・ 障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

«職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算【新設】» 120単位／月

エ 中山間地域等に居住する利用者を支援した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

«特別地域加算【新設】» 240単位／月

オ アセスメントをする利用者を受け入れた場合の評価

- ・ 就労定着支援については、就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

※ 初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めないこととする。

«初期加算【新設】» 900単位／月（1回限りの算定）

カ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

- ・ 支援開始1年目は障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに、就職先企業、医療機関等の関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、支援開始1年以内の利用者に対する支援の手間を評価する加算を創設する。

«企業連携等調整特別加算【新設】» 240単位／月

キ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

«利用者負担上限額管理加算【新設】» 150単位／回（月1回を限度）

⑤ 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

- ・ 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかねることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。
- ・ また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかねることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

※ サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

（2）自立生活援助

① 基本的考え方

- ・ 自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 以下の者を対象とする。
 - 一 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
 - 二 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※）
 - 三 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※）

※ 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

③ 職員配置

- 以下の職員を配置する。

一 地域生活支援員

指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。

二 サービス管理責任者

次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上

イ 利用者の数が30以下 1以上

ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

④ 基本報酬・加算の設定

ア 毎月の包括的なサービスの評価

- 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。
- 障害者支援施設等から移行した直後（退所等の日から1年以内）の利用者については、関係機関との連絡調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する。
- 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

『自立生活援助サービス費の設定』

イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）【新設】 ※退所等から1年以内の利用者

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満

1,547単位／月

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

1,083単位／月

ロ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）【新設】 ※退所等から1年を超える利用者

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満

1,158単位／月

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

811単位／月

イ 特に支援が必要となる場合等の評価

- 特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行った月については、更に一定単位数を加算する。

«初回加算【新設】»	500単位／月
«同行支援加算【新設】»	500単位／月

ウ その他

- 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

«特別地域加算【新設】»	230単位／月
--------------	---------

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を評価することとし、福祉専門職員配置等加算を創設する。

«福祉専門職員配置等加算【新設】»

(I) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上	450単位／月
(II) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上	300単位／月
(III) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は 勤続3年以上の常勤職員が30%以上	180単位／月

- 利用者負担額合計額の管理を行った場合の業務負担を評価する利用者負担上限額管理加算を創設する。

«利用者負担上限額管理加算【新設】»	150単位／回（月1回を限度）
--------------------	-----------------

（3）居宅訪問型児童発達支援

① 基本的考え方

- 居宅訪問型児童発達支援については、訪問先において発達支援を提供するものであることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 二 児童発達支援管理責任者 1以上

※ 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者とする。

④ 基本報酬・加算

ア 基本報酬の設定

- ・ 基本報酬は1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する。

『居宅訪問型児童発達支援給付費の設定』』

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位

イ 訪問支援員特別加算の創設

- ・ 障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に評価する。

『訪問支援員特別加算【新設】』 679単位／回

(加算対象者)

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員であって、障害児支援の経験が5年以上
- ② 障害児支援の経験が10年以上

ウ 中山間地域等に居住する利用者の居宅を訪問した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

『特別地域加算【新設】』 +15／100

エ 通所施設移行支援加算の創設

- ・ 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助や連絡調整を評価する加算を創設する。

《通所施設移行支援加算【新設】》 500単位／回（1回を限度）

才 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

力 福祉・介護職員処遇改善加算等の創設

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設する。

《福祉・介護職員処遇改善加算【新設】》

イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I）	+所定単位数×7.9%
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（II）	+所定単位数×5.8%
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（III）	+所定単位数×3.2%
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（IV）	+所定単位数×3.2%×0.9
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（V）	+所定単位数×3.2%×0.8

《福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】》

福祉・介護職員処遇改善特別加算 +所定単位数×1.1%

2. 共生型サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

(1) 対象サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。

(2) 指定基準

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

(3) 基本報酬・加算

- 障害福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。

① 本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。

② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- なお、各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。
- その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

《サービス管理責任者配置等加算【新設】》 58単位

《福祉専門職員配置等加算【新設】》

イ 福祉専門職員配置等加算（I）

※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算

ロ 福祉専門職員配置等加算（II）

※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算

《共生型サービス体制強化加算【新設】》 ※児童発達支援、放課後等デイサービス

・ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位

・ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

・ 児童発達支援管理責任者かつ保育士
又は児童指導員を配置した場合 181単位

3. 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

（1）相談機能の強化

- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

《地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】》 700単位／回

※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現 行]

イ 緊急短期入所受入加算（I）	<u>120単位／日</u>
ロ 緊急短期入所受入加算（II）	<u>180単位／日</u>

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算（I）	<u>180単位／日</u>
ロ 緊急短期入所受入加算（II）	<u>270単位／日</u>

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

《定員超過特例加算【新設】》 50単位／日

※ (2) の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等との機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は遞減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

«体験利用支援加算の見直し» ※ 日中活動系サービス

[現 行]	[見直し後]
<u>300単位／日</u>	<u>500単位／日（初日から5日目まで）</u>
	<u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
	<u>250単位／日（6日目から15日目まで）</u>
	<u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>

«体験利用加算の見直し» ※ 地域移行支援

[現 行]	[見直し後]
<u>300単位／日</u>	<u>500単位／日（初日から5日目まで）</u>
	<u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
	<u>250単位／日（6日目から15日目まで）</u>
	<u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>

«体験宿泊支援加算【新設】» ※ 施設入所支援 120単位／日

«体験宿泊加算の見直し» ※ 地域移行支援

[現 行]	
イ 体験宿泊加算（I）	<u>300単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算（II）	<u>700単位／日</u>
[見直し後]	
イ 体験宿泊加算（I）	<u>350単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算（II）	<u>750単位／日</u>

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）に創設する。

«重度障害者支援加算【新設】»

- イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合
(体制加算) 7単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算） 180単位／日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

※ (4) の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

«地域体制強化共同支援加算【新設】» 2,000単位／月（月1回を限度）

4. 障害福祉サービス等における横断的事項

(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

«福祉専門職員配置等加算の要件の見直し»

※ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する（42頁（2）②「作業療法士を配置した場合の評価」を参照）。

（2）各種減算の見直し

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。
- 具体的には、以下のとおりとする。
 - ・ サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

《各種減算の見直し》

○ サービス提供職員欠如減算

[現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

[見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連續して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

[現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

[見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間ににつき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から5月以上連續して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ 個別支援計画未作成減算

[現 行]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間ににつき、所定単位数の95%を算定する。

[見直し後]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間ににつき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連續して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

(4) 送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算（I）、（II）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底する。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

『送迎加算の見直し』

[現 行] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（I） 27単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（II） 13単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に14単位／回を加算する（生活介護のみ）。

[見直し後] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（I） 21単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に加算。なお、利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（II） 10単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に28単位／回を加算する（生活介護のみ）。

※ 同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位／日

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）については、別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。

[注] 平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(7) 身体拘束等の適正化

- 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

«身体拘束廃止未実施減算【新設】» 5単位／日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

- 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(9) 地域区分の見直し

- 障害者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際、類似制度である介護保険サービス（以下「介護」という。以下（8）について同じ。）における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方方に合わせる。

なお、これらの見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。

- 障害児サービスに係る地域区分についても、障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方方に合わせた上で、障害者サービスと同様の経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙5）参照

(10) 公立減算の取扱い

- 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。

5. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

① 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

- ・ 居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

«同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】»

以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。

イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

② 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化

- ・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件のうち「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所について、基本報酬を減算する。

«初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】»

居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

③ 居宅介護ヘルパーの要件の見直し等

- ・ 介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

④ 福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師と連携した場合を新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価する。

«福祉専門職員等連携加算の要件の見直し»

[現 行]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

(2) 重度訪問介護

① 病院等に入院中の支援の評価

- 障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む。以下①について同じ。）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

《入院中の支援の基本報酬【新設】》

入院中以外の基本報酬と同様とする。

	入院中以外	入院中
所要時間1時間未満の場合	184単位	184単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位	274単位

※ 他の時間の単位も同様。

《入院中の支援の加算・減算【新設】》

以下を除き、入院中以外と同様とする。

- イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。
- ロ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

② 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

- ・ 障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価する。

《2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し》

[現 行]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

[見直し後]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

- ロ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する（算定開始から120時間に限る。）。

③ 外出時における支援の見直し

- ・ 障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する（同行援護及び行動援護についても同様）。

(3) 同行援護

① 基本報酬の見直し

- ・ 同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。
- ・ ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができるとしている。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 盲ろう者等への支援の評価

- ・ 盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設する。

《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】》

盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

③ 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等

- ・ 同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。
- ・ 盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33（2021）年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。

《同行援護ヘルパーの要件の見直し》

[現 行]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

《上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】》

上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

《同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し》

[現 行]

- イ 以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであって（3）の要件を満たすもの
 - （1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
 - （2）平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）。
 - （3）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。）
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

イ 以下の（1）及び（2）の要件を満たすもの

（1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等

（2）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者

ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

（4）行動援護

① 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止

- 支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止する。

«支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し»

[現 行]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

[見直し後]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。

② 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

- 行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33（2021）年3月31日まで延長する。

（5）重度障害者等包括支援

① 基本報酬の見直し

- 短期入所及び共同生活援助の報酬の見直しに伴い、重度障害者等包括支援の中で提供する短期入所及び共同生活援助の報酬を見直す。
- 他の障害福祉サービスの報酬算定の考え方を踏まえ、以下の報酬算定の取扱いを廃止する。

イ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合 支給決定単位数とする。

ロ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数の95分の100を乗じて得た単位数とする。

- ・ 重度障害者等包括支援の中で提供する障害福祉サービスに、自立生活援助及び就労定着支援を追加する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 加算の見直し

- ・ 重度障害者等包括支援の中で短期入所又は共同生活援助を提供した場合、個別に短期入所又は共同生活援助を提供したときに算定できる加算の一部を算定できることとする。

《算定できる加算の見直し》

重度障害者等包括支援としてサービスを提供したときに算定できる加算は以下のとおりとする。なお、算定要件は基本的には各サービスの要件のとおりとする。

[現 行]

- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）において算定可能）
- ・ 特別地域加算（生活介護等において算定可能）
- ・ 咳痰吸引等支援体制加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（以下「居宅介護等」という。）において算定可能）
- ・ 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

[見直し後]

- ・ 2人の従業者による場合（居宅介護等において算定可能）
- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 特別地域加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 咳痰吸引等支援体制加算（居宅介護等において算定可能）
- ・ 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- ・ 医療連携体制加算（短期入所又は共同生活援助において算定可能）
- ・ 地域生活移行個別支援特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 精神障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 強度行動障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 送迎加算（短期入所において算定可能）

- ・初回加算
- ・福祉・介護職員処遇改善加算
- ・福祉・介護職員処遇改善特別加算

③ サービス提供責任者の要件の緩和

- ・相談支援事業所の相談支援専門員との兼任を可能とするため、サービス提供責任者の専任要件を廃止する。

『サービス提供責任者の配置基準の見直し』

[現 行]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならぬ。

[見直し後]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

④ 重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し

- ・障害福祉サービス間の総合的なマネジメントは計画相談支援が担うことから、重度障害者等包括支援サービス利用計画は、居宅介護計画等や個別支援計画と同様の位置付けとすることとし、名称、内容及び作成過程を見直す。

『重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る運営基準の見直し』

[現 行]

- ・名 称：重度障害者等包括支援サービス利用計画
- ・内 容：具体的なサービスの内容等
- ・作成過程：サービス利用計画の原案に位置づけた障害福祉サービスの担当者を招集して行う「サービス担当者会議」を開催する。

[見直し後]

- ・名 称：重度障害者等包括支援計画
- ・内 容：具体的なサービスの内容等（利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟な支援の具体的な提供体制や提供方法等を含む。）
- ・作成過程：重度障害者等包括支援としての「サービス担当者会議」の開催は任意とする。
- ・その他：原則、作成はサービス等利用計画を作成した者と同一の者であってはならない。

6. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、別表（128頁参照）の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設する。

《常勤看護職員等配置加算の拡充》

[現 行]

常勤看護職員等配置加算

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位／日
(5) 利用定員が81人以上	6単位／日

[見直し後]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位／日
(5) 利用定員が81人以上	6単位／日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位／日
(5) 利用定員が81人以上	12単位／日

② 開所時間減算の見直し

- ・ 極端な開所時間の実態を踏まえ、開所時間減算の減算幅を見直す。
- ・ また、利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない。）の利用者の割合が、利用者全体の50%以上の場合について基本報酬を減算する（短時間利用減算の創設）。なお、送迎に長時間をする利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。

《開所時間減算の見直し》

[現 行]

開所時間減算

※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まれない。）が6時間未満の場合

（1）開所時間4時間未満

所定単位数の70%を算定

（2）開所時間4時間以上6時間未満

所定単位数の85%を算定

[見直し後]

開所時間減算

※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まれない。）が6時間未満の場合

（1）開所時間4時間未満

所定単位数の50%を算定

（2）開所時間4時間以上6時間未満

所定単位数の70%を算定

短時間利用減算【新設】

所定単位数の70%を算定

※ 利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まれない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合

※ 送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く

③ リハビリテーション加算の見直し

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

《リハビリテーション加算の拡充》

[現 行]

リハビリテーション加算

20単位／日

[見直し後]

イ リハビリテーション加算（Ⅰ）

48単位／日

ロ リハビリテーション加算（Ⅱ）

20単位／日

④ 一般就労移行後の定着実績の評価

- ・ 生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

«就労移行支援体制加算【新設】»

イ 利用定員が20人以下	42単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	18単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7 単位／日
ホ 利用定員が81人以上	6 単位／日

(2) 短期入所

① 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

- ・ 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設する。
- ・ 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準については、以下の取扱いとする。
 - ア 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。
 - イ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照

- ・ また、別表(128頁参照)の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設する。

なお、受入れの体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算を創設する。

«医療的ケア対応支援加算【新設】» 120単位／日

«重度児者対応支援加算【新設】» 30単位／日

«常勤看護職員等配置加算【新設】»

イ 利用定員が6人以下	10単位／日
ロ 利用定員が7人以上12人以下	8 単位／日
ハ 利用定員が13人以上17人以下	6 単位／日
ニ 利用定員が18人以上	4 単位／日

- ② 看護職員による訪問の評価の充実、医療的ケア児者への支援の充実
- ・ 福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設する。
 - ・ 医療連携体制加算については、更に長時間支援を評価する区分を創設する。

«医療連携体制加算の拡充»

[現 行]

イ 医療連携体制加算 (I)	600単位／日 (利用者 1人)
ロ 医療連携体制加算 (II)	300単位／日 (利用者 2人以上 8人以下)
ハ 医療連携体制加算 (III)	500単位／日
二 医療連携体制加算 (IV)	100単位／日

[見直し後]

イ 医療連携体制加算 (I)	600単位／日 (利用者 1人)
ロ 医療連携体制加算 (II)	300単位／日 (利用者 2人以上 8人以下)
ハ 医療連携体制加算 (III)	500単位／日
二 医療連携体制加算 (IV)	100単位／日
ホ 医療連携体制加算 (V)	39単位／日
ヘ 医療連携体制加算 (VI)	1,000単位／日 (利用者 1人)
ト 医療連携体制加算 (VII)	500単位／日 (利用者 2人以上 8人以下)

※ 既存の (I) 又は (II) については、4 時間未満の支援の場合適用し、4 時間を超えて支援を行う場合は、(VI) 又は (VII) を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

③ 運営方法やサービス提供規模の適正化

- ・ 「福祉型強化短期入所サービス費」の創設に当たり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、減算又は制限する。

«大規模減算【新設】»

所定単位数の90%を算定
※ 単独型で20床以上の場合

④ 長期（連続）利用日数の上限設定

- ・ 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
- ・ なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。

⑤ 年間利用日数の適正化

- ・ 年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付ける。
- ・ ただし、④、⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めて差し支えないこととする。

7. 施設系・居住系サービス

(1) 施設入所支援

① 夜勤職員配置の評価の見直し

- ・ 夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

『**夜勤職員配置体制加算の見直し**』

[現 行]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>49単位／日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>41単位／日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>36単位／日</u>

[見直し後]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>60単位／日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>48単位／日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>39単位／日</u>

② 重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件の経過措置の延長

- 平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成31年3月31日まで延長する。

③ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しは行わない。

（2）共同生活援助

① 基本報酬の見直し

- 非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 重度の障害者への支援を可能とする新たな類型の創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。

なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。

また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- 日中サービス支援型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、夜勤職員を加配する場合は、更に一定単位数を加算する。

《夜勤職員加配加算【新設】》

149単位／日

- ・ 日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合は適用しない。
- ・ 従来の共同生活援助で規定される加算等については、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用する。

③ 看護職員の配置の評価

- ・ 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設する。
なお、医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算(IV)のみ認める。

《看護職員配置加算【新設】》

70単位／日

④ 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価

- ・ 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設する。また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《精神障害者地域移行特別加算【新設】》

300単位／日（1年以内）

⑤ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価

- ・ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算を創設する。
また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《強度行動障害者地域移行特別加算【新設】》

300単位／日（1年以内）

⑥ 自立生活支援加算の見直し

- ・ 退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に1回、退居後に1回算定可能であるが、地域生活への移行を促進する観点から、入居中に算定することができる回数を2回に拡充する。
また、同様の内容である地域移行加算（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害児入所支援）についても、回数を拡充する。

『自立生活支援加算・地域移行加算の見直し』

[現 行] 入居(入所)中 <u>1回</u> 、退居(退所)後1回	1回	500単位
[見直し後] 入居(入所)中 <u>2回</u> 、退居(退所)後1回	1回	500単位

⑦ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 平成30年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33（2021）年3月31日まで延長する。
また、新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

8. 訓練系サービス

（1）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① 対象者の見直し

- ・ 障害福祉サービス等は3障害共通が原則であるが、自立訓練は障害種別によって利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障害者、生活訓練：知的障害者・精神障害者）を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

『生活訓練サービス費の見直し』

[現 行]

生活訓練サービス費（Ⅱ）

(1) 所要時間1時間未満	245単位／日
(2) 所要時間1時間以上	564単位／日

[見直し後]

生活訓練サービス費（Ⅱ）

(1) 所要時間1時間未満	<u>248</u> 単位／日
(2) 所要時間1時間以上	570単位／日

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 732単位／日

※ 生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止する。

② リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

«リハビリテーション加算の拡充»

[現 行]

リハビリテーション加算	20単位／日
-------------	--------

[見直し後]

イ リハビリテーション加算（Ⅰ）	48単位／日
ロ リハビリテーション加算（Ⅱ）	20単位／日

③ 利用者の障害特性等に応じた訓練の評価（生活訓練）

- ・ 利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算を創設する。

«個別計画訓練支援加算【新設】» 19単位／日

④ 中山間地域等の居宅を訪問する際のコストの評価（機能訓練・生活訓練）

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

«特別地域加算【新設】» +15／100

⑤ 一般就労移行後の定着実績の評価（機能訓練・生活訓練）

- ・ 自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

〔就労移行支援体制加算【新設】〕

(機能訓練の場合)

イ 利用定員が20人以下	57単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	25単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	14単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	10単位／日
ホ 利用定員が81人以上	7 単位／日

(生活訓練の場合)

イ 利用定員が20人以下	54単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	24単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	13単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	9 単位／日
ホ 利用定員が81人以上	7 単位／日

9. 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通的事項（就労移行支援及び就労継続支援）

① 施設外就労に係る加算の要件緩和

- ・企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件としているが、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行をより促進するため、達成度の評価等を施設外就労先で行うことを可能とする。

また、施設外就労の総数について、利用定員の100分の70以下とする要件を廃止する。

〔就労準備支援体制加算（Ⅱ）及び施設外就労加算の見直し〕

[現 行]

1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

② 在宅利用時の生活支援サービスの評価

- ・就労移行支援又は就労継続支援において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっているが、同一時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算を創設する。

《在宅時生活支援サービス加算【新設】》

300単位／日

在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 離島等における在宅利用時の要件の緩和

- ・ 在宅利用者については、月に1日は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件として基本報酬が算定されるが、離島等においては、利用者が事業所に通所することが困難であるため、要件を緩和する。

《離島等における在宅利用時の要件の緩和》

[現 行]

在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。

- ・ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

[見直し後]

離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。

- ・ 事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

④ 利益供与等の禁止の強化

- ・ 就労系サービスについては、利用者確保のため、「利用者が友人を紹介すると、紹介した者と紹介された者に金品を授与している事業所」、「企業に就職すると利用者に祝い金を出す事業所」、「就労継続支援A型事業所に雇用され6月以上働く場合に祝い金を出す事業所」、「就職斡旋した事業所に対し金品の授与を行っている事業所」があると指摘されている。

障害福祉サービスは、障害者が自立した生活を営めるよう、その大部分が公費負担によって行われているものであるため、どの事業者を選ぶか

は、あくまでも各事業者のサービス内容や質に基づき、障害者が自発的に判断すべきである。こうした意思決定を歪めるような誘因手法は望ましくないことから、金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を禁止することを指定基準の解釈通知に規定する。

(2) 就労移行支援

① 一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の評価

- ・ 利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価し、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。
また、定着実績に応じた基本報酬を設定することから、一般就労への移行実績が過去2年間ない場合並びに就労定着者数が過去3年間及び過去4年間ない場合の減算については廃止する。
- ・ なお、事業所開設後2年間を経過していない事業所については、現行と同様の基本報酬（別紙1の就労移行支援サービス費のそれぞれ（三）の単位数）を算定する。
- ・ また、就労定着支援体制加算については、就労定着支援が新たに創設されることに伴い廃止する。ただし、平成30年4月から就労定着支援を利用する障害者は、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスである就労定着支援の説明等や新たな支給決定事務も生じるため、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能とする。
- ・ この場合の単位数は、就労移行支援の基本報酬について就職後6月以上の就労定着者の割合に応じた設定とすること及び速やかな就労定着支援サービスへの移行を促進する観点から、現行の単位数の2分の1にする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 作業療法士を配置した場合の評価

- ・ 作業療法士を配置している就労移行支援事業所においては、作業療法士を配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

«福祉専門職員配置等加算の要件の見直し»

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 公認心理師の資格を有する場合の更なる評価については、4（2）福祉専門職員配置等加算の要件の見直しを参照。

③ 通勤訓練を実施した場合の評価

- 就労移行支援は通勤も含めた訓練を行うが、外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障害者に対し、白杖による歩行訓練を実施することを評価する加算を創設する。

«通勤訓練加算【新設】» 800単位/日

外部から専門職員を招いて、利用者に対し白杖による通勤訓練を実施した場合に加算する。

④ 就労支援関係研修修了加算の評価の見直し

- 就労支援関係研修修了加算については、半数程度の就労移行支援事業所で算定されている実績があること及び有資格者の配置に係る福祉専門職員配置等加算とのバランスを踏まえて、単位数を見直す。

〔就労支援関係研修修了加算の見直し〕

[現 行]

研修修了者を就労支援員として配置している場合

11単位／日

[見直し後]

研修修了者を就労支援員として配置している場合

6 単位／日

⑤ サービス利用に係る年齢制限の緩和

- ・ 就労移行支援は就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障害者は、引き続き利用することを可能とする。

(3) 就労継続支援A型

① 平均労働時間に応じた基本報酬の評価

- ・ 就労継続支援A型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障害福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬とする。

また、平均労働時間に応じた基本報酬を設定することから、短時間利用減算については、廃止する。

※ 1日当たりの平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間になってしまった場合について、平均労働時間の算出から除外する。

- ・ なお、実績が出せない事業所の安い事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援A型サービス費のそれぞれ(五)の単位数）を算定する。

※ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 賃金向上のための取組の評価

- ・ 賃金向上のためには、生産活動収入の向上に資する販路の拡大、付加価値のある商品の開発等に加え、利用者の労働時間を増加させつつ相応の生産活動を行うことが求められる。このため、賃金向上計画等を作成

するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入した上で、賃金向上のための指導員を常勤換算方法で1以上配置している事業所を評価する加算を創設する。

«賃金向上達成指導員配置加算【新設】»

イ 利用定員が20人以下	70単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	43単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	26単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	19単位／日
ホ 利用定員が81人以上	15単位／日

※ 生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図るための賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、当該計画の達成に向けて取り組む賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合、定員規模に応じてそれぞれの所定単位数を加算する。

③ 就労移行支援体制加算の評価の見直し

- 就労継続支援A型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

«就労移行支援体制加算の見直し»

[現 行] 26単位／日

※ 就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

[見直し後]

(1) 就労継続支援A型サービス費（I）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	42単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	18単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ 利用定員が81人以上	6単位／日

(2) 就労継続支援A型サービス費（II）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	39単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	17単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	9単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ 利用定員が81人以上	5単位／日

※ 就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する（前年度実績に応じて1年間加算する。）。

④ サービス利用に係る年齢制限の緩和

- ・ 就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障害者に対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障害者は、引き続き利用することを可能とする。

（4）就労継続支援B型

① 平均工賃額に応じた基本報酬の評価

- ・ 就労継続支援B型は、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障害者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。

また、平均工賃額に応じた基本報酬を設定することから、目標工賃達成加算については、廃止する。

※ 1月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。

- ・ なお、実績が出せない事業所の安い事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援B型サービス費のそれぞれ（六）の単位数）を算定する。

※ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 就労移行支援体制加算の評価の見直し

- ・ 就労継続支援B型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

《就労移行支援体制加算の見直し》

[現 行] 13単位／日

※ 就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

[見直し後]

(1) 就労継続支援B型サービス費（I）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	42単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	18単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ 利用定員が81人以上	6単位／日

(2) 就労継続支援B型サービス費（II）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	39単位／日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	17単位／日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	9単位／日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ 利用定員が81人以上	5単位／日

※ 就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。

10. 相談系サービス

(1) 計画相談支援、障害児相談支援

① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- ・ サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。
- ・ なお、モニタリング時以外にも、相談支援専門員が必要に応じた支援を隨時実施できるよう、サービス提供事業者は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に報告する。
- ・ また、指定特定相談支援事業者等の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組を行う。

イ 指定特定相談支援事業者等は、継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に対して報告する。

ロ 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等によりモニタリング内容について検証等を行う。

※ 検証等については基幹相談支援センター等に委託可。

《モニタリング実施標準期間の見直し》

[現 行]

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

- (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者
→ 利用開始から3月を経過するまで1月間
- (2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（(1) を除く。）
① 以下の者 → 1月間
　イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
　ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
　ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）
② ①以外の者 → 6月間
- (3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援（(1) 及び (4) を除く。） → 1年間
- (4) 地域移行支援、地域定着支援（(1) 及び (2) を除く。） → 6月間

[見直し後]

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

- (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者
→ 利用開始から3月を経過するまで1月間
- (2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（(1) を除く。）
① 以下の者 → 1月間
　イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
　ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
　ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

<u>② 以下の者</u>	→3月間
<input checked="" type="checkbox"/> <u>イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者</u>	
<input type="checkbox"/> <u>ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者</u>	
<u>③ ①、②以外の者</u>	→6月間
(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 ((1) 及び (4) を除く。)	→6月間
(4) 地域移行支援、地域定着支援 ((1) 及び (2) を除く。)	→6月間
※ (3) の利用者（以下「施設入所者等」という。）及び(2)の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者（以下「新サービス利用者」という。）は平成30年度から、その他の(2)の②は平成31年度から見直す。ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。	
※ さらに、上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりも短い期間で設定すべき旨を通知等で明記する。	
【計画相談支援】	
・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者	
・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者	
【障害児相談支援】	
・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者	
・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者	

- ② 相談支援専門員 1人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）
- ・ 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の遅減制を導入する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

③ 基本報酬の見直し（計画相談支援）

- ・ 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬については一定程度引き下げる（新単価については、施設入所者等及び新サービス利用者のみ平成30年度から、それ以外のサービス利用者については平成31年度から適用する。）。
- ・ なお、障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置く（上記②については障害児も対象）。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

④ 特定事業所加算の評価の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

- ・ 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、加算取得率が低調であることを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

《特定事業所加算の見直し》

[現 行]

特定事業所加算 300単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

[見直し後]

(1) 特定事業所加算 (I) 500単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)の要件を満たす

すこと。

- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- 二 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算（II）

400単位／月

※ 特定事業所加算（I）の80/100

（算定要件）

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 現行の特定事業所加算の（口）～（ヘ）の要件を満たすこと。
- ハ 特定事業所加算（I）の（二）の要件を満たすこと。

(3) 特定事業所加算（III）

300単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算（I）の（二）の要件を満たすこと。

※ すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、（二）の要件を満たさなくても算定を認める（平成31年3月までの経過措置）。

(4) 特定事業所加算（IV）

150単位／月

※ 特定事業所加算（III）の50/100

（算定要件）

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 現行の特定事業所加算の（口）及び（二）～（ヘ）を満たすこと。
- ハ 特定事業所加算（I）の（二）の要件を満たすこと。

※ 特定事業所加算（II）及び（IV）については、平成33（2021）年3月までとする。

⑤ 質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設する。

『初回加算【新設】』	300単位／月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。 	
<p>※ 計画相談支援のみ新設。障害児相談支援においては既設。ただし、基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。</p>	
『入院時情報連携加算【新設】』	
(1) 入院時情報連携加算 (I) ※ 医療機関を訪問しての情報提供	200単位／月
(2) 入院時情報連携加算 (II) ※ 医療機関への訪問以外の方法での情報提供	100単位／月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。 	
<p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算(I)、(II)の同時算定不可。</p>	
『退院・退所加算【新設】』	200単位／回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。 	
<p>※ 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。</p>	
『居宅介護支援事業所等連携加算【新設】』	100単位／月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。 	
<p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。</p>	
『医療・保育・教育機関等連携加算【新設】』	100単位／月
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供 	

を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。

《サービス担当者会議実施加算【新設】》 100単位／月

- ・ 継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。

《サービス提供時モニタリング加算【新設】》 100単位／月

- ・ 継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。

《行動障害支援体制加算【新設】》 35単位／月

- ・ 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《要医療児者支援体制加算【新設】》 35単位／月

- ・ 重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《精神障害者支援体制加算【新設】》 35単位／月

- ・ 精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑥ その他（計画相談支援、障害児相談支援）

- ・セルフプランについて、各市町村において以下の取組を行うよう促す。
 - ア セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握
 - イ 計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成
 - ウ セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証

（2）地域移行支援

① 地域移行実績や専門職の配置等の評価

- ・障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価することとし、新たな基本報酬を設定する。

『地域移行支援サービス費の見直し』

[現 行]

地域移行支援サービス費	2,323単位／月
-------------	-----------

[見直し後]

イ 地域移行支援サービス費（I）	3,044単位／月
ロ 地域移行支援サービス費（II）	2,336単位／月

※ 地域移行支援サービス費（I）を算定する事業所の要件

（1）当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。

（2）次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修（注）の修了者であること。

[注] 都道府県地域生活支援事業（精神障害関係従事者養成研修事業）の一つ

（3）1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

「緊密な連携」の具体例（いずれも月1回以上が目安）

- ・障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加
- ・障害者支援施設や精神科病院等からの依頼に基づく、入所者・入院患者への障害福祉サービスの説明や事業所の紹介

- ② 障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し
- ・ 地域移行を希望する障害者が障害福祉サービスを体験する機会を確保する観点から、体験を行う初期の業務量を評価するため、障害福祉サービスの体験利用加算を拡充する。
 - ・ 地域生活支援拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、地域移行支援事業所が拠点等としての機能を担う場合について、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算を拡充する（再掲）。

«障害福祉サービスの体験利用加算の見直し»

[現 行]

体験利用加算	300単位／日
--------	---------

[見直し後]

<u>イ 体験利用加算（I）</u>	<u>500単位／日（初日から5日目まで）</u>
<u>ロ 体験利用加算（II）</u>	<u>250単位／日（6日目から15日目まで）</u>

«障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し【再掲】»

地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合
+50単位

(3) 地域定着支援

- 深夜における電話による支援の評価
- ・ 深夜（午後10時から午前6時までの時間）における電話による相談援助を評価することとし、新たな緊急時支援費を設定する。

«緊急時支援費の見直し»

[現 行]

緊急時支援費	705単位／日
--------	---------

[見直し後]

<u>(1) 緊急時支援費（I）</u>	<u>709単位／日</u>
<u>(2) 緊急時支援費（II）</u>	<u>94単位／日</u>

11. 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

- ① 医療的ケア児への支援の充実（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算を創設する。
 - ・ また、送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

- さらに、医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合等を評価する医療連携体制加算について、長時間支援を評価する区分を創設する。

«看護職員加配加算【新設】»

→「看護職員加配加算の創設について」（別紙2）参照

«送迎加算の拡充»

[現 行]

イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合	片道54単位／回
ロ 重症心身障害児の場合	片道37単位／回

[見直し後]

イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合	片道54単位／回
	+37単位／回※1
ロ 重症心身障害児の場合	片道37単位／回

※1 看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。

※2 同一敷地内の送迎については、加算単位数の70%を算定する。

«医療連携体制加算の拡充»

[現 行]

イ 医療連携体制加算（I）	500単位／日（障害児1人）
ロ 医療連携体制加算（II）	250単位／日（障害児2人以上8人以下）
ハ 医療連携体制加算（III）	500単位／日
ニ 医療連携体制加算（IV）	100単位／日

[見直し後]

イ 医療連携体制加算（I）	500単位／日
ロ 医療連携体制加算（II）	250単位／日
ハ 医療連携体制加算（III）	500単位／日
ニ 医療連携体制加算（IV）	100単位／日
ホ 医療連携体制加算（V）	1,000単位／日（障害児1人）
ヘ 医療連携体制加算（VI）	500単位／日（障害児2人以上8人以下）

※ 既存の（I）又は（II）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（V）又は（VI）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可とする。

② 指導員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算の単位数を見直すとともに、一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加えて、1人以上配置した場合に更に評価する。
- ・ また、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所においても、障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に評価する。
- ・ なお、人員配置基準上「指導員」という名称が廃止されるため、加算の名称を「児童指導員等加配加算」に改める。

『指導員加配加算の見直し』

→「指導員加配加算の見直し等について」（別紙3）参照

[現 行]

イ 児童指導員等を配置する場合

(1) 定員10人以下	<u>195単位／日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>130単位／日</u>
(3) 定員21人以上	<u>78単位／日</u>

ロ 指導員を配置する場合

(1) 定員10人以下	<u>183単位／日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>122単位／日</u>
(3) 定員21人以上	<u>73単位／日</u>

[見直し後]

イ 専門職員（理学療法士等）を配置する場合

(1) 定員10人以下	<u>209単位／日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>139単位／日</u>
(3) 定員21人以上	<u>84単位／日</u>

ロ 児童指導員等を配置する場合

(1) 定員10人以下	<u>155単位／日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>103単位／日</u>
(3) 定員21人以上	<u>62単位／日</u>

ハ その他の従業者を配置する場合

(1) 定員10人以下	<u>91単位／日</u>
(2) 定員11人以上20人以下	<u>61単位／日</u>
(3) 定員21人以上	<u>36単位／日</u>

③ 理学療法士等による機能訓練等の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）における障害児へのきめ細やかな支援を強化するため、特別支援加算の加算の対象となる職種について、看護職員及び視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加した上で、単位数を引き上げる。

『特別支援加算の見直し』

[現 行]

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合 25単位／日

[見直し後]

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合 54単位／日

④ 強度行動障害児支援の強化（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算を創設する。

『強度行動障害児支援加算【新設】』 155単位／日

⑤ 家族等に対する相談援助の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 障害児を育てる家族等への支援を強化するため、事業所内相談支援加算の要件を緩和する。

『事業所内相談支援加算の見直し』

[現 行]

相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合は算定不可とする。

[見直し後]

相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。

⑥ 保育所等との連携の強化（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- 障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充する。

«関係機関連携加算の見直し»

[現 行]

関係機関連携加算（I）

※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算する。

[見直し後]

関係機関連携加算（I）

※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として加算する。

⑦ 保育所や放課後児童クラブ等の一般施策への移行の推進（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。

«保育・教育等移行支援加算【新設】» 500単位／回（1回を限度）

⑧ 欠席時対応加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- 重症心身障害児については、体調が不安定であることに着目し、欠席時対応加算の算定回数を拡充する。

«欠席時対応加算の算定回数の拡充»

[現 行]

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。

[見直し後]

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日を乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

- ⑨ 自己評価結果等未公表減算（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援（注）及び放課後等デイサービスについて、未公表の場合は減算する。なお、当該減算については、平成31年4月1日から適用する。

[注] 児童発達支援については、平成30年4月1日から自己評価結果等の公表を義務付け（60頁（2）児童発達支援 ①「人員配置基準等の見直し」参照。）。

《自己評価結果等未公表減算【新設】》

自己評価結果等が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

（2）児童発達支援

① 人員配置基準等の見直し

- 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の質の確保の観点から、人員配置基準の見直しを行うとともに、自己評価結果等の公表を義務付ける。なお、人員配置基準の見直しは、現に指定を受けている事業所については、平成31年3月31日まで経過措置を設ける。
- 人員配置基準の見直しに伴い、児童指導員等配置加算の算定要件を見直す。

《人員配置基準の見直し》

[現 行]

指導員又は保育士

[見直し後]

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

※うち半数以上が児童指導員又は保育士であること。

《児童指導員等配置加算の見直し》

[現 行]

人員配置基準に定める指導員に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。

[見直し後]

人員配置基準に定める障害福祉サービス経験者に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。

② 基本報酬の区分の創設

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害児（未就学児）を支援する場合（小学校就学前の障害児の数が障害児全体の数の70%以上）とそれ以外の場合の区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

（3）医療型児童発達支援

○ 保育機能の充実（医療型児童発達支援）

- ・ 保育機能の充実を図る観点から、保育職員加配加算を拡充する。

《保育職員加配加算の拡充》

[現 行] 50単位／日

※ 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。

[見直し後] 50単位／日※1 +22単位※2

※1 医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。

※2 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所については、更に1名加配した場合も評価する。

（4）放課後等デイサービス

○ 放課後等デイサービスの適切な評価

- ・ 現在一律の単価設定となっている基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。具体的には、各事業所において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表（110頁）の指標に該当する障害児が利用者に占める割合に基づき、基本報酬を適用するものとする。
- ・ また、授業終了後に提供する場合に、1日に行われるサービス提供の時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえた基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(5) 保育所等訪問支援

○ 保育所等訪問支援の推進

- ・ 保育所等訪問支援における専門性の高い支援を推進するため、訪問支援員特別加算の単位数の引上げ等を行う。
- ・ また、児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントへの同行を評価する加算を創設する。
- ・ さらに、障害児を育てる家族等への支援を強化するため、障害児の居宅を訪問して家族等に対して相談援助を行うことを評価する加算を創設する。
- ・ この他、同一日に複数の障害児に支援した場合に適用される減算を見直し、同一場所で提供した場合に限定する。

«訪問支援員特別加算の拡充»

[現 行]

[見直し後]

375単位／日

679単位／日

※ 看護職員を算定対象に追加。

«初回加算【新設】»

200単位／月

- ・ 児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算する。

«家庭連携加算【新設】»

イ 所要時間1時間未満 187単位／回

ロ 所要時間1時間以上 280単位／回

- ・ 障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月に2回を限度として加算する。

«同一日に複数支援した場合の減算の見直し»

[現 行]

同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算する。

[見直し後]

同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算する。

12. 障害児入所支援

(1) 障害児入所支援における共通事項

○ 公認心理師の評価

- ・ より高度で専門的な心理指導が提供されるよう、心理担当職員配置加算について、公認心理師の資格を有する場合に更に評価する。

《心理担当職員配置加算の見直し》

[現 行]

- 福祉型障害児入所施設
 - イ 主に知的障害児に対する場合
定員に応じて5単位／日～102単位／日
 - ロ 主に自閉症児に対する場合
定員に応じて13単位／日～ 26単位／日
 - ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合
定員に応じて10単位／日～102単位／日
 - ニ 主に肢体不自由児に対する場合
定員に応じて13単位／日～ 20単位／日
- 医療型障害児入所施設 26単位／日

[見直し後]

- 福祉型障害児入所施設
 - イ 主に知的障害児に対する場合
定員に応じて5単位／日～102単位／日 +10単位※
 - ロ 主に自閉症児に対する場合
定員に応じて13単位／日～ 26単位／日 +10単位※
 - ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合
定員に応じて10単位／日～102単位／日 +10単位※
 - ニ 主に肢体不自由児に対する場合
定員に応じて13単位／日～ 20単位／日 +10単位※
 - 医療型障害児入所施設 26単位／日 +10単位※
- ※ 公認心理師の資格を有している場合に更に加算する。

(2) 福祉型障害児入所施設

① 医療的ケア児への支援の充実

- ・ 看護師配置加算を見直し、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に更に評価する（加算の名称も看護職員配置加算に改める）。

《看護師配置加算の見直し》

→「看護師配置加算の見直しについて」（別紙4）参照

② 手厚い人員配置の評価

- ・ 障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図る観点から、人員配置基準以上に手厚い配置をしている施設を評価するための加算を創設する。

«児童指導員等加配加算の創設【新規】»

→「指導員加配加算の見直し等について」(別紙3) 参照

③ グループホームや障害者入所施設等への移行支援の推進

- ・ グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成33（2021）年3月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定の対象とする。

«地域移行加算の見直し»

[現 行] 500単位（退所前、退所後各1回）

※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。ただし、当該障害児が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては算定不可とする。

[見直し後] 500単位（退所前2回、退所後1回）

※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。なお、平成33（2021）年3月31日までの間は、他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可とする。

(3) 医療型障害児入所施設

① 有期有目的入所の更なる評価

- ・ 肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価を行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照

② 福祉職員の充実

- ・ 被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算を創設する。

«保育職員加配加算の創設【新規】»

20単位／日

13. 障害児支援共通

(1) 児童発達支援管理責任者の評価の見直し

- 児童発達支援管理責任者の配置については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

（2）人員配置基準の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び福祉型障害児入所施設）

- 医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直す。

《人員配置基準の見直し》

[現 行]

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・看護師 1 以上
- ・機能訓練担当職員 1 以上

- 主として自閉症児を入所させる施設

- ・看護師 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

- 主として肢体不自由児を入所させる施設

- ・看護師 1 人以上

[見直し後]

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師） 1 以上
- ・機能訓練担当職員 1 以上

※ ただし、機能訓練を行わない時間帯については配置しないことがある。

※ 機能訓練担当職員については、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援を除く。

- 主として自閉症児を入所させる施設

- ・看護職員 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

- 主として肢体不自由児を入所させる施設

- ・看護職員 1 人以上

14. その他

（1）国庫負担基準の見直し

- ① 重度障害者の割合等による自治体間の不均衡を考慮した国庫負担基準の見直し
 - ・ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の利用者数の割合（以下「重度率」という。）が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行った。

- しかし、支給決定者数が少ない小規模な市町村において、重度障害者の割合が大きくなると、特に超過負担が生じるという状況等が見られることから、重度障害者の利用状況や、支給決定者数の状況を勘案し、市町村全体の国庫負担基準総額の嵩上げについて、小規模な市町村に特に手厚くなるよう見直す。
- また、管内に訪問系サービスにおける特別地域加算の算定対象となる地域がある市町村の場合、当該地域に居住する者への給付が、当該地域以外に居住する者と比べて15%多く給付されることから、当該地域に居住する者の国庫負担基準を、当該地域以外に居住する者の国庫負担基準に15%乗じたものとする。

② 介護保険対象者の国庫負担基準の見直し

- 介護保険対象者の重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の国庫負担基準は、制度創設当初は、重度訪問介護等の国庫負担基準から居宅介護の国庫負担基準を除いた単位としていたが、現状はそれより低い水準となっているため、制度創設時の考え方へ沿ったものに改める。
- また、行動援護は介護保険に相当するサービスではないことから、介護保険対象者の国庫負担基準を廃止する。

③ 従前額保障の取扱いの廃止

- 市町村全体の国庫負担基準総額が、平成17年度の国庫補助の額を下回るときに、当該国庫補助額を市町村全体の国庫負担基準総額とする取扱いについて、制度施行後10年以上が経過したこと等を踏まえ廃止する(廃止により超過負担が増加又は新たに生じる市町村に対しては、補助金により、経過措置として財政支援を行う。)。

『市町村全体の国庫負担基準総額の嵩上げの見直し』

[現 行]

重度率が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げ

[見直し後]

市町村における訪問系サービス全体の利用者数及び重度率等に応じて、市町村全体の国庫負担基準総額の嵩上げ率を以下の表のとおりとする。

各月の支給決定者数の年間合計人數		重度率			
		20%以上	15%以上	10%以上	5%以上
	600人未満	100%	50%	30%	25%
	600人以上 1,800人未満	50%	30%	25%	20%
	1,800人以上 3,000人未満	30%	25%	20%	15%
	3,000人以上 4,200人未満	25%	20%	15%	10%
	4,200人以上	5%	5%	5%	5%

※ 地方交付税不交付団体の嵩上げ率は5%を上限とする。

«特別地域加算対象地域に居住する者の国庫負担基準の創設【新設】»

(例) 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準

- ① 特別地域加算対象地域以外に居住する者 84,320単位
- ② 特別地域加算対象地域に居住する者 96,968単位 (+15%)

«介護保険対象者の国庫負担基準の見直し»

(例) 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準

[現 行]

- ① 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準 84,320単位
- ② ①の介護保険対象者の国庫負担基準 33,830単位
- ③ 居宅介護利用者（障害支援区分6）の国庫負担基準 26,970単位

[見直し後]

- ① 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準 84,320単位
- ② ①の介護保険対象者の国庫負担基準 57,350単位
- ③ 居宅介護利用者（障害支援区分6）の国庫負担基準 26,970単位

«従前額保障の取扱いの廃止»

[現 行]

以下の①及び②を比較して大きい方の額を市町村全体の国庫負担基準総額とする。

- ① 利用者が利用するサービス及び障害支援区分ごとに応じて設定した国庫負担基準について、市町村の利用者全員分を合計した額。
- ② 平成17年度における補助額。

[見直し後]

利用者が利用するサービス及び障害支援区分ごとに応じて設定した国庫負担基準について、市町村の利用者全員分を合計した額を市町村の国庫負担基準総額とする。

第3 終わりに

○ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。

○ その際、検討の中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う。

① サービスの質を踏まえた報酬単位の設定

- ・ 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者や、サービス提供事業所数が大幅に増加する中、検討チームでは、「現行の報酬については、サービス提供者側の体制という形式的な要件で決まっている中で、それが本当にいい支援かどうかは別物である。そうした中で、非常に難しいことであるが、科学的なエビデンスに基づいた支援の質を考えなければならない」との意見があった。

次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法等を検討する。

② 客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定

- ・ 事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行う。

③ 食事提供体制加算について

- ・ 食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、そのあり方を検討する。

④ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスにおける送迎加算

- ・ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、送迎対象者の実態を把握した上で、送迎加算のあり方を検討する。

⑤ 身体拘束等の適正化について

- ・ 今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

⑥ 居宅介護について

- ・ 居宅介護の利用実態等を把握しつつ、身体介護と家事援助の報酬や人員基準について検討する。

- ⑦ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について
 - ・ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について、その利用実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑧ 就労移行支援利用後の一般就労について
 - ・ 一般就労の範囲については、今後、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑨ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例について
 - ・ 就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、今後、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑩ 就労移行支援における支援内容の実態把握と今後の対応
 - ・ 就労移行支援の基本報酬については、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価することとしているが、今後、就労移行支援の具体的な支援内容と、一般就労への移行や就労定着実績との関係性等の実態を把握した上で、支援内容の評価のあり方について検討する。
- ⑪ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて
 - ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たな類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する。
- ⑫ 計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング実施標準期間等について
 - ・ 計画相談支援については、モニタリングの実施標準期間の見直しに伴う効果や影響を検証し、障害児相談支援のあり方も含め更なる見直しについて引き続き検討する。
- ⑬ 医療的ケア児者について
 - ・ 医療的ケア児者に対する支援を直接的に評価するため、医療的ケア児者の厳密な定義（判定基準）について、調査研究を行った上で、評価のあり方について引き続き検討する。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

現行		見直し後	
«訪問系サービス»		«訪問系サービス»	
第1 居宅介護 居宅介護サービス費	第1 居宅介護 居宅介護サービス費	イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合	245 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合	248 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	388 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	392 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	564 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	570 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	644 単位	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	651 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	724 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	732 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	804 単位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	813 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合	884 単位	(7) 所要時間 3 時間以上の場合	894 単位
計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数		に所要時間 3 時間から 計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数	
口 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合		口 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	245 单位	(1) 所要時間 30 分未満の場合	248 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	388 单位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	392 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	564 单位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	570 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	644 单位	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	651 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	724 单位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	732 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	804 单位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	813 単位

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合	884 単位に所要時間 3 時間から (7) 所要時間 3 時間以上の場合 計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合	101 単位 (1) 所要時間 30 分未満の場合
(2) 所要時間 30 分以上 45 分未満の場合	146 単位 (2) 所要時間 30 分以上 45 分未満の場合
(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	189 单位 (3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満	229 单位 (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満
(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	264 单位 (5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合
(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数	298 単位 (6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数
二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合	101 单位 (1) 所要時間 30 分未満の場合
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	189 单位 (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	264 单位 (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 67 单位を加算した単位数	331 单位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 67 单位を加算した単位数
木 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97 单位 木 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
	98 単位 ※ 共生型サービスは上記と同様。
	第 2 重度訪問介護

重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	183 単位	イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合	184 単位
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	273 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	274 単位
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	364 単位	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	365 単位
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	455 単位	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	456 単位
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	546 単位	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	548 単位
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	636 単位	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	638 単位
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	728 単位	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	730 単位
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	813 単位	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	815 単位
4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数		4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	1,493 単位	(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	1,495 単位
8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数		8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	2,168 単位	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	2,170 単位
12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 单位を加算した単位数		12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 单位を加算した単位数	
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	2,814 単位	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	2,816 単位
16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 单位を加算した単位数		16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 单位を加算した単位数	
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	3,496 単位	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	3,498 単位
20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 单位を加算した単位数		20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 单位を加算した単位数	

	口 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合	
(1)	所要時間 1 時間未満の場合	184 単位
(2)	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	274 単位
(3)	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	365 単位
(4)	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	456 単位
(5)	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	548 単位
(6)	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	638 単位
(7)	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	730 単位
(8)	所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	815 単位
	4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(9)	所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	1,495 単位
	8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(10)	所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	2,170 単位
	12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	
(11)	所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	2,816 単位
	16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	
(12)	所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	3,498 单位
	20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	
	※ 共生型サービスは上記と同様。	

第3 同行援護 同行援護サービス費	第3 同行援護 同行援護サービス費	イ 身体介護を伴う場合	184 単位
(1) 所要時間 30 分未満の場合	256 単位	イ 所要時間 30 分未満の場合	184 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	405 単位	口 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	291 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	589 単位	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	420 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	672 単位	二 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	484 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	755 単位	木 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	547 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	839 単位	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	610 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合	922 単位	ト 所要時間 3 時間以上の場合	673 単位
計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数		に所要時間 3 時間から 計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数	
口 身体介護を伴わない場合		※ 平成 30 年 3 月 31 日時点において、現に同行援護の支給決定を受けている者に対して、同行援護を行った場合にあっては、当該者の支給決定の有効期間に限り、なお従前の所定単位数を算定することができることとする。	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	105 単位		
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	199 单位		
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	278 単位		
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	348 単位	に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した 単位数	
第4 行動援護 行動援護サービス費	第4 行動援護 行動援護サービス費	イ 所要時間 30 分未満の場合	254 単位

口	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	401 単位	口	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	402 単位
ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	584 単位	ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	586 単位
二	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	731 单位	二	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	733 单位
木	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	879 单位	木	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	882 单位
ヘ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,027 单位	ヘ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,030 单位
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,175 单位	ト	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,179 单位
チ	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,323 单位	チ	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間 30 分未満の場合	1,327 单位
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,472 单位	リ	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,477 单位
ヌ	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,619 单位	ヌ	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間 30 分未満の場合	1,624 单位
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,767 单位	ル	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,773 单位
ヲ	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,915 单位	ヲ	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,921 单位
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,063 单位	ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,070 单位
力	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,211 单位	力	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,218 单位
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,360 单位	ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,368 单位
タ	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,506 单位	タ	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,514 单位
第5 重度障害者等包括支援					
重度障害者等包括支援サービス費					
イ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超えない範囲）	802 单位	イ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助の場合	802 单位
口	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超える範囲）	781 单位	口	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超える範囲）	781 单位
（1） 所要時間 1 時間未満の場合					
（2） 所要時間 1 時間以上の場合					
301 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単					

		位数	(3) 所要時間 12 時間以上の場合 0 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した 単位数	2,499 単位に所要時間 12 時間 30 分を加算して 98 単位を加算した 946 单位
ハ 短期入所の場合	892 单位	口 短期入所の場合	946 单位	
ニ 共同生活援助の場合	961 单位	ハ 共同生活援助の場合	997 单位	

《日中活動系サービス》

第 1 療養介護

療養介護サービス費（1 日につき）

療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費（I）

(-) 利用定員が 40 人以下

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下

(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下

(四) 利用定員が 81 人以上

(2) 療養介護サービス費（II）

(-) 利用定員が 40 人以下

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下

(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下

(四) 利用定員が 81 人以上

(3) 療養介護サービス費（III）

(-) 利用定員が 40 人以下

《日中活動系サービス》

第 1 療養介護

療養介護サービス費（1 日につき）

療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費（I）

(-) 利用定員が 40 人以下

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下

(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下

(四) 利用定員が 81 人以上

(2) 療養介護サービス費（II）

(-) 利用定員が 40 人以下

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下

(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下

(四) 利用定員が 81 人以上

(3) 療養介護サービス費（III）

(-) 利用定員が 40 人以下

943 単位

917 单位

870 单位

833 单位

686 单位

651 单位

605 单位

575 单位

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	497 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	514 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	473 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	485 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	453 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	463 単位
(4) 療養介護サービス費(IV)		(4) 療養介護サービス費(IV)	
(-) 利用定員が 40 人以下	418 単位	(-) 利用定員が 40 人以下	435 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	399 单位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 单位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	372 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	344 单位	(四) 利用定員が 81 人以上	352 単位
(5) 療養介護サービス費(V)		(5) 療養介護サービス費(V)	
(-) 利用定員が 40 人以下	418 单位	(-) 利用定員が 40 人以下	435 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 单位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	399 单位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 单位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	372 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	344 单位	(四) 利用定員が 81 人以上	352 単位
口 経過的療養介護サービス費		口 経過的療養介護サービス費	
(1) 利用定員が 40 人以下	877 単位	(1) 利用定員が 40 人以下	881 単位
(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	877 单位	(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	881 单位
(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 单位	(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	852 単位
(4) 利用定員が 81 人以上	815 单位	(4) 利用定員が 81 人以上	819 単位
第 2 生活介護			
生活介護サービス費（1日につき）			
イ 生活介護サービス費			
(1) 利用定員が 20 人以下			
(-) 区分 6	1,278 単位	(-) 区分 6	1,283 単位

(二) 区分5	959 单位	(二) 区分5	963 单位
(三) 区分4	680 单位	(三) 区分4	683 单位
(四) 区分3	610 单位	(四) 区分3	613 单位
(五) 区分2 以下	559 单位	(五) 区分2 以下	561 单位
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 区分6	1,139 单位	(一) 区分6	1,144 单位
(二) 区分5	851 单位	(二) 区分5	854 单位
(三) 区分4	599 单位	(三) 区分4	601 单位
(四) 区分3	539 单位	(四) 区分3	541 单位
(五) 区分2 以下	491 单位	(五) 区分2 以下	493 单位
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	1,099 单位	(一) 区分6	1,104 单位
(二) 区分5	816 单位	(二) 区分5	819 单位
(三) 区分4	568 单位	(三) 区分4	570 单位
(四) 区分3	502 单位	(四) 区分3	504 单位
(五) 区分2 以下	459 单位	(五) 区分2 以下	461 单位
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	1,045 单位	(一) 区分6	1,049 单位
(二) 区分5	781 单位	(二) 区分5	784 单位
(三) 区分4	549 单位	(三) 区分4	551 单位
(四) 区分3	493 单位	(四) 区分3	495 单位
(五) 区分2 以下	445 单位	(五) 区分2 以下	447 单位
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	1,028 单位	(一) 区分6	1,032 单位

(二) 区分5	765 単位	(二) 区分5	768 単位
(三) 区分4	535 単位	(三) 区分4	537 単位
(四) 区分3	478 単位	(四) 区分3	480 単位
(五) 区分2 以下	428 単位	(五) 区分2 以下	430 単位
		口 共生型生活介護サーービス費	
		(1) 共生型生活介護サーービス費(Ⅰ)	694 単位
		(2) 共生型生活介護サーービス費(Ⅱ)	854 単位
		ハ 基準該当生活介護サーービス費	
		(1) 基準該当生活介護サーービス費(Ⅰ)	694 単位
		(2) 基準該当生活介護サーービス費(Ⅱ)	854 単位
第3 短期入所			
		短期入所サービス費（1日につき）	
		イ 福祉型短期入所サービス費	
		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
		(-) 区分6	896 単位
		(二) 区分5	758 単位
		(三) 区分4	626 单位
		(四) 区分3	563 单位
		(五) 区分1 及び区分2	492 单位
		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
		(-) 区分6	582 单位
		(二) 区分5	510 单位
		(三) 区分4	307 单位

(四) 区分3	232 単位	(四) 区分3	233 単位
(五) 区分1及び区分2	166 単位	(五) 区分1及び区分2	167 単位
(3) 福祉型短期入所サークル料(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サークル料(Ⅲ)	
(一) 区分3	758 単位	(一) 区分3	761 単位
(二) 区分2	595 単位	(二) 区分2	597 単位
(三) 区分1	492 单位	(三) 区分1	494 单位
(4) 福祉型短期入所サークル料(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サークル料(Ⅳ)	
(一) 区分3	510 单位	(一) 区分3	512 单位
(二) 区分2	269 单位	(二) 区分2	270 单位
(三) 区分1	166 单位	(三) 区分1	167 单位
(5) 福祉型強化短期入所サークル料(Ⅰ)		(5) 福祉型強化短期入所サークル料(Ⅰ)	
(一) 区分6		(一) 区分6	1,096 单位
(二) 区分5		(二) 区分5	962 单位
(三) 区分4		(三) 区分4	829 单位
(四) 区分3		(四) 区分3	766 单位
(五) 区分1及び区分2		(五) 区分1及び区分2	695 单位
(6) 福祉型強化短期入所サークル料(Ⅱ)		(6) 福祉型強化短期入所サークル料(Ⅱ)	
(一) 区分6		(一) 区分6	785 单位
(二) 区分5		(二) 区分5	713 单位
(三) 区分4		(三) 区分4	509 单位
(四) 区分3		(四) 区分3	434 单位
(五) 区分1及び区分2		(五) 区分1及び区分2	367 单位
(7) 福祉型強化短期入所サークル料(Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サークル料(Ⅲ)	
(一) 区分3		(一) 区分3	962 单位

	(二) 区分2	798 単位
	(三) 区分1	695 単位
	(8) 福祉型強化短期入所サービス費(IV)	
(-)	区分3	713 単位
(二)	区分2	471 単位
(三)	区分1	367 単位
口	医療型短期入所サービス費	
(1)	医療型短期入所サービス費(I)	2, 889 単位
(2)	医療型短期入所サービス費(II)	2, 686 単位
(3)	医療型短期入所サービス費(III)	1, 679 単位
八	医療型特定短期入所サービス費	
(1)	医療型特定短期入所サービス費(I)	2, 768 単位
(2)	医療型特定短期入所サービス費(II)	2, 555 单位
(3)	医療型特定短期入所サービス費(III)	1, 578 单位
(4)	医療型特定短期入所サービス費(IV)	2, 014 单位
(5)	医療型特定短期入所サービス費(V)	1, 881 单位
(6)	医療型特定短期入所サービス費(VI)	1, 209 单位
二	共生型短期入所サービス費	
(1)	共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)	761 单位
(2)	共生型短期入所(福祉型)サービス費(II)	233 单位
(3)	共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)	958 单位
(4)	共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(II)	432 单位
木	基準該当短期入所サービス費	
(1)	基準該当短期入所サービス費(I)	761 单位

(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	232 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	233 単位
«施設系サービス»			
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費（1日につき）		施設入所支援サービス費（1日につき）	
イ 利用定員が 40 人以下		イ 利用定員が 40 人以下	
(1) 区分 6	453 単位	(1) 区分 6	455 単位
(2) 区分 5	382 単位	(2) 区分 5	384 単位
(3) 区分 4	308 単位	(3) 区分 4	309 単位
(4) 区分 3	232 単位	(4) 区分 3	233 単位
(5) 区分 2 以下	168 単位	(5) 区分 2 以下	169 単位
ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下		ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(1) 区分 6	356 単位	(1) 区分 6	357 単位
(2) 区分 5	297 単位	(2) 区分 5	298 単位
(3) 区分 4	235 単位	(3) 区分 4	236 単位
(4) 区分 3	185 単位	(4) 区分 3	186 単位
(5) 区分 2 以下	146 単位	(5) 区分 2 以下	147 単位
ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(1) 区分 6	295 単位	(1) 区分 6	296 単位
(2) 区分 5	247 単位	(2) 区分 5	248 単位
(3) 区分 4	198 単位	(3) 区分 4	199 単位
(4) 区分 3	162 単位	(4) 区分 3	163 単位
(5) 区分 2 以下	132 単位	(5) 区分 2 以下	133 単位
二 利用定員が 81 人以上		二 利用定員が 81 人以上	

(1) 区分6	269 単位	(1) 区分6	270 単位
(2) 区分5	223 単位	(2) 区分5	224 単位
(3) 区分4	178 単位	(3) 区分4	179 单位
(4) 区分3	146 単位	(4) 区分3	147 单位
(5) 区分2 以下	125 単位	(5) 区分2 以下	126 单位
《居住系サービス》			
共同生活援助			
1 介護サービス包括型共同生活援助	(1日につき)	第2 共同生活援助	
イ 共同生活援助サービス費 (I)		1 介護サービス包括型共同生活援助 (1日につき)	
(1) 区分6	668 単位	イ 共同生活援助サービス費 (I)	661 単位
(2) 区分5	552 単位	(1) 区分6	547 单位
(3) 区分4	471 単位	(2) 区分5	467 单位
(4) 区分3	385 单位	(3) 区分4	381 单位
(5) 区分2	295 单位	(4) 区分3	292 单位
(6) 区分1 以下	259 单位	(5) 区分2	242 单位
口 共同生活援助サービス費 (II)		口 共同生活援助サービス費 (II)	
(1) 区分6	617 单位	(1) 区分6	611 单位
(2) 区分5	501 单位	(2) 区分5	496 单位
(3) 区分4	420 单位	(3) 区分4	417 单位
(4) 区分3	334 单位	(4) 区分3	331 单位
(5) 区分2	244 单位	(5) 区分2	242 单位
(6) 区分1 以下	212 单位	(6) 区分1 以下	198 单位
ハ 共同生活援助サービス費 (III)		ハ 共同生活援助サービス費 (III)	

(1) 区分6	584 単位	(1) 区分6	578 単位
(2) 区分5	467 単位	(2) 区分5	463 単位
(3) 区分4	387 単位	(3) 区分4	383 単位
(4) 区分3	301 単位	(4) 区分3	298 単位
(5) 区分2	211 単位	(5) 区分2	209 単位
(6) 区分1 以下	182 単位	(6) 区分1 以下	170 単位
二 共同生活援助サービス費 (IV)			
(1) 区分6	699 単位	(1) 区分6	691 単位
(2) 区分5	582 単位	(2) 区分5	577 単位
(3) 区分4	502 単位	(3) 区分4	497 単位
(4) 区分3	415 単位	(4) 区分3	411 単位
(5) 区分2	326 単位	(5) 区分2	322 単位
(6) 区分1 以下	289 単位	(6) 区分1 以下	272 単位
木 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例			
(1) 4 : 1 の場合	444 単位	(1) 4 : 1 の場合	440 単位
(-) 区分6	(-) 区分6	(-) 区分6	(-) 区分6
(二) 区分5	398 単位	(二) 区分5	394 単位
(三) 区分4	365 単位	(三) 区分4	361 単位
(2) 5 : 1 の場合	393 単位	(2) 5 : 1 の場合	389 单位
(-) 区分6	347 单位	(-) 区分6	343 单位
(二) 区分5	314 单位	(二) 区分5	311 单位
(三) 区分4	360 单位	(三) 区分4	356 单位
(3) 6 : 1 の場合	(-) 区分6	(3) 6 : 1 の場合	(-) 区分6
(-) 区分6			

(二) 区分5	313 単位	(二) 区分5	310 単位
(三) 区分4	281 単位	(三) 区分4	278 単位
		2 日中サービス支援型共同生活援助 (1日につき)	
		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I)	
		(1) 区分6	1,098 単位
		(2) 区分5	982 単位
		(3) 区分4	901 単位
		(4) 区分3	717 单位
		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (II)	
		(1) 区分6	1,014 单位
		(2) 区分5	898 单位
		(3) 区分4	816 单位
		(4) 区分3	633 单位
		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (III)	
		(1) 区分6	963 单位
		(2) 区分5	846 单位
		(3) 区分4	765 单位
		(4) 区分3	582 单位
		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (IV)	
		(1) 区分6	1,128 单位
		(2) 区分5	1,012 单位
		(3) 区分4	931 单位
		(4) 区分3	747 单位
		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	

	(1) 3 : 1 の場合	904 単位
	(-) 区分 6	788 単位
	(二) 区分 5	707 単位
	(三) 区分 4	620 単位
	(四) 区分 3	456 単位
	(五) 区分 2	397 単位
	(六) 区分 1 以下	
	(2) 4 : 1 の場合	
	(-) 区分 6	820 単位
	(二) 区分 5	704 単位
	(三) 区分 4	622 単位
	(四) 区分 3	536 単位
	(五) 区分 2	371 単位
	(六) 区分 1 以下	321 単位
	(3) 5 : 1 の場合	
	(-) 区分 6	769 単位
	(二) 区分 5	652 単位
	(三) 区分 4	571 単位
	(四) 区分 3	485 単位
	(五) 区分 2	321 単位
	(六) 区分 1 以下	277 単位
	(4) 体験利用の場合	
	(-) 区分 6	934 単位
	(二) 区分 5	818 単位

(三) 区分4	737 単位		
(四) 区分3	650 単位		
(五) 区分2	486 単位		
(六) 区分1 以下	427 単位		
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例			
(1) 3 : 1 の場合			
(-) 区分6	693 単位		
(二) 区分5	646 単位		
(三) 区分4	613 単位		
(2) 4 : 1 の場合			
(-) 区分6	608 単位		
(二) 区分5	562 単位		
(三) 区分4	529 単位		
(3) 5 : 1 の場合			
(-) 区分6	557 単位		
(二) 区分5	511 单位		
(三) 区分4	478 単位		
ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例			
(1) 3 : 1 の場合			
(-) 区分6	601 单位		
(二) 区分5	554 单位		
(三) 区分4	521 単位		

	(2) 4 : 1 の場合	516 単位
	(-) 区分 6	470 単位
	(二) 区分 5	437 単位
	(三) 区分 4	
	(3) 5 : 1 の場合	
	(-) 区分 6	465 単位
	(二) 区分 5	419 単位
	(三) 区分 4	386 単位
2	外部サービス利用型共同生活援助（1日につき）	
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（I）	259 単位
口	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（II）	212 単位
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（III）	182 単位
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（IV）	121 単位
木	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（V）	289 単位
3	受託居宅介護サービス費	
	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
	(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	260 単位
	30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した 単位数	
	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	557 単位
	30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した 単位数	
	3 外部サービス利用型共同生活援助（1日につき）	
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（I）	242 単位
口	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（II）	198 単位
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（III）	170 単位
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（IV）	113 単位
木	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（V）	272 単位
3	受託居宅介護サービス費	
	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
	(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	260 単位
	30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した 単位数	
	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	557 単位
	30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した 単位数	

«訓練系・就労系サービス»

第1 自立訓練（機能訓練）

機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費（I）

- (1) 利用定員が 20 人以下
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下
- (5) 利用定員が 81 人以上

ロ 機能訓練サービス費（II）

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合

ハ 基準該当機能訓練サービス費

«訓練系・就労系サービス»

第1 自立訓練（機能訓練）

機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費（I）

- | | | | | |
|--------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|
| 787 単位 | (1) 利用定員が 20 人以下 | 704 単位 | (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | 707 単位 |
| | (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 669 单位 | (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 672 单位 |
| | (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | 641 单位 | (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | 644 单位 |
| | (5) 利用定員が 81 人以上 | 604 单位 | (5) 利用定員が 81 人以上 | 607 单位 |

ロ 機能訓練サービス費（II）

- | | | |
|--------|-----------------------|--------|
| 245 单位 | (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | 248 单位 |
| 564 单位 | (2) 所要時間 1 時間以上の場合 | 570 単位 |
| 724 单位 | (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | 732 単位 |

ハ 基準該当機能訓練サービス費

第2 自立訓練（生活訓練）

生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費（I）

- (1) 利用定員が 20 人以下
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下
- (5) 利用定員が 81 人以上

第2 自立訓練（生活訓練）

生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費（I）

- | | | | | |
|--------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|
| 751 单位 | (1) 利用定員が 20 人以下 | 751 单位 | (1) 利用定員が 20 人以下 | 744 单位 |
| | (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | 670 单位 | (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | 664 单位 |
| | (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 637 单位 | (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 631 单位 |
| | (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | 612 单位 | (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | 606 单位 |
| | (5) 利用定員が 81 人以上 | 575 单位 | (5) 利用定員が 81 人以上 | 570 单位 |

口	生活訓練サービス費(Ⅱ)	245 単位	口 生活訓練サービス費(Ⅱ)	248 単位
(1)	所要時間 1 時間未満の場合		(1) 所要時間 1 時間未満の場合	
(2)	所要時間 1 時間以上の場合	564 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	570 単位
ハ	生活訓練サービス費(Ⅲ)		(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732 単位
(1)	利用期間が 2 年間以内の場合	271 単位	ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	268 単位
(2)	利用期間が 2 年間を超える場合	163 单位	(1) 利用期間が 2 年間以内の場合	162 単位
二	生活訓練サービス費(Ⅳ)		(2) 利用期間が 2 年間を超える場合	
(1)	利用期間が 3 年間以内の場合	271 单位	二 生活訓練サービス費(Ⅳ)	268 単位
(2)	利用期間が 3 年間を超える場合	163 单位	(1) 利用期間が 3 年間以内の場合	162 単位
木	基準該当生活訓練サービス費	751 単位	木 共生型生活訓練サービス費	661 単位
ヘ			ヘ 基準該当生活訓練サービス費	661 単位
第 3 就労移行支援				
就労移行支援サービス費（1 日につき）				
イ	就労移行支援サービス費(Ⅰ)	804 単位	イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	804 単位
(1)	利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(1)	利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(-)	就職後 6 月以上定着率が 5 割以上		(-) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	1,089 単位
(二)	就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	935 单位
(三)	就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	807 单位
(四)	就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	686 单位
(五)	就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	564 单位
(六)	就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	524 单位
(七)	就職後 6 月以上定着率が 0		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	500 单位

		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	711 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	999 単位
				(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	841 単位
				(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	714 単位
				(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	627 単位
				(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	513 単位
				(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	464 单位
				(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	442 单位
				(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	968 单位
		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	679 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	817 単位
				(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	682 单位
				(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	592 单位
				(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	504 单位
				(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	443 单位
				(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	422 单位
				(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	915 单位
				(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	776 单位
		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	634 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	636 单位
				(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	540 单位
				(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	483 单位
				(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	414 单位
				(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	394 单位
				(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	
				(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	
				(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	

		(5) 利用定員が 81 人以上	595 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	883 単位
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	883 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	740 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	597 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	495 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	466 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	387 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	369 単位
	口	就労移行支援サービス費(II)		口	就労移行支援サービス費(II)
		(1) 利用定員が 20 人以下	524 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	710 単位
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	710 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	609 单位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	526 单位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	447 单位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	367 单位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	341 单位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	325 单位
		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	467 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	655 单位
		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上		(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	655 单位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	553 单位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	469 单位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	412 单位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	337 单位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	304 单位

		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	290 単位
437 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	290 単位
		(-) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	622 単位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	526 単位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	439 単位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	381 単位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	324 単位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	285 単位
		(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	271 単位
426 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	615 単位
		(-) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	521 单位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	428 单位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	363 单位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	324 单位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	277 单位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	265 单位
412 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	(5) 利用定員が 81 人以上	611 单位
		(-) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	512 单位
		(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	414 单位
		(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	342 单位
		(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	322 单位
		(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	268 单位
		(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	

	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	256 単位
第 4 就労継続支援 A 型 就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき） イ 就労継続支援 A 型サービス費(1)		
(1) 利用定員が 20 人以下	584 単位	
第 4 就労継続支援 A 型 就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき） イ 就労継続支援 A 型サービス費(1)		
(1) 利用定員が 20 人以下	584 単位	
(-) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	615 単位	
(二) 1 日の平均労働時間が 6 時間以上 7 時間未満	603 単位	
(三) 1 日の平均労働時間が 5 時間以上 6 時間未満	594 単位	
(四) 1 日の平均労働時間が 4 時間以上 5 時間未満	586 単位	
(五) 1 日の平均労働時間が 3 時間以上 4 時間未満	498 単位	
(六) 1 日の平均労働時間が 2 時間以上 3 時間未満	410 単位	
(七) 1 日の平均労働時間が 2 時間未満	322 単位	
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 单位	
(-) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	546 単位	
(二) 1 日の平均労働時間が 6 時間以上 7 時間未満	536 单位	
(三) 1 日の平均労働時間が 5 時間以上 6 時間未満	528 単位	
(四) 1 日の平均労働時間が 4 時間以上 5 時間未満	521 单位	
(五) 1 日の平均労働時間が 3 時間以上 4 時間未満	443 单位	
(六) 1 日の平均労働時間が 2 時間以上 3 時間未満	364 单位	
(七) 1 日の平均労働時間が 2 時間未満	286 单位	
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位	
(-) 1 日の平均労働時間が 7 時間以上	513 単位	
(二) 1 日の平均労働時間が 6 時間以上 7 時間未満	503 単位	

	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	496 単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	489 単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	415 単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	341 単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	268 単位
478 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
	(-) 1日の平均労働時間が7時間以上	503 単位
	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	494 単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	487 単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	480 単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	408 単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	335 単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	263 単位
462 単位	(5) 利用定員が81人以上	
	(-) 1日の平均労働時間が7時間以上	487 単位
	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	477 単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	470 単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	464 単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	393 単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	324 单位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	255 単位
	口 就労継続支援A型サービス費(II)	
532 単位	(1) 利用定員が20人以下	
	(-) 1日の平均労働時間が7時間以上	560 単位

	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	549単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	541単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	534単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	454単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	373単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	293単位
474単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	
	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	499単位
	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	490単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	483単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	476単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	403単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	332単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	261単位
440単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	
	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	464単位
	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	455単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	448単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	442単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	375単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	309単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	243単位
431単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	
	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	454単位

	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	445 単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	439 単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	433 単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	367 単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	302 単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	238 単位
416 単位	(5) 利用定員が81人以上	
	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上	438 単位
	(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	430 単位
	(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	424 単位
	(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満	418 単位
	(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	354 単位
	(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	292 単位
	(七) 1日の平均労働時間が2時間未満	229 単位
584 単位	第5 就労継続支援B型 就労継続支援B型サービス費（1日につき） イ 就労継続支援B型サービス費(1) (1) 利用定員が20人以下	
	(1) 利用定員が20人以下	
	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上	645 単位
	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満	621 単位
	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満	609 単位
	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	597 単位
	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	586 単位

	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	571 単位
	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	562 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
	(-) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	572 単位
	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	552 単位
	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	541 単位
	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	531 単位
	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	521 単位
	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	508 単位
	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	500 単位
	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位
	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
	(-) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	537 単位
	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	518 単位
	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	508 单位
	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	498 单位
	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	489 单位
	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	476 单位
	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	469 单位
	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 单位
	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
	(-) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	527 单位
	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	508 单位
	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	499 单位
	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	489 单位
	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	480 单位

		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	468 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	460 単位
	462 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	
		(-) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	510 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	491 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	482 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	473 単位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	464 単位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	452 単位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	445 単位
		口 就労継続支援B型サービス費(II)	
	532 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	
		(-) 利用定員が 20 人以下	587 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	565 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	555 单位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	544 单位
		(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	534 单位
		(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	520 单位
		(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	512 単位
	474 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
		(-) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	523 単位
		(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	504 単位
		(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	494 単位
		(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	485 単位

	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	476 単位
	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	464 単位
	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	457 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
	(-) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上	486 単位
	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	468 单位
	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	459 単位
	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	450 単位
	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	442 単位
	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	431 单位
	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	424 单位
	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 单位
	(-) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	476 单位
	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	458 单位
	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	450 单位
	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	441 单位
	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満	433 单位
	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満	422 单位
	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満	415 单位
	(5) 利用定員が 81 人以上	416 单位
	(-) 利用定員が 81 人以上	459 单位
	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満	442 单位
	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	434 单位
	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	426 单位

		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満	418 単位
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満	407 単位
		(七) 平均工賃月額が5千円未満	401 単位
«相談系サービス»			
第 1 計画相談支援費 イ サービス利用支援費	1,611 単位	第 1 計画相談支援費 イ サービス利用支援費 (1) サービス利用支援費（Ⅰ） (2) サービス利用支援費（Ⅱ）	1,458 単位
口 繼続サービス利用支援費	1,310 単位	口 繼続サービス利用支援費 (1) 繼続サービス利用支援費（Ⅰ） (2) 繼続サービス利用支援費（Ⅱ）	729 単位
		注 1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
		イ (1)を算定する場合 取扱件数(相談支援専門員 1人当たりの前 6 月間ににおける計画相談支援対象障害者等の数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。)の平均値をいう。以下同じ。)が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定する。	
		口 (2)を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上の部分について算定する。	
注 1) 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）	705 単位	注 2) 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	101

		次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	552 単位	
(2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	602 単位	
注 3) 居宅介護支援費重複減算（Ⅲ）		
		次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	854 単位	
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	125 単位	
(3) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	904 単位	
(4) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	300 単位	
注 4) 介護予防支援費重複減算		
		継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定した場合に、1 月につき 9 単位を減算する。
		（経過的サービス利用支援費・継続サービス利用支援費）
※ 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助を除くサービスを利用する者に対しては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、以下のとおりとする。		
		イ サービス利用支援費
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,611 単位	
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	806 単位	
ロ 継続サービス利用支援費		
(1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,310 単位	

	(2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	655 単位
注 1)	(1)、(2) については、次に掲げる区分に応じ、それ所定単位数を算定する。	
イ	(1)を算定する場合 取扱件数が 40 未満である場合 又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定する。	
口	(2)を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合 において、40 以上の部分について算定する。	
注 2)	居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）	
	次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数 から減算する。	
	(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	705 単位
	(2) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	705 単位
	(3) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	50 単位
注 3)	居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	
	次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数 から減算する。	
	(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,007 単位
	(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	202 単位
	(3) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,007 単位
	(4) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	352 単位
注 4)	介護予防支援費重複減算	
	サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費 (Ⅰ)を算定した場合に、1 月につき 112 単位を減算する。	

第2 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費	1,611 単位	第2 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費	1,620 単位
		(1) 障害児支援利用援助費（I）	811 単位
口 繼続障害児支援利用援助費	1,310 単位	口 繼続障害児支援利用援助費	1,318 単位
		(1) 繼続障害児支援利用援助費（I）	659 単位
注1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定		(2) 繼続障害児支援利用援助費（II）	
		単位数を算定する。	
イ (1)を算定する場合 取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定する。	2,323 単位	イ (1)を算定する場合 取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定する。	3,044 単位
		口 (1)を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上の部分について算定する。	2,336 単位
第3 地域移行支援 地域移行支援サービス費	302 単位	第3 地域移行支援 地域移行支援サービス費（I）	304 単位
		地域移行支援サービス費（II）	709 単位
第4 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 口 緊急時支援費	705 単位	第4 地域定着支援 地域定着支援サービス費	304 単位
		イ 体制確保費	
		口 緊急時支援費	
		(1) 緊急時支援費（I）	

	(2) 緊急時支援費(Ⅱ)	94 単位
「障害児通所支援」	「障害児通所支援」	
第 1 児童発達支援 児童発達支援給付費（1日につき）	第 1 児童発達支援 児童発達支援給付費（1日につき）	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支 援を行う場合（口又はハニに該当する場合を除く。）	イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支 援を行う場合（口又はハニに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が 30 人以下の場合	(1) 利用定員が 30 人以下の場合	1,081 単位
(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	1,000 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	925 単位
(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	855 単位
(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	826 単位
(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	800 単位
(7) 利用定員が 81 人以上の場合	(7) 利用定員が 81 人以上の場合	774 単位
口 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支 援を行う場合	口 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支 援を行う場合	
(1) 利用定員が 20 人以下の場合	(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,377 单位
(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,185 单位
(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	1,070 单位
(4) 利用定員が 41 人以上の場合	(4) 利用定員が 41 人以上の場合	970 単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定 児童発達支援を行う場合	ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定 児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 15 人以下の場合	(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,325 単位

(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	874 単位	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	1,035 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	798 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	919 単位
二 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（木に該当する場合を除く。）		二 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（木に該当する場合を除く。）	
(1) 主に小学校就学前の利用者（以下「未就学児」という。）を支援する場合		(1) 主に小学校就学前の利用者（以下「未就学児」という。）を支援する場合	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	620 単位	(-) 利用定員が 10 人以下の場合	827 単位
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	453 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	557 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	364 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	433 単位
		(2) (1)以外の場合	
		(-) 利用定員が 10 人以下の場合	703 単位
		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	465 単位
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	360 単位
木 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		木 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位	(1) 利用定員が 5 人の場合	2,088 単位
(2) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位	(2) 利用定員が 6 人の場合	1,748 単位
(3) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位	(3) 利用定員が 7 人の場合	1,503 単位
(4) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位	(4) 利用定員が 8 人の場合	1,320 単位
(5) 利用定員が 9 人の場合	911 単位	(5) 利用定員が 9 人の場合	1,178 単位
(6) 利用定員が 10 人の場合	824 単位	(6) 利用定員が 10 人の場合	1,064 単位
(7) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位	(7) 利用定員が 11 人以上の場合	833 単位

	ヘ 共生型児童発達支援給付費 ト 基準該当児童発達支援給付費 (1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ) (2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	560 単位 664 単位 560 単位
第2 医療型児童発達支援	医療型児童発達支援給付費（1日につき）	
イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	333 単位	
ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	445 単位	
ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	335 単位	
ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	447 単位	

第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき） イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課 後等デイサービスを行う場合（口に該当する場合を除く。）	第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき） イ 障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行 う場合（ハに該当する場合を除く。）		
(1) 授業の終了後に行う場合			
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	473 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	656 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	355 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	440 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	276 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	331 単位
(2) 区分 1 の 1		(2) 区分 1 の 2 (サービス提供時間が 3 時間未満)	
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	645 単位
		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	431 単位
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	324 単位
(3) 区分 2 の 1		(3) 区分 2 の 2 (サービス提供時間が 3 時間未満)	
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	609 単位
		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	405 単位
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	304 単位
(4) 区分 2 の 2 (サービス提供時間が 3 時間未満)		(4) 区分 2 の 3 (サービス提供時間が 3 時間未満)	
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	596 単位
		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	396 単位
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	297 単位
(2) 休業日に行う場合		口 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	611 単位	(1) 区分 1	787 単位
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	

(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	447 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	529 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	359 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	410 単位
		(2) 区分 2	
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	726 単位
		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	483 単位
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	374 単位
口 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後にを行う場合		(1) 授業の終了後にを行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,329 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	1,744 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	1,112 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	1,458 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	958 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	1,255 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	842 単位	(四) 利用定員が 8 人の場合	1,101 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	751 単位	(五) 利用定員が 9 人の場合	982 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	679 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	887 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	577 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	681 単位
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	2,024 单位
(二) 利用定員が 6 人の場合	1,347 单位	(二) 利用定員が 6 人の場合	1,694 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	1,160 单位	(三) 利用定員が 7 人の場合	1,457 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	1,020 单位	(四) 利用定員が 8 人の場合	1,280 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	911 单位	(五) 利用定員が 9 人の場合	1,142 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	824 单位	(六) 利用定員が 10 人の場合	1,032 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	699 单位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	804 単位
		二 共生型放課後等デイサービス給付費	

	(1) 授業の終了後にを行う場合	427 単位
	(2) 休業日に行いう場合	551 単位
ホ	基準該当放課後等デイサービス給付費	
	(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
	(-) 授業の終了後にを行う場合	530 単位
	(-) 休業日に行いう場合	654 単位
	(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
	(-) 授業の終了後にを行う場合	427 単位
	(-) 休業日に行いう場合	551 単位
注)	イ (1)、(2) 又はロ (1) を算定する事業所	
	食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上である障害児の数が障害児全体の数の 50% 以上であること。	

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活中に支援がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
		3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が必要 2. 希に支援が必要 3. 月に 1 回以上の支援が必要	4. 週に 1 回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要

異食行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週1回以上
そういう状態	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
反復的行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. 「ほぼ毎日（週5日以上）」の支援が必要
読み書き	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要

第4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき）	916単位	第4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき）	988単位
<u>《障害児入所支援》</u>			
第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740単位	(1) 入所定員が5人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	891単位
(2) 入所定員が10人の場合		(2) 入所定員が10人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	628単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	779単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,451単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,606単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	891単位
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合		(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	619単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	954単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,032単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	817 単位
(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	727 単位	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	779 単位
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	611 単位	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	651 単位
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	550 単位	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	581 単位
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	532 単位	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	558 単位
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	514 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	537 単位
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	496 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	516 単位
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	480 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	498 単位
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	461 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	477 単位
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	459 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	474 単位
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	458 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	472 単位
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	456 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	469 単位
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	454 単位	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	466 単位
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	452 単位	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	463 単位
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	448 単位	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	459 単位
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	445 单位	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	455 単位
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	441 単位	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	451 単位
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	438 単位	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	447 単位
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	435 単位	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	444 単位

口 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行なう場合

(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	787 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	718 単位
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	682 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	652 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	622 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	592 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位	（一）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,047 単位
（二）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	（二）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 单位	（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761 单位
（二）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位	（二）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 单位	（一）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	761 単位
（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443 単位	（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,597 単位
（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

		679 単位	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 506 単位	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 582 単位	830 単位
	(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(二)	(二)	
	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	1,063 単位	(三)	1,142 単位
	(5)	入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 464 单位	679 单位	(5)	756 単位
	(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881 单位	(二)	959 单位
	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 单位	(三)	756 単位
	(6)	入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 433 单位	805 单位	(6)	484 単位
	(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	805 单位	(二)	858 单位
	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 单位	(三)	731 単位
	(7)	入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で		(7)	

		あるとき	404 単位	あるとき	455 単位
(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		679 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	731 単位
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		679 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	731 単位
(8)	入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑩から⑯までにおいて同じ。）		604 単位	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑩から⑯までにおいて同じ。）	644 単位
(9)	入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	559 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	599 単位
(10)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	495 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	526 単位
(11)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	481 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	507 単位
(12)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	466 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	489 単位
(13)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	450 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	470 単位
(14)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	435 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	453 単位
(15)	入所定員が 91 人以上の場合	419 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	435 単位
二	主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合			二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合	
(1)	入所定員が 5 人の場合			(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,047 単位
(二)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(2)	入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合			(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,433 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,587 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	507 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	583 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,055 单位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,134 单位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 单位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	467 单位	(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	543 单位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	879 单位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	957 单位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 430 単位	675 単位	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 481 単位	752 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	759 单位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	811 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	727 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 407 単位	675 単位	(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458 単位	727 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	675 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	727 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	727 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 ^{(9)から(15)までにおいて同じ。)}	601 単位	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 ^{(9)から(15)までにおいて同じ。)}	641 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	556 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	596 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	492 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	523 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	478 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	504 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	464 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	487 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	448 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	468 単位

(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	451 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	418 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	434 単位
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	715 単位	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	747 単位
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	706 単位	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	733 単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	694 単位	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	718 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	681 単位	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	702 単位
第 2 医療型障害児入所施設			
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合		イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	349 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	173 単位
口 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合			
（1）主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		（1）主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 90 日目まで	355 単位	(-) 60 日目まで	417 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	323 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	381 単位
		(三) 91 日目以降 180 日目まで	349 単位

(三) 181 日目以降	291 単位	(四) 181 日目以降	317 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	163 単位	(一) 60 日目まで	204 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	148 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	188 単位
(三) 181 日目以降	133 単位	(三) 91 日目以降 180 日目まで	173 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	968 単位	(一) 60 日目まで	1,095 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	880 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	997 単位
(三) 181 日目以降	792 単位	(三) 91 日目以降 180 日目まで	909 単位
ハ 指定発達支援医療機関の場合		ハ 指定発達支援医療機関の場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	124 単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	125 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	885 単位
ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	136 単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	151 単位
(一) 90 日目まで	124 単位	(一) 60 日目まで	137 单位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	112 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	125 単位
(三) 181 日目以降		(三) 91 日目以降 180 日目まで	113 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	

(一) 90 日目まで	968 単位	(一) 60 日目まで	1,071 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	880 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	973 単位
(三) 181 日目以降	792 単位	(三) 91 日目以降 180 日目まで	885 単位

看護職員加配加算の創設について

1. 報酬告示

○児童発達支援

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 看護職員加配加算(Ⅰ)

(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 30 人以下の場合	67 単位
(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	57 単位
(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	44 単位
(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	36 単位
(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	31 単位
(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	27 単位
(七) 利用定員が 81 人以上の場合	24 単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 20 人以下の場合	100 単位
(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	80 単位
(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	57 単位
(四) 利用定員が 41 人以上の場合	44 単位

(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 20 人以下の場合	100 単位
(二) 利用定員が 21 人以上の場合	80 単位

(4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 10 人以下の場合	200 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	133 単位

(三) 利用定員が 21 人以上の場合	80 単位
(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	400 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	333 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	286 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	250 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	222 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	200 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	133 単位
口 看護職員加配加算(Ⅱ)	
(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)	
(一) 利用定員が 30 人以下の場合	134 単位
(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	114 単位
(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	88 単位
(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	72 単位
(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	62 単位
(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	54 単位
(七) 利用定員が 81 人以上の場合	48 単位
(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が 20 人以下の場合	200 単位
(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	160 単位
(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	114 単位
(四) 利用定員が 41 人以上の場合	88 単位
(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が 20 人以下の場合	200 単位
(二) 利用定員が 21 人以上の場合	160 単位
(4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対	

し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 10 人以下の場合	400 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	266 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	160 単位

(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第 6 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 5 人の場合	800 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	666 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	572 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	500 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	444 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	400 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	266 単位

ハ 看護職員加配加算(Ⅲ)

(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 30 人以下の場合	201 単位
(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	171 単位
(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	132 単位
(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	108 単位
(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	93 単位
(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	81 単位
(七) 利用定員が 81 人以上の場合	72 単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 20 人以下の場合	300 単位
(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	240 単位
(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	171 単位
(四) 利用定員が 41 人以上の場合	132 単位

(3) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 10 人以下の場合	600 単位
---------------------	--------

(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	399 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	240 単位

○放課後等デイサービス

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 看護職員加配加算(Ⅰ)

- (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合((2)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 10 人以下の場合	200 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	133 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	80 単位

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(一) 利用定員が 5 人の場合	400 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	333 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	286 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	250 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	222 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	200 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	133 単位

ロ 看護職員加配加算(Ⅱ)

- (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合((2)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が 10 人以下の場合	400 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	266 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	160 単位

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(一) 利用定員が 5 人の場合	800 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	666 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	572 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	500 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	444 単位

(六) 利用定員が 10 人の場合	400 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	266 単位

ハ 看護職員加配加算(Ⅲ)

(1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	600 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	399 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	240 単位

2. 別に厚生労働大臣が定める施設基準

○児童発達支援

通所給付費等単位数表第 1 の 1 の児童発達支援給付費の注 9 の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第 1 の 1 の注 9 のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が 1 名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を 2 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、

看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1の注9のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

○放課後等デイサービス事業所

通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又ロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、

看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のハを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) I V H = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 肠ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿(3／日以上) = 5
- (13) 人工肛門 = 5

指導員加配加算の見直し等について

現行	見直し後
<p>○指導員加配加算</p> <p>1. 児童発達支援</p> <p>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行なう等支援の強化を図るために、児童発達支援費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童発達支援費の算定に必要となる従業者の員数に別に厚生労働大臣が定めた基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行なった場合には、利用定員に応じ、1日にべき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。</p>	<p>○児童指導員等加配加算（Ⅰ）</p> <p>1. 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行なう等支援の強化を図るために、児童発達支援費の算定に必要となる従業者の員数に別に厚生労働大臣が定めた基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（二（1）及び二（2）を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行なった場合に、利用定員に応じ、1日にべき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ　主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く。）を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行なった場合（口又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <p>(一) 利用定員が30人以下の場合 (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合</p>

	(七) 利用定員が81人以上の場合	25単位
(2) 児童指導員等を配置する場合		
(一) 利用定員が30人以下の場合	52単位	
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位	
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	34単位	
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	28単位	
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	24単位	
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	21単位	
(七) 利用定員が81人以上の場合	18単位	
(3) その他の従業者を配置する場合		
(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位	
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位	
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位	
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	17単位	
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位	
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位	
(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位	
口 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合		
(1) 理学療法士等を配置する場合		
(一) 利用定員が20人以下の場合	105単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	84単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	46単位	
(2) 児童指導員等を配置する場合		
(一) 利用定員が20人以下の場合	77単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	62単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	34単位	
(3) その他の従業者を配置する場合		
(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位	
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位	
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位	
(四) 利用定員が41人以上の場合	10単位	

	ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	(1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 (二) 利用定員が21人以上の場合 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 (二) 利用定員が21人以上の場合 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 (二) 利用定員が21人以上の場合	105単位 84単位 77単位 62単位 45単位 36単位	
	● 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合	= 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合	(1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 (三) 利用定員が21人以上の場合 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 (三) 利用定員が21人以上の場合 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 (三) 利用定員が21人以上の場合	209単位 139単位 84単位 155単位 103単位 62単位 91単位 61単位 36単位
	● 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合	イ 児童指導員等を配置する場合 (1) 利用定員が10人以下の場合 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 (3) 利用定員が21人以上の場合 ロ 指導員を配置する場合 (1) 利用定員が10人以下の場合 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 (3) 利用定員が21人以上の場合	195単位 130単位 78単位 183単位 122単位 73単位	
	● 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合 (新設)	木 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合	(1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が5人の場合 (二) 利用定員が6人の場合 (三) 利用定員が7人の場合	418単位 348単位 299単位

	(四) 利用定員が8人の場合 (五) 利用定員が9人の場合 (六) 利用定員が10人の場合 (七) 利用定員が11人以上の場合	261単位 232単位 209単位 139単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が5人の場合 (二) 利用定員が6人の場合 (三) 利用定員が7人の場合 (四) 利用定員が8人の場合 (五) 利用定員が9人の場合 (六) 利用定員が10人の場合 (七) 利用定員が11人以上の場合	309単位 258単位 221単位 193単位 172単位 155単位 103単位
	(3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が5人の場合 (二) 利用定員が6人の場合 (三) 利用定員が7人の場合 (四) 利用定員が8人の場合 (五) 利用定員が9人の場合 (六) 利用定員が10人の場合 (七) 利用定員が11人以上の場合	182単位 152単位 130単位 114単位 101単位 91単位 61単位
2.	放課後等デイサービス	常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事にあって指定放課後等デイサービス事業所(イ)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に、利用定員に応じ、1日ににつき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行なう場合は、算定しない。
2.	放課後等デイサービス	常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下「理学療法士等」という。)又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ(1)又はイ(2)を算定する場合にあつては、児童指導員等を2以上配置している場合に、利用定員に応じ、1日に2以上配置している場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行なう場合は、算定しない。重症心身障害児に対する支援を行なう場合は、算定しない。

	利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。																												
● 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合	<p>イ 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>209 単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>139 単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>84 単位</td> </tr> </table> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>155 単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>103 単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>62 単位</td> </tr> </table> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <table> <tr> <td>(一) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>91 単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>61 単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>36 単位</td> </tr> </table>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位										
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	209 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	139 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	84 単位																												
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	155 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	103 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	62 単位																												
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	91 単位																												
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	61 単位																												
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	36 単位																												
● 児童指導員等を配置する場合	<p>イ 利用定員が 10 人以下の場合</p> <table> <tr> <td>(1) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>195 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>130 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>78 单位</td> </tr> </table> <p>ロ その他の従業者を配置する場合</p> <table> <tr> <td>(1) 利用定員が 10 人以下の場合</td> <td>183 单位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>122 单位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 21 人以上の場合</td> <td>73 单位</td> </tr> </table>	(1) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	195 単位	(2) 利用定員が 21 人以上の場合	130 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 单位	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	183 单位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	122 单位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	73 单位																
(1) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	195 単位																												
(2) 利用定員が 21 人以上の場合	130 単位																												
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	78 单位																												
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	183 单位																												
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	122 单位																												
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	73 单位																												
● 重症心身障害児を支援する場合 (新設)	<p>● 重症心身障害児を支援する場合</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table> <tr> <td>(一) 利用定員が 5 人の場合</td> <td>418 単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 6 人の場合</td> <td>348 単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 7 人の場合</td> <td>299 单位</td> </tr> <tr> <td>(四) 利用定員が 8 人の場合</td> <td>261 单位</td> </tr> <tr> <td>(五) 利用定員が 9 人の場合</td> <td>232 单位</td> </tr> <tr> <td>(六) 利用定員が 10 人の場合</td> <td>209 单位</td> </tr> <tr> <td>(七) 利用定員が 11 人以上の場合</td> <td>139 单位</td> </tr> </table> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table> <tr> <td>(一) 利用定員が 5 人の場合</td> <td>309 单位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が 6 人の場合</td> <td>258 单位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が 7 人の場合</td> <td>221 单位</td> </tr> <tr> <td>(四) 利用定員が 8 人の場合</td> <td>193 单位</td> </tr> <tr> <td>(五) 利用定員が 9 人の場合</td> <td>172 单位</td> </tr> <tr> <td>(六) 利用定員が 10 人の場合</td> <td>155 单位</td> </tr> <tr> <td>(七) 利用定員が 11 人以上の場合</td> <td>103 单位</td> </tr> </table>	(一) 利用定員が 5 人の場合	418 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	348 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	299 单位	(四) 利用定員が 8 人の場合	261 单位	(五) 利用定員が 9 人の場合	232 单位	(六) 利用定員が 10 人の場合	209 单位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	139 单位	(一) 利用定員が 5 人の場合	309 单位	(二) 利用定員が 6 人の場合	258 单位	(三) 利用定員が 7 人の場合	221 单位	(四) 利用定員が 8 人の場合	193 单位	(五) 利用定員が 9 人の場合	172 单位	(六) 利用定員が 10 人の場合	155 单位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	103 单位
(一) 利用定員が 5 人の場合	418 単位																												
(二) 利用定員が 6 人の場合	348 単位																												
(三) 利用定員が 7 人の場合	299 单位																												
(四) 利用定員が 8 人の場合	261 单位																												
(五) 利用定員が 9 人の場合	232 单位																												
(六) 利用定員が 10 人の場合	209 单位																												
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	139 单位																												
(一) 利用定員が 5 人の場合	309 单位																												
(二) 利用定員が 6 人の場合	258 单位																												
(三) 利用定員が 7 人の場合	221 单位																												
(四) 利用定員が 8 人の場合	193 单位																												
(五) 利用定員が 9 人の場合	172 单位																												
(六) 利用定員が 10 人の場合	155 单位																												
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	103 单位																												

	(3) その他の従業者を配置する場合	
(一)	利用定員が 5 人の場合	182 単位
(二)	利用定員が 6 人の場合	152 単位
(三)	利用定員が 7 人の場合	130 単位
(四)	利用定員が 8 人の場合	114 単位
(五)	利用定員が 9 人の場合	101 単位
(六)	利用定員が 10 人の場合	91 単位
(七)	利用定員が 11 人以上の場合	61 単位
3. 福祉型障害児入所施設		
常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。		
イ 理学療法士等を配置する場合		
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		
(一)	入所定員が 10 人以下の場合	151 単位
(二)	入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	101 単位
(三)	入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	61 単位
(四)	入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	43 単位
(五)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位
(六)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
(七)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
(八)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	20 単位
(九)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	18 単位
(十)	入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	16 単位
(十一)	入所定員が 101 人以上 120 人以下の場合	14 単位

	(十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 12 単位
	(十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合 11 単位
	(十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合 9 単位
	(十五) 入所定員が 181 人以上の場合 8 単位
(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	38 単位
(一) 入所定員が 40 人以下の場合	34 単位
(二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	28 単位
(三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	23 単位
(四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	20 単位
(五) 入所定員が 71 人以上の場合	
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合 151 単位	
(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合 101 単位	
(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 61 単位	
(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 43 単位	
(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 34 単位	
(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 28 単位	
(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 23 単位	
(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 20 単位	
(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 18 単位	
(十) 入所定員が 91 人以上の場合 16 単位	
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が 50 人以下の場合 30 単位	
(二) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 28 单位	
(三) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 23 単位	
(四) 入所定員等を配置する場合 20 単位	
口	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が 10 人以下の場合 112 単位	
(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合 75 单位	
(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 45 单位	
(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 32 単位	

	(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 (六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 (七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 (八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 (九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 (十) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合 (十一) 入所定員が 101 人以上 120 人以下の場合 (十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 (十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合 (十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合 (十五) 入所定員が 181 人以上の場合	25 単位 20 単位 17 单位 15 单位 13 单位 12 单位 10 单位 9 单位 8 单位 7 单位 6 单位
	(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 40 人以下の場合 (二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 (三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 (四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 (五) 入所定員が 71 人以上の場合	28 单位 25 单位 20 单位 17 单位 15 単位
	(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合 (二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合 (三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 (四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 (五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 (六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 (七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 (八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 (九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 (十) 入所定員が 91 人以上の場合	112 単位 75 单位 45 单位 32 单位 25 单位 20 单位 17 单位 15 单位 13 单位 12 单位
	(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 50 人以下の場合 (二) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 (三) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	22 单位 20 单位 17 单位

<p>(四) 入所定員が71人以上の場合 15単位</p> <p>○児童指導員等加配加算 (II) (新設)</p>	<p>1. 児童発達支援</p> <p>主に未就学児を支援する指定児童発達支援事業所に対する支給する支護費の算定に必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援員等加配加算(1)に加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所((1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成算を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>209単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>139単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>84単位</td> </tr> </table> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>155単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>103単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>62単位</td> </tr> </table> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>91単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>61単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>36単位</td> </tr> </table> <p>2. 放課後等デイサービス</p> <p>区分1の1及び2を算定する障害児に対して支援を行う指定放課後等デイサービス事業所であつて常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数及び児童指導員等加配加算(1)に</p>	(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位																		

	加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出した指定放課後等デイサービス事業所((1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。
(1)	理学療法士等を配置する場合
(一)	利用定員が10人以下の場合
(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合
(三)	利用定員が21人以上の場合
(2)	児童指導員等を配置する場合
(一)	利用定員が10人以下の場合
(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合
(三)	利用定員が21人以上の場合
(3)	その他の従業者を配置する場合
(一)	利用定員が10人以下の場合
(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合
(三)	利用定員が21人以上の場合

※ 休業日(区分1)も上記と同様に加算。

看護師配置加算の見直しについて

現行	見直し後																																				
<p>○看護師配置加算 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>○看護職員配置加算（Ⅰ） 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <table> <tbody> <tr><td>141単位</td><td>(1) 入所定員が10人以下の場合</td></tr> <tr><td>70単位</td><td>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合</td></tr> <tr><td>47単位</td><td>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合</td></tr> <tr><td>38単位</td><td>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合</td></tr> <tr><td>28単位</td><td>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合</td></tr> <tr><td>25単位</td><td>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合</td></tr> <tr><td>23単位</td><td>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合</td></tr> <tr><td>20単位</td><td>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合</td></tr> <tr><td>17単位</td><td>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合</td></tr> <tr><td>14単位</td><td>(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合</td></tr> <tr><td>13単位</td><td>(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合</td></tr> <tr><td>12単位</td><td>(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合</td></tr> <tr><td>11単位</td><td>(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合</td></tr> <tr><td>10単位</td><td>(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合</td></tr> <tr><td>9単位</td><td>(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合</td></tr> <tr><td>8単位</td><td>(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合</td></tr> <tr><td>7単位</td><td>(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合</td></tr> <tr><td>6単位</td><td>(18) 入所定員が191人以上の場合</td></tr> </tbody> </table> <p>141単位</p> <p>70単位</p> <p>47単位</p> <p>38単位</p> <p>28単位</p> <p>25単位</p> <p>23単位</p> <p>20単位</p> <p>17単位</p> <p>14単位</p> <p>13単位</p> <p>12単位</p> <p>11単位</p> <p>10単位</p> <p>9単位</p> <p>8単位</p> <p>7単位</p> <p>6単位</p>	141単位	(1) 入所定員が10人以下の場合	70単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	47単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	38単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	28単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	23単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	20単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	17単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	14単位	(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	13単位	(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	12単位	(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	11単位	(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	10単位	(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	9単位	(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	8単位	(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	7単位	(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	6単位	(18) 入所定員が191人以上の場合
141単位	(1) 入所定員が10人以下の場合																																				
70単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合																																				
47単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合																																				
38単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合																																				
28単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合																																				
25単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合																																				
23単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合																																				
20単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合																																				
17単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合																																				
14単位	(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合																																				
13単位	(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合																																				
12単位	(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合																																				
11単位	(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合																																				
10単位	(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合																																				
9単位	(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合																																				
8単位	(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合																																				
7単位	(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合																																				
6単位	(18) 入所定員が191人以上の場合																																				

口 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行つた場合	口 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行つた場合	合	141 单位 70 单位 47 単位 38 单位 28 单位 25 单位 23 单位 20 单位 17 单位 14 单位	(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 (10) 入所定員が91人以上の場合	141 单位 70 单位 47 单位 38 单位 28 单位 25 单位 23 单位 20 单位 17 单位 14 单位
				○看護職員配置加算 (II) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行つた場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行つた場合 (1) 入所定員が10人以下の場合 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合

(新設)

	(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	9単位
	(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	8単位
	(18) 入所定員が191人以上の場合	7単位
口	主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	145単位
	(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	96単位
	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	58単位
	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	41単位
	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	26単位
	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	22単位
	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	19単位
	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	17単位
	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	15単位
ハ	主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	36単位
	(1) 入所定員が40人以下の場合	32単位
	(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	26単位
	(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	22単位
	(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	19単位
ニ	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	29単位
	(1) 入所定員が50人以下の場合	26単位
	(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	22単位
	(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	19単位
	(4) 入所定員が71人以上の場合	

○別に厚生労働大臣が定める施設基準
次の(1)又は(2)はのいづれかに該当すること。

(1) 自閉症児施設又は肢体不自由施設であつて、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。
(2) 知的障害児施設又は盲児若しくはろうあ児施設であつて

(新設)

、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

別表

判定スコア（スコア）	
(1)	レスピレーター管理 = 8
(2)	気管内挿管、気管切開 = 8
(3)	鼻咽頭エーウェイ = 5
(4)	酸素吸入 = 5
(5)	1回／時間以上の頻回の吸引 = 8 6回／日以上の頻回の吸引) = 3
(6)	ネプライザー6回／日以上または継続使用 = 5
(7)	IVH = 8
(8)	経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
(9)	腸ろう・腸管栄養 = 8
(10)	接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
(11)	継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
(12)	定期導尿(3ノ日以上) = 5
(13)	人工肛門 = 5

地域区分の見直しについて

○ 地域区分の見直しによる報酬単価の見直し（障害者サービス）

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

<現行>

<平成30年度以降>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居住介護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	居住介護	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
重度訪問介護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	重度訪問介護	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
同行援護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	同行援護	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
行動援護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	行動援護	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
療養介護								療養介護								
生活介護	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円	生活介護	11,22円	10,98円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円
短期入所	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	短期入所	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
重度障害者等包括支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	重度障害者等包括支援	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
施設入所支援	11,19円	10,99円	10,79円	10,66円	10,40円	10,20円	10円	施設入所支援	11,32円	11,06円	10,99円	10,79円	10,66円	10,40円	10,20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円	自立訓練(機能訓練)	11,18円	10,94円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円	自立訓練(生活訓練)	11,18円	10,94円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
就労移行支援	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円	就労移行支援	11,18円	10,94円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
就労継続支援A型	11,03円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円	就労継続支援A型	11,14円	10,91円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円
就労継続支援B型	11,03円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円	就労継続支援B型	11,14円	10,91円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円
								(新設)								
自立生活援助								自立生活援助	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
共同生活援助	11,44円	11,20円	10,96円	10,80円	10,48円	10,24円	10円	共同生活援助	11,60円	11,28円	11,20円	10,96円	10,80円	10,48円	10,24円	10円
計画相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	計画相談支援	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
地域相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	地域相談支援	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円

○ 平成30～32年度における地域区分の適用地域 (障害児サービス)

現行の地理区分		見直し後の地理区分					
		現行の地理区分 (18地)	見直し後の地理区分 (12地)	現行の地理区分 (18地)	見直し後の地理区分 (12地)		
18地	東京都、東海道、中国地方、四国地方、沖縄地方	20地	20地 (15%)	3地	3地 (12%)		
1地	東京地 (20%)	横浜市、相模原市、川崎市、町田市、八王子市、日野市、守谷市、大庭市	新潟県、福島県、二本松市	愛知県、刈谷市、豐田市	岐阜県 (12%)		
2地	東海道、中国地方、四国地方、沖縄地方	16地	宇都宮市、那須塩原市、宇都宮市、東邦市、多摩郡、佐賀市、佐賀市、唐津市、伊万里市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市、佐賀市	宇都宮市、那須塩原市、宇都宮市、佐賀市	三重県、奈良市、御所市	奈良県 (3%)	
3地	東海道 (15%)	福井県、越前市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市、福井市	福井市	三重県、奈良市、御所市	奈良県、天理市		
4地	東海道 (12%)	4地	名古屋市、豊明市、西郷町、西郷町、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市	名古屋市、豊明市、西郷町、西郷町、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市、名古屋市	岐阜市	岐阜県 (2%)	
5地	東海道 (10%)	静岡市、磐田市、沼津市、掛川市、駿河市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市、掛川市	掛川市	静岡県、磐田市、掛川市	静岡県、掛川市		
6地	東海道 (6%)	三重県、三重県、三重県、三重県、三重県、三重県	三重県、三重県、三重県、三重県、三重県、三重県	三重県、山形県、伊勢原市、東松山市、北杜市、富士吉田市、相模原市、小田原市、茅ヶ崎市、横浜市、川崎市、横浜市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市	三重県、山形県、山形県、伊勢原市、伊勢原市、北杜市、富士吉田市、相模原市、小田原市、茅ヶ崎市、横浜市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市	三重県、山形県、山形県、伊勢原市、伊勢原市、北杜市、富士吉田市、相模原市、小田原市、茅ヶ崎市、横浜市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市	三重県、山形県、山形県、伊勢原市、伊勢原市、北杜市、富士吉田市、相模原市、小田原市、茅ヶ崎市、横浜市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市、川崎市
7地	東海道 (3%)						
その他	その他						
合計	合計	65地	65地 (3%)	30地	30地 (12%)	27地	27地 (2%)

2 改正障害者総合支援法の施行について

(1) 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大について

平成 28 年 5 月 25 日に可決成立し、同年 6 月 3 日付けで公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。)については、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされている。

この改正法において、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象を拡大(改正法第 76 条の 2 第 1 項関係)し、介護保険サービスの利用者負担を軽減することとしているが、この対象となる者は、第 85 回社会保障審議会障害者部会でお示ししたとおりであるので、ご承知置きいただきたい。(関連資料 1)

また、併せてこの介護保険サービスの利用者負担軽減措置の広報用資料を作成したところであるので、必要に応じてご活用いただきたい。(関連資料 2)

(2) 障害福祉サービス等情報公表制度について

改正障害者総合支援法等により、新たに創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」がこの 4 月から施行される。

本制度は、利用者の障害福祉サービス等の選択に資するよう、

- ・事業者に対し、障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告
 - ・都道府県知事等に対し、事業者から報告を受けた当該情報の公表
- を義務付けるものであり、都道府県等においては本制度の施行に向け、事務を行う体制を整備する必要がある。

なお、障害福祉サービス等情報の公表については、インターネットにより一括して行うこととし、現在、独立行政法人福祉医療機構が提供している「障害福祉サービス事業所情報検索システム」を今年度中に改修し、全国一元的なシステムとして、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム」を立ち上げる予定としている(関連資料 3)。

当該システムの運用に係る今後の予定等については、平成 30 年 2 月 9 日付け事務連絡「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について(依頼)」

(関連資料 4) 等にて、既に連絡しているところであるが、3 月中には当該システムの操作マニュアルを配布したいと考えており、本制度が円滑に実施できるよう、各都道府県等におかれでは、制度施行に向けた体制を組んでいただくとともに、事業者等への周知をお願いする。

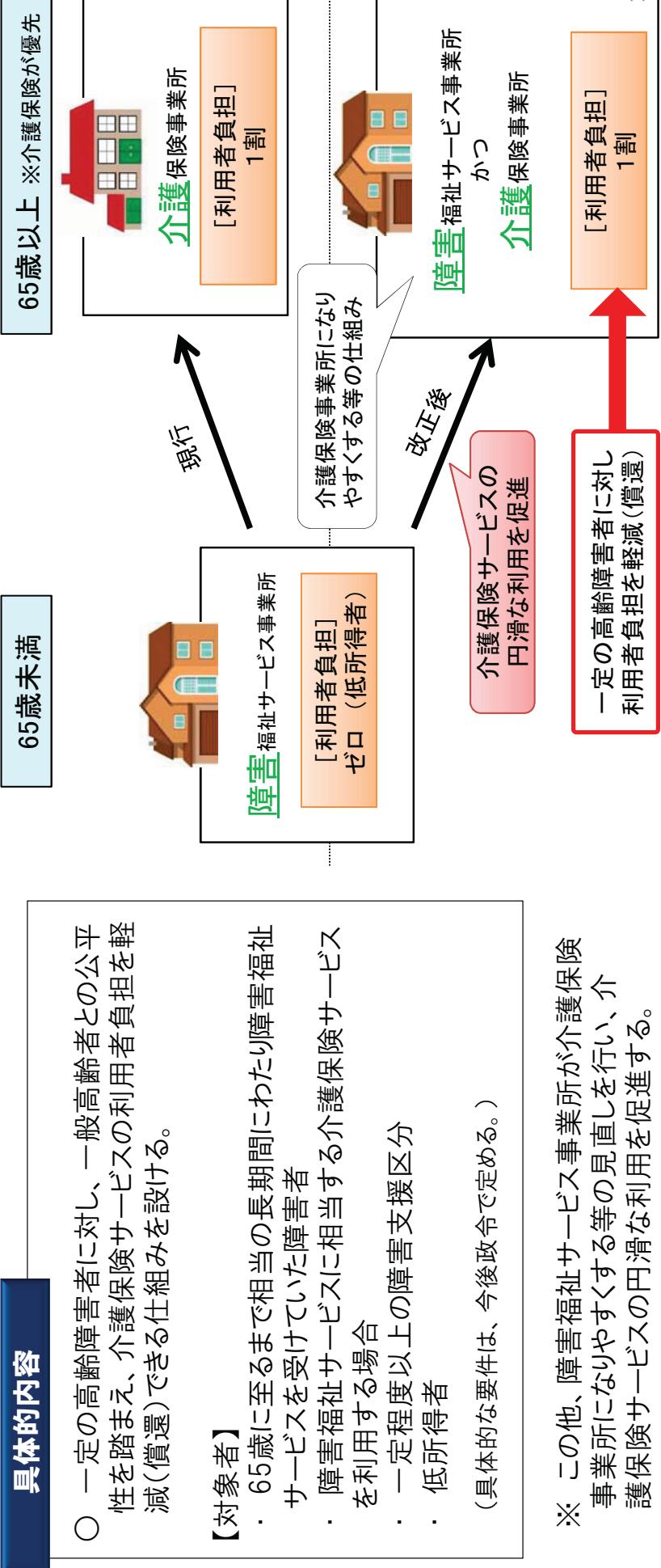
高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

関連資料1

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。
高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。

- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的な内容



高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置の検討事項

概要

障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、利用者負担を軽減し、1割をゼロに（償還）する。

法の条文

第七十六条の二 市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額（それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

- 一 支給決定障害者等
- 二 ①六十五歳に達する前に長期間にわたり②障害福祉サービス（介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者であつて、②同項に規定する介護給付等対象サービス（障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるもの（支給決定を受けているもの）に限る。）を受けているもの（支給決定を受けていない者に限る。）のうち、当該障害者の③所得の状況及び④障害の程度⑤その他の事情を勘案して政令で定めるもの

対象者の具体的要件①

（「65歳に達する前に長期間にわたり」）
65歳に達する日前5年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る**支給決定を受けたことを要件とする。**

※ただし、65歳に達する日前5年間ににおいて、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかつた期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けたときは、当該要件を満たすものとする。

対象者の具体的要件②

(「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」)
今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。

相当障害福祉サービス

【居宅介護】	【生活介護】	【短期入所】
--------	--------	--------

(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当障害福祉サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

対象者の具体的要件③

(「所得の状況」)

65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「**低所得**」又は「**生活保護**」に該当することを要件とする。

対象者の具体的要件④

(「障害の程度」)

65歳に達する日の前日において**障害支援区分2以上**であったことを要件とする。

対象者の具体的要件⑤

(「其他の事情」)

65歳まで介護保険サービスを利用するこなかつたことを要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応するため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

平成30年4月1日より

関連資料2

高齢障害者の方の 利用者負担軽減制度

が始まります。

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

償還の流れ

65歳に達する前5年以上
対象の障害福祉サービスを利用

介護保険
へ移行

対象の介護保険
サービスを利用

利用者負担を事業所等に支払

利用者負担の償還

対象のサービス

ホーム
ヘルプ

デイ
サービス

ショート
ステイ

**償還を受けるには、事前に
市町村障害福祉担当課への
申請書の提出が必要です。**

要件に該当することを申告し、
市町村から決定を受ける
必要があります。



詳細は裏面をご覧下さい

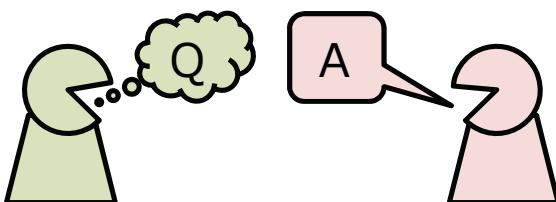


対象となる方

次の①～④を全て満たす方

- | | |
|---|--|
| ① | 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。 |
| ② | 利用者の方とその配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において 市町村民税非課税者又は生活保護受給者等 であったこと。（申請時も同様。） |
| ③ | 障害支援区分（障害程度区分）が 区分2以上 であったこと。 |
| ④ | 65歳に達するまでに 介護保険法による保険給付を受けていないこと。 |

よくある質問



Q 申請時に、どういった書類が必要になりますか？

A 申請を受け付ける市町村によって異なりますが、過去の障害福祉サービスの支給決定通知書や介護保険サービス事業所より発行される領収書等の添付を求められることがあります。

なお、上記の書類がなくても申請可能な場合もありますので、詳細はお住まいの市町村障害福祉担当課までお問い合わせください。

Q 63歳の時に入院して、障害福祉サービスを利用してない期間があります。この制度の対象になりますか？

A 長期入院等のやむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合など、この制度の対象になる場合があります。

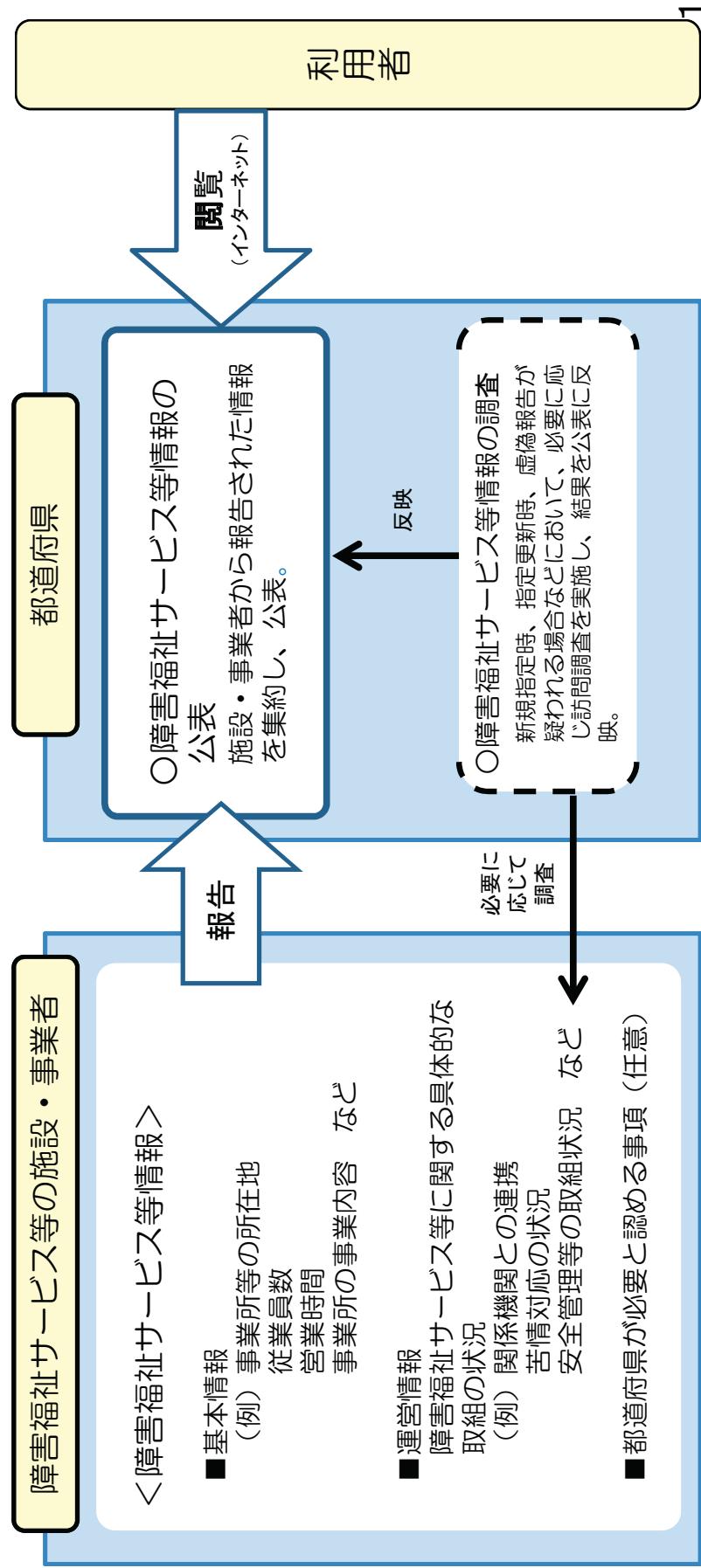
関連資料3

3章 害福祉サービス等情報公表制度
の施行について

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようになるとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県から報告する個々のニーズに応じた良質なサービスの選択を目的とする（平成30年4月施行）。



2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。
※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児見通所支援及び指定障害児相談支援事業者については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児見通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
障害者 サービス	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
	指定障害児入所施設等	○	○	×
	指定障害児見通所支援	○	○	×
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

3. 公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。
② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

主な報告・公表事項			
(1)基本情報	法 人	<input type="checkbox"/> 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等	<input type="checkbox"/> サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等
	事業所等	<input type="checkbox"/> サービスに従事する従業者に関する事項 ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等	<input type="checkbox"/> サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等
		<input type="checkbox"/> 利用料等に関する事項 など	<input type="checkbox"/> 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期
- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。
- (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法
- ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
 - ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に「障害福祉サービス等情報公表システム」を立ち上げる予定。
 - ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。
- ※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

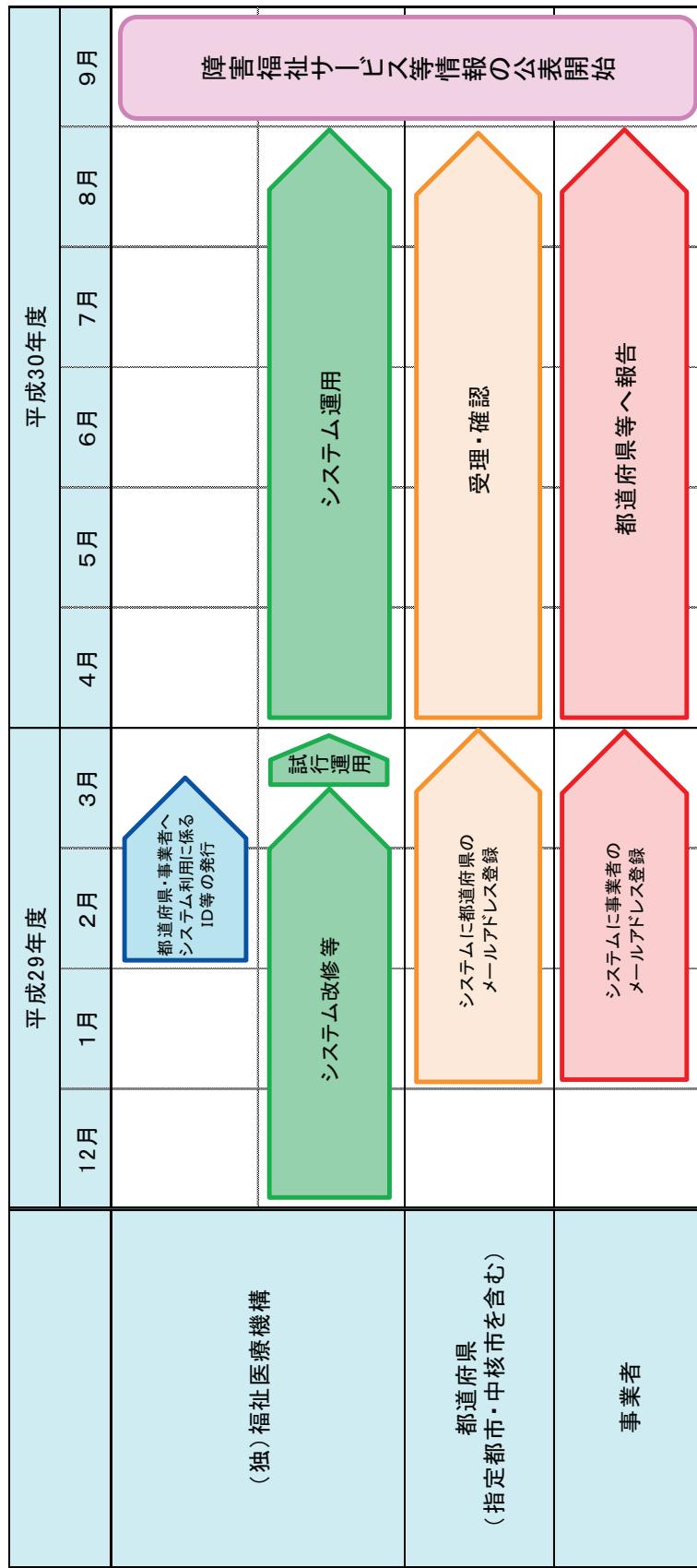
6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期
- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。
- ※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。
- (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法
- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。
- ※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の周知】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消)等

7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)



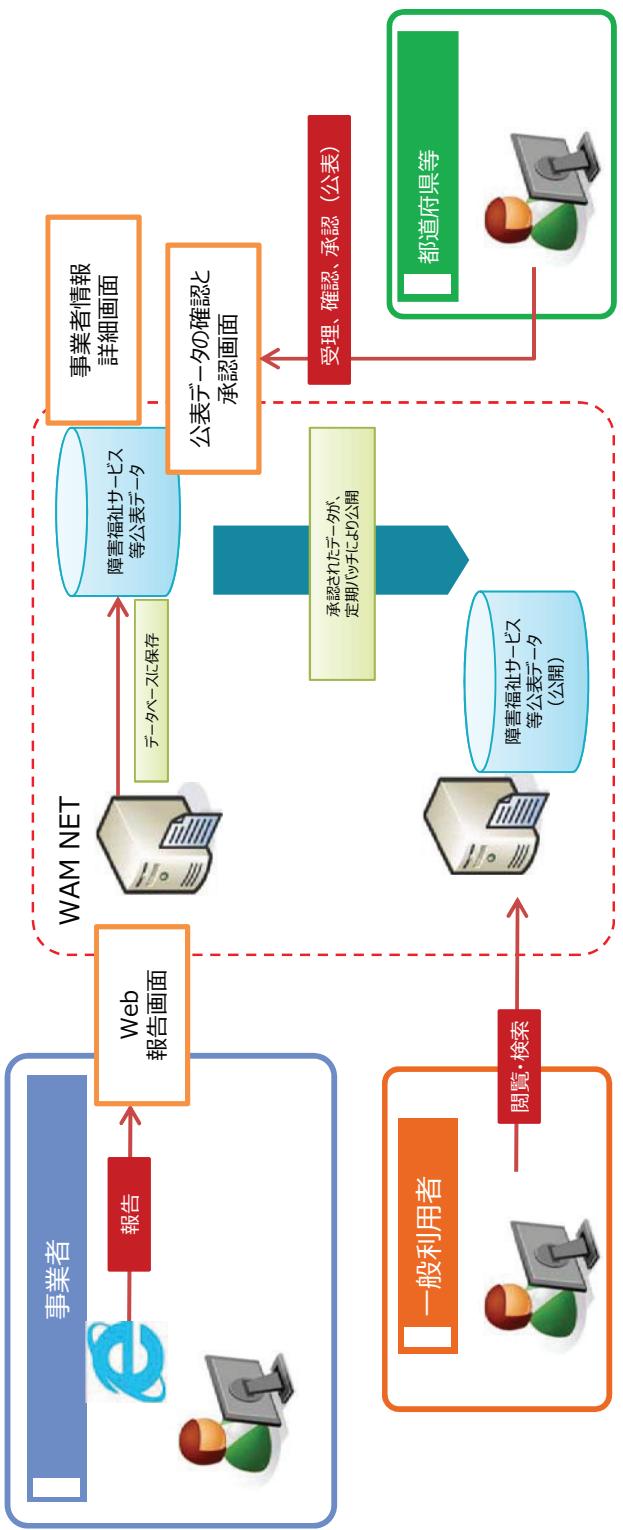
※ スケジュールについては、今後変更が有りうる。

【参考】障害福祉サービス等情報公表システムの概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようになります。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上にデータベースとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項(案)について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)	
別表第一	基本情報	
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地 	
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) <p>従たる事業所の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">所在地</td> </tr> </table> <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喫煙吸引等事業者</p> <p>サービス別の項目</p>	所在地
所在地		

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項		3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
イ 職種別の従業者の数 □ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等		<ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等		従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等
ニ 従業者の健康診断の実施状況 木 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項		従業者の健康診断の実施状況 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況
四 サービスの内容に関する事項		4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
イ 事業所等の運営に関する方針 ロ 当該報告に係るサービスの内容等		<p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・利用実人員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績		障害福祉サービス等の利用者への提供実績 ・利用者の人数(区分別)
二 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況		利用者等からの苦情に対する窓口等の状況 ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況
ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項		障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み ・損害賠償保険の加入状況
ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等		障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等 ・その内容
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等		利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目
五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項		5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項 障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用 ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
六 その他都道府県知事が必要と認める事項		
別表第二		運用情報
第一 サービスの内容に関する事項		6. 事業所等運営の状況
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置		(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項 障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置		利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置 ・重度の肢体不自由等の常時介護をする利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況
三 相談、苦情等の対応のために講じている措置		相談、苦情等の対応のために講じている措置 ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置		障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置 ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者との連携		障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者との連携 ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置	適切な事業運営の確保のために講じている措置
イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
ロ 計画的な事業運営のための取組の状況	・計画的な事業運営のための取組の状況
ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況	・事業運営の透明性の確保のための取組の状況
ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況	・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況	・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のために講じている措置
安全管理及び衛生管理のための取組の状況	・安全管理及び衛生管理のための取組の状況
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況	・個人情報の保護の確保のための取組の状況
ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況	・サービスの提供記録の開示の実施の状況
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況	・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況
ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

関連資料4

事務連絡
平成30年2月9日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（依頼）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年12月28日付け事務連絡「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」において、障害福祉サービス等情報公表制度については、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト（WAMNET）の「障害福祉サービス事業所検索システム」を改修することにより、運用する旨お伝えしたところです。

今般、今後の予定及び事前準備作業等について、別紙のとおりお示しいたしますので、各都道府県等におかれでは、当該内容についてご了知くださいますようお願いします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課 北村、青木
TEL：03-5253-1111（内線）3036
独立行政法人福祉医療機構
E-mail：shofukukouhyo@wam.go.jp

障害福祉サービス等情報公表システムの運用に係る今後の予定等について

1. はじめに

- 障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）の運用に係る今後の予定及び事前準備作業等については、概ね以下の流れとなりますので、別添資料1～3と併せてご参照ください。
- 本事務連絡発出後、別途、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）より都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）宛に事前準備作業の依頼（メール）をしますので、下記「3. 事前準備作業について」の作業依頼①～③について、3月2日（金）【厳守】までに、機構宛にメールで登録してください。

2. 今後の予定

（1）2月9日～3月2日：各都道府県等における事業者等の基本情報の登録等

- ・ 詳細は、下記「3. 事前準備作業について」を参照ください。

（2）4月1日：システム運用開始並びに都道府県等及び事業者（法人等）へのID等の通知

- ・ 平成30年4月の制度施行と併せて、都道府県等及び各事業者（法人等）（以下「事業者」という。）に対して、上記（1）にてご登録いただいたメールアドレス宛てに、情報公表システムからID及びパスワードを送付（メール）する予定です。

※ 都道府県等のIDについては、前回事務連絡においてご登録いただいた各担当者のメールアドレスに紐付くものではなく、都道府県等の担当部署内においてご利用いただけるものとなります。このため、人事異動による担当者の変更等の際は、前任者が利用していたIDを後任者が引き続きご利用いただいても差し支えありません。

なお、今後、IDの不足等については、隨時対応いたしますので、適宜、機構までご連絡ください。

（3）4月1日～8月31日：事業所の詳細情報の入力・報告、承認作業

- ・ 事業者は、上記（2）にて受領したID及びパスワードを用いて、情報公表システムにログインし、事業所の詳細情報を入力した上で、都道府県等へ報告します。

- ・ 都道府県等は、事業者より報告を受けた事業所の詳細情報について、内容を確認し、報告内容に修正の必要がなければ承認を行い、情報公表システムに公表依頼を行います。

(4) 9月1日：障害福祉サービス等情報の公表開始

- ・ 上記（3）において、都道府県等が情報公表システムに公表依頼を行った事業所情報を、WAMNET上に公表します。

3. 事前準備作業について

- 事業者が障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告するに当たり、
 - ① 各事業者は、事業者及び事業所の基本情報（法人等名称、法人等のメールアドレス、事業所名等。以下「基本情報」という。）を都道府県等に登録（メール又は文書での登録を想定）し、
 - ② 各都道府県等は、登録された基本情報を、情報公表システムに登録する必要があります。
- 今回は事務負担軽減の観点から、制度施行前において、基本情報を一括して登録できるようにいたしますので、以下の作業をお願いします。

【作業依頼①】

- 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システム（以下「情報検索システム」という。）に登録してある各都道府県管轄の事業所の直近データを格納したエクセルファイルを送付いたしますので、ご登録いただいた基本情報をご確認いただき、当該データの削除・新規追加をお願いします。
- また、現在、情報検索システムに登録していない障害児サービス等の基本情報についてもご登録をお願いします。特に、事業者のメールアドレスは、システムを利用する上で必須となりますので、登録漏れが無いようにお願いします。

※ これまで、情報検索システムに管轄の事業所データを登録していない場合については、事業者から基本情報を集約いただきますようお願いします。

※ 指定都市・中核市が指定する事業所の基本情報や、一般市町村が指定する相談支援サービス事業所の基本情報についても、管内市区町村

との連携の上、各都道府県にて確認・更新をお願いします。

【作業依頼②】

- 平成 30 年 4 月以降、事業者が都道府県等に対し、障害福祉サービス等情報を報告すると、情報公表システムから都道府県等に報告完了メールを送付しますので、通知を受信するためのメールアドレスのご登録をお願いします。
- ※ 当該アドレスには、多数通知が届くことが想定されますので、適宜、通常代表窓口として使用されているメールアドレスとは別に、情報公表システム専用メールアドレスをご登録ください。
- ※ なお、今後、厚生労働省及び機構から事務連絡等を発出する際は、前回事務連絡でご登録いただいた代表窓口アドレス宛てに、引き続き送付いたしますので、ご留意ください。

【作業依頼③】

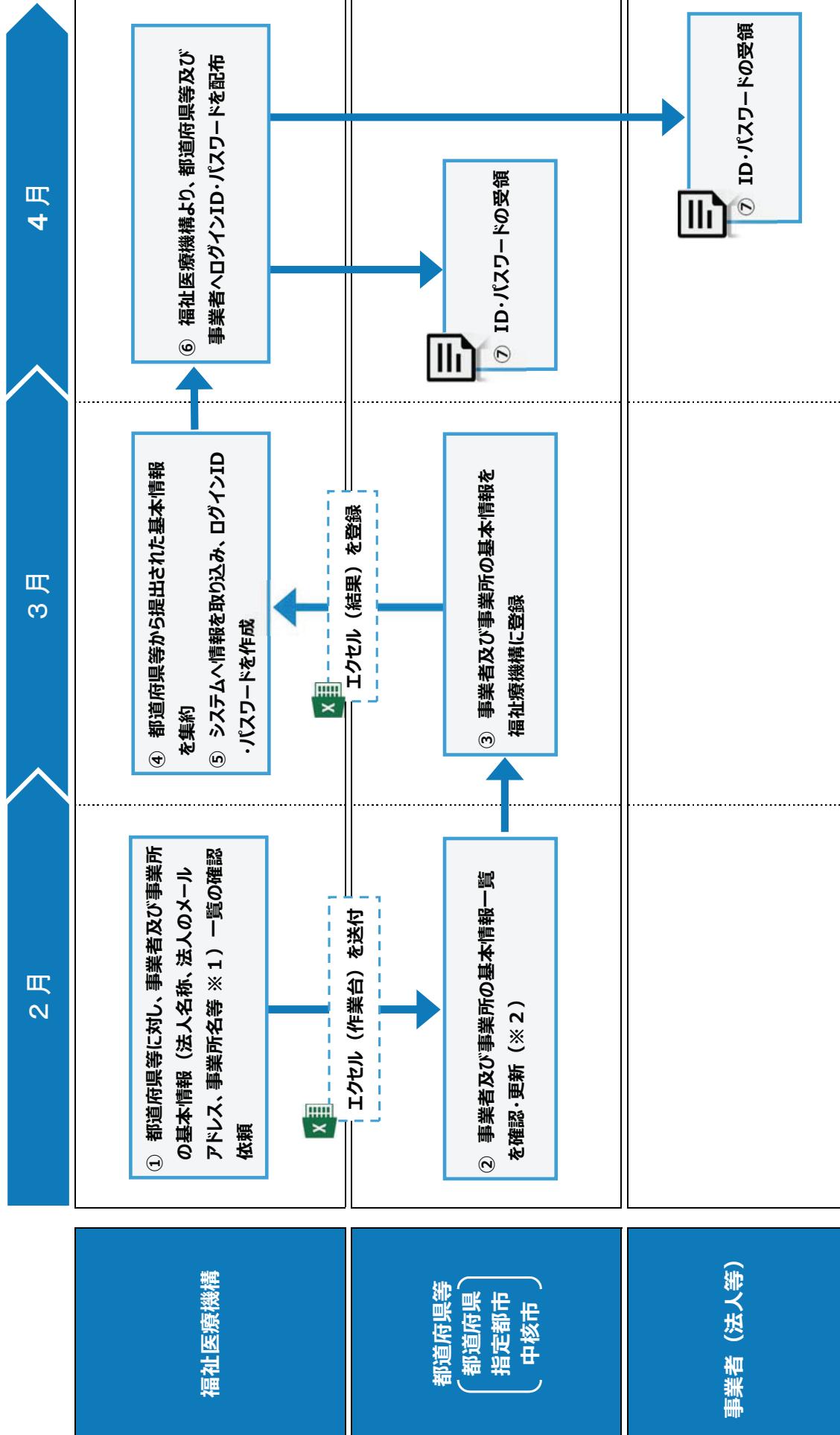
- 各都道府県において、条例による権限委譲により、本制度施行においてお示ししている実施主体と異なる実施主体が実行事務を行う場合は、当該権限委譲先の情報を登録くださいますようお願いします（県が事務を実施すべきところ、権限委譲により、一般市において事務を実施する場合等）。

4. その他連絡事項

- 情報検索システムの運用終了について
現在、運用している情報検索システムに関しては、今後、情報公表制度の施行に伴い、平成 30 年 8 月末をもって運用を終了いたしますので、ご留意いただくようお願いします。（都道府県に対しては機構より通知済み。）

(参考) 平成30年2月～4月における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料1

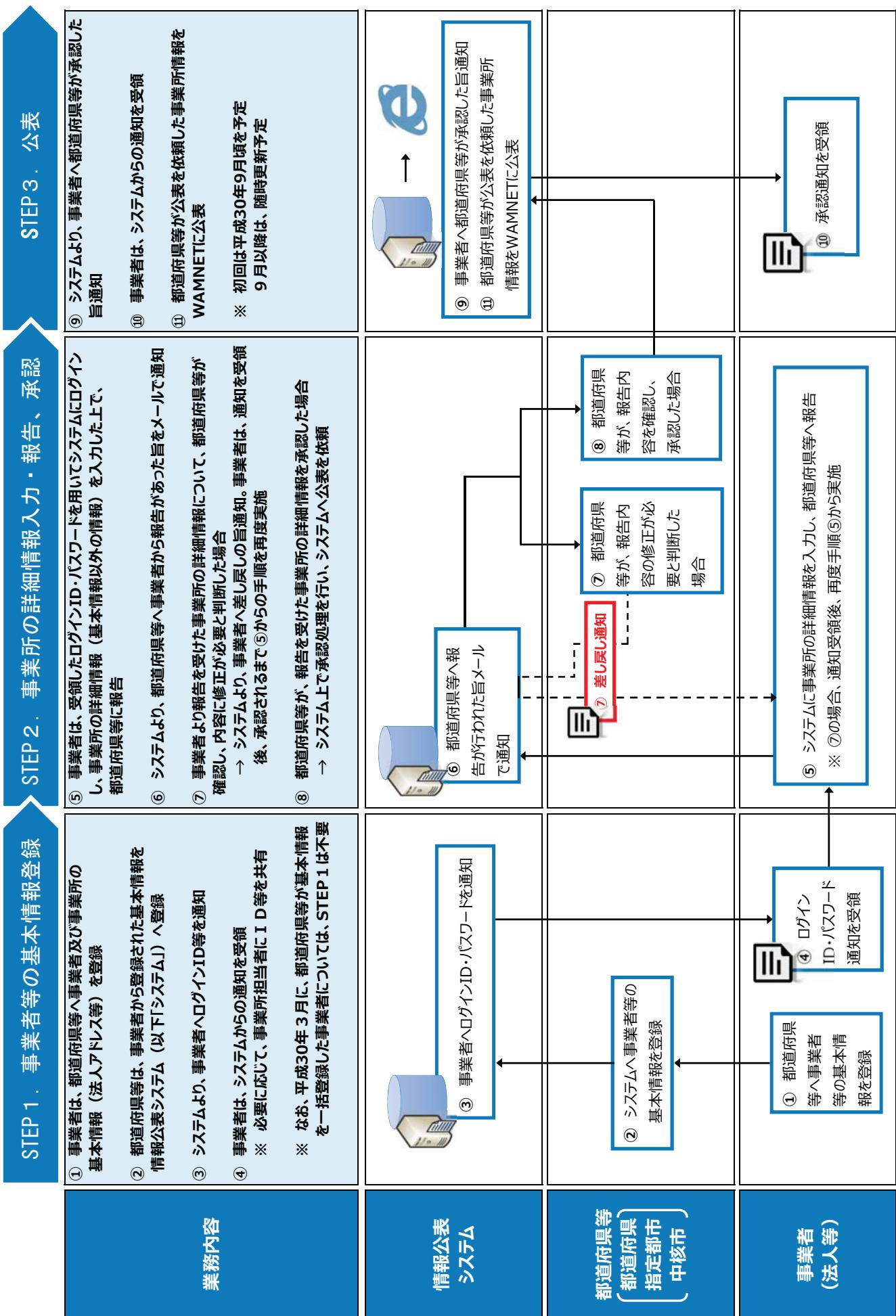


※1 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データ

※2 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データを確認なお、現行の事業所検索システムに登録されていない障害児サービスの基本情報については新規に登録

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料2



別添資料3

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質問	回答
1	○ 都道府県等は、障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴い、事業所情報を公表するためのシステムを構築する必要があるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、福祉医療機関（以下「機構」という。）が運営しているWAMNETのコンテンツ「障害福祉サービス事業所検索システム」を廃止し、新たに障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表表システィム」という。）を構築するので、都道府県等において、新しくシステムを構築する必要はありません。
2	○ 情報公表システムには、いつ頃からログインが可能になるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ログイン可能な時期については、事業者のみならず都道府県等担当者においても、平成30年4月1日以降を予定しております。試用期間は設けておりませんが、適宜、必要な情報を提供させていただきます。
3	○ 本事務連絡「作業依頼①」について、機構が運営しているWAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されていない障害児見サービス等の情報については、どのように集約を図ればよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が事業所の指定の実施主体でない場合は、適宜、実施主体である管内市区町村等との連携を図っていただき、事業者及び事業所の基本情報を集約いたしますようお願いします。 ○ なお、登録作業台については、別途、機構より送付されます。
4	○ 今後、事業者に報告を行つていただくことですが、事業者がメールアドレスを持つていない、インターネット環境が整っていない等、電子上において報告ができない場合はどうしたらよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者のインターネット環境が整っていない等やむをえない場合には、事業者が、都道府県等に対して紙媒体による報告を行い、当該報告内容を都道府県等の担当者が情報公表システムご入力いただく等の柔軟な対応を行ってください。
5	○ 厚生労働省及び機構からの事務連絡等については、今後、自治体のどちらの宛先に送付されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年12月28日付け事務連絡のご依頼にてご登録いただいた各自治体代表窓口宛てに送付いたします。窓口の変更等ございましたら、適宜、機構までご連絡ください。
6	○ 都道府県等に対しては、ID及びパスワード（以下「ID等」という。）が情報公表システムにより平成30年3月中旬に通知されることがあります、具体的にどちら宛てに通知されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事務連絡「作業依頼②」において各自治体がご登録いただいた情報公表システム専用メールアドレス宛てに通知されます。 ○ なお、複数のメールアドレス宛てに通知することも可能ですが、機構までご連絡ください。
7	○ 本事務連絡「作業依頼②」において、都道府県等は、情報公表システム専用メールアドレスを別途登録とのことですが、既存の代表窓口メールアドレスでは登録ができないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の代表窓口メールアドレスでも登録は可能ですが、今後、情報公表システム専用メールアドレスを推奨いたします。 ○ 多く通知が届くことを想定されますが、別途、情報公表システム専用メールアドレスを作成いただけます。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質 問	回 答
8	<p>○ 平成29年12月28日付け事務連絡において、ID等は都道府県等の担当者のメールアドレスに紐付くとのことでしたが、その取扱いに変更はあるのでしょうか。</p>	<p>○ ID等は担当者のメールアドレスに紐付くものではなくなります。このため、人事異動による担当者の変更等の際にも、前任者が使用していたID等を、後任者が引き継ぎ使用しても差し支えないものとなります。</p>
9	<p>○ 事業者（法人等）が都道府県等へ報告した際、情報公表システムから都道府県等の情報公表システム専用メールアドレス宛てに報告完了メールが送付されるとのことですが、報告を行った事業所の地域ごと（A市、B町など）によって、通知の宛先を振り分ける仕組みを設けているのでしょうか。</p>	<p>○ そのような仕組みは設けておらず、管内事業所から都道府県等へ報告された際は、全ての報告完了メールが本事務連絡「作業依頼②」においてご登録いただいた情報公表システム専用メールアドレス宛てに送付されます。</p> <p>○ なお、情報公表システムにログイン後、報告された内容の承認作業を行う際、報告があがつた事業所の住所ごと（市区町村まで）にファイルをかけることは可能であり、地域別に承認作業を行いたい場合は、当該方法を活用してください。</p> <p>○ また、サービス別（居宅介護、重度訪問介護など）にファイルをかけることも可能ですので、サービス別に承認作業を行いたい場合は、当該方法を活用してください。</p>
10	<p>○ 都道府県等担当者において、同じID等を複数人が使用することは可能でしょうか。</p>	<p>○ 承認手続きを行った際、情報公表システム上に作業を行ったID名が表示されます。これにより、IDごとに担当者を振り分けいたしますが、どなたが作業を行ったかが分かるよう仕組みを設けておりますので、都道府県等の担当者におかれましては、同じID等を複数人で使用はせず、個別にID等を使用していただきましょうお願いします。</p>
11	<p>○ 事業者（法人等）は、どこの中核体に対して報告すればよいのでしょうか。</p>	<p>○ 事業所の指定をしている都道府県、指定都市、中核市に対して報告を行います。</p> <p>※1 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業者については、その市区町村を管轄する都道府県に対して報告を行います。</p> <p>※2 指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者については、その中核市を管轄する都道府県に対して報告を行います。ただし、その中核市が児童相談所設置している場合（現行においては、横須賀市、金沢市）については、当該中核市に報告を行います。</p> <p>※3 また、条例による権限移譲により、報告先が都道府県等ではない場合もございますので、詳細は、各自治体ご連絡ください。</p>
12	<p>○ 事業者（法人等）に対しては、ID等が情報公表システムより平成30年4月以降に通知されることはありますが、具体的にどちら宛てに通知されるのでしょうか。</p>	<p>○ 事業者（法人等）が、都道府県等にご登録いただくメールアドレス宛てに通知されます。</p> <p>○ なお、事業者（法人等）ではなく、事業所が詳細情報を入力することを予定している場合は、事業者（法人等）から事業所へID等を共有してください。</p>

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質問	回答
13	<p>○ ID等は、すべての事業所に対して通知されるのでしょうか。</p>	<p>○ ID等は、事業所に対してではなく、事業者（法人等）に対して付与されます。</p> <p>○ また、事業者（法人等）が、複数の都道府県等において事業所を運営している場合は、各都道府県等用のID等がそれぞれ付与されることがあります。（例えば、A県及びB県において事業所を運営している場合は、A県用、B県用の2つのID等が、それぞれ事業者（法人等）に付与されます。）</p> <p>○ 事業所に対してID等を共有いただく場合は、事業者（法人等）から事業所へID等を共有してください。</p>
14	<p>○ No. 13について、例えば、事業者（法人等）が、A県においてa事業所、b事業所を実施している場合は、ID等はどういうに使用すればよいのでしょうか。</p>	<p>○ 情報公表システムから、事業者（法人等）に対してA県用のID等が1つ付与されますので、事業者（法人等）から、a事業所、b事業所にA県用のID等を共有してください。</p> <p>○ a事業所、b事業所が使用するID等は、同じA県用のID等を使用することとなります。</p> <p>○ なお、a事業所、b事業所は、同じA県用のID等で同時にログインを行い、入力を行っていただいても支障はありません。</p>
15	<p>○ No. 10において、都道府県等の担当者は、同じID等を複数人で使用しない旨の記載がありましたが、事業者（法人等）と取扱いが異なるのでしょうか。</p>	<p>○ 事業者（法人等）においては、同じID等を複数事業所で共有して使用することとなりますので、都道府県等の担当者は取扱いが異なります。</p>
16	<p>○ 既存の事業所の報告は完了しているが、新規に事業所の指定を受け事業を開始する場合にも、法人等の基本情報も含めて、都道府県等への報告は再度必要でしょうか。</p>	<p>○ 情報公表制度は、指定事業所（サービス）ごとに報告を行ふ必要がありますので、新規に事業所を設立し、事業を開始した場合には、都道府県等への報告が必要となります。</p> <p>○ なお、既に当該都道府県から、一部の入力項目を省略する仕組みを設けております。（当該都道府県等以外の自治体に対して報告を行っている場合のみ、事務負担軽減の観点から、一部の入力項目を省略する場合については、入力項目を省略することはできません。）</p>
17	<p>○ 平成30年4月以降において、本事務連絡のように都道府県等が、事業者及び事業所の基本情報を一括して情報公表システムに登録することは可能でしょうか。</p>	<p>○ 一括登録については、本事務連絡のみの対応となりますので、平成30年4月以降は、個別に情報公表システムへ事業者及び事業所情報を登録いただくこととなります。</p>
18	<p>○ 実際に事業所情報がインターネット上で公表されるのは、いつ頃になるのでしょうか。</p>	<p>○ 平成30年度においては、平成30年9月に一斉に公表する予定です。9月以降は、随時公表予定です。</p>

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質問	回答
19	<p>○ これまで、機構が運営する障害福祉サービス事業所検索システムのために、機構に対し て事業所情報を提供していましたが、今後、当該作業はどうなるのでしょうか。</p>	<p>○ No. 1に記載のとおり、障害福祉サービス事業所検索システムは廃止となることか ら、今後、当該作業は不要となります。</p>
20	<p>○ 報告内容を確認する際、どういう点に気をつけて確認を行えばよいのでしょうか。</p>	<p>○ 記入漏れがないかをご確認いただくことはもちろんのこと、指定を行う際に事業者等から提出いただいた資料や、今後、お示しする各サービス別の記入要領等に基づきご確認をお願いします。</p>
21	<p>○ 都道府県等が、事業者（法人等）からの報告内容に修正が必要だと判断した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。</p>	<p>○ 差し戻し理由を記入する欄を設けておりますので、当該修正すべき内容について、事業者（法人等）に対して情報公表システムから差し戻し通知が送付（メール）されますので、事業者（法人等）は当該通知を受領後、必要な修正を行っていただけます。</p>
22	<p>○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認すると、すぐにWAMNET上に公表されるのでしょうか。</p>	<p>○ 都道府県等が報告内容を承認後、すぐにWAMNET上に公表されるものではなく、情報公表システムに公表依頼を行った後、翌日にWAMNET上に公表されます。</p>
23	<p>○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認後、事業者（法人等）へ通知されるのでしょうか。</p>	<p>○ 都道府県等が承認後、情報公表システムより事業者（法人等）へ通知します。 ○ なお、WAMNET上に公表された際は、事業者（法人等）へ通知はされません。</p>
24	<p>○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認後、内容に不備があった場合、公表を取り消すことは可能でしょうか。</p>	<p>○ WAMNET上に公表後、修正を行いたい場合は、通常の手続きと同様に、報告内容を承認後、情報公表システムに公表依頼を行った後、修正内容が公表されます。</p>
25	<p>○ WAMNET上に公表された事業所情報はどのように保存できるのでしょうか。</p>	<p>○ WAMNET上に公表された事業所情報は、各都道府県等がCSVで保存できる予定です。</p>
26	<p>○ WAMNET上に公表された事業所情報の保存期間に制限はあるのでしょうか。</p>	<p>○ 一定期間内において、各都道府県等に事業所情報の保存作業を行っていただく予定です。 ○ なお、具体的な保存期間については、今後、お示しさせていただく予定です。</p>
27	<p>○ 今後、厚生労働省ホームページにおいて、情報公表制度の周知は行うのでしょうか。</p>	<p>○ 実施する予定です。</p>

3 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 30 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設等施設整備費補助金については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が安心して生活できるよう平成 30 年度当初予算案として 72 億円を計上するとともに、平成 29 年度補正予算として、80 億円を計上し、計画的に整備を推進することとしている。

平成 30 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援事業所等の中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備
- ③ 自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するための防災体制等の強化等

等の推進を引き続き行うこととしている。(関連資料 1)

(2) 平成 30 年度社会福祉施設整備費の執行について

① 平成 30 年度国庫補助協議について

平成 30 年度の施設整備にあたっては、「平成 29 年度当初予算等で協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの」、「平成 30 年度に協議予定のもの」などが混在するため、平成 30 年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、緊急度の高い整備から採択していくこととしている。

社会福祉施設整備費においては、以下の点にご留意いただきたい。

ア 社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘(会計検査院)を受けていることから、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

イ 平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、社会福祉充実財産(社会福祉充実残額)を明確化することとしている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、平成 29 年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約 4 割(39%) が社会福祉充実計画内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

各都道府県等におかれては、法人の社会福祉充実財産の使途に関する経営判断を十分尊重しつつ、社会福祉充実財産等の活用可能性についても勘案した上で、社会福祉施設整備費の効果的・効率的な活用をお願いしたい。

また、社会福祉施設整備費は、平成 18 年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているのでご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- | | |
|----------------------------|------|
| ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 3月上旬 |
| ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング | 4月中 |
| ・国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 | 4月下旬 |

② 平成 30 年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

平成 30 年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、3.3% 増の改定を行う予定であるのでご承知おき願いたい。

③ 平成 30 年 4 月施行新サービスに係る施設整備について

平成 28 年 5 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)において、「自立生活援助」等新たなサービスが創設され、平成 30 年 4 月施行となっている。

社会福祉施設整備費においても、「自立生活援助」等新たに創設されるサービスの施設整備について、補助対象とすることとしているのでご承知おき願いたい。

④ グループホーム等におけるスプリンクラー整備について

既存施設のスプリンクラー整備については、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」(平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「スプリンクラー通知」という。)により対応している。

各都道府県等におかれては、これまで平成 25 年の消防法施行令等改正によるグループホーム等における消防用設備等設置に対応いただいているところである。

平成 30 年 4 月以降においても、例えばこれまでスプリンクラー等設置義務のなかったグループホームが入居者の状況変化により、障害支援区分

4以上の者が概ね8割を超えることに伴い設置義務が生じる場合があることから、引き続きスプリンクラー通知による取扱いを行うこととしているのでご承知おき願いたい。

⑤ 障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について

障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備については、平成28年度第2次補正予算より「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」（平成28年11月28日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「防犯通知」という。）に基づく取扱いをしているところであるが、「平成29年度補正予算（案）における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成29年12月22日事務連絡）等にて周知しているとおり、防犯通知に基づく取扱いは平成29年度補正予算までを予定している。

平成30年度からの防犯対策については、平成28年度当初予算以前と同様「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発1005006号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく取扱いとし、引き続き補助対象としているのでご承知おき願いたい。

（3）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

① 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

② スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 90%

貸付利率 当初5年間基準金利△0.5%

③ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都

道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 95%

貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(4) 障害福祉関係施設等の財産処分について

近年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）による申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」
(平成 20 年 4 月 17 日社援発 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知)

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでにも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、平成 28 年 5 月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保溫材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保溫材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 2 号・社援発 0930 第 12 号・障発 0930 第 2 号・老発 0930 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出し、改めてアスベスト含有保溫材等を含めた使用実態調査を実施することとしたところである。

また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査

が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

各都道府県等におかれては、利用者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成 17 年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5 %*）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、30 年度も引き続き実施することとしている。

* 融資率が 80% 未満のものに限る。

（6）社会福祉施設等の木材利用の促進及び C L T の活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創成を実現すること等を目的に、C L T（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、C L T 活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、C L T 活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、社会福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び C L T の活用について」（平成 28 年 7 月 21 日雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用や C L T の積極的な活用について御配慮いただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

29年度予算額 → 30年度予算（案）
71億円 72億円
[29年度補正予算 80億円]

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

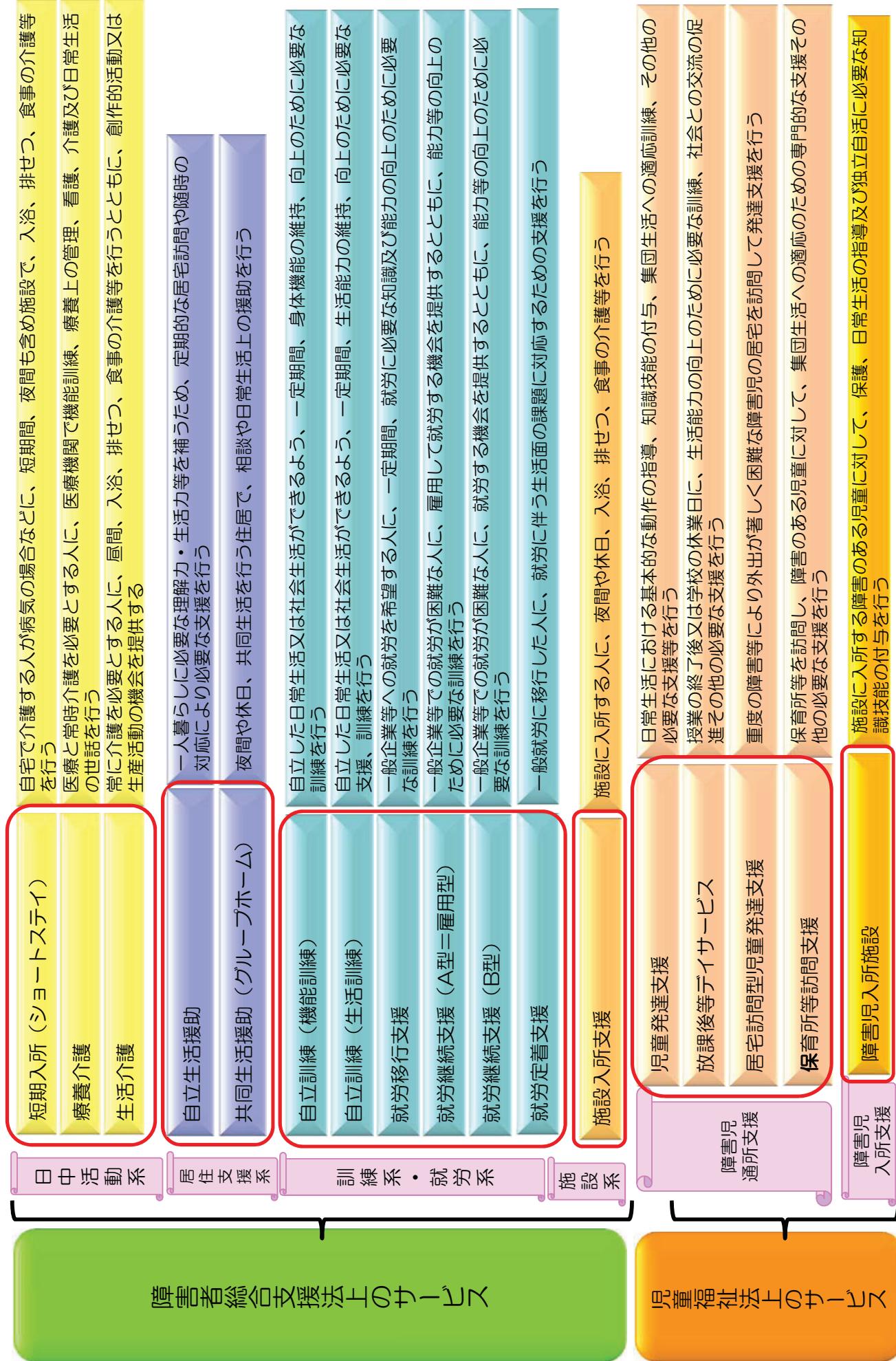
- 國土強靭化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びブリシクラー整備を推進する。



関連資料 1

対象施設

障害者総合支援法上のサービス



- * 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。
- * これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。

地域生活支援拠点等について 【初版】



平成30年3月

**厚生労働省障害保健福祉部
障害福祉課**

もくじ

地域生活支援拠点等の整備とは・・・？

- 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、**障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること**です。

※ このパンフレットにおいて、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。

Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか？	1
Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？	1
Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか？ また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？	1
Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？	4
Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？	6
Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか？	6
Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか？	6
Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？	7
Q9: 拠点等の必要な機能の充実・強化のためにはどうすればいいですか？	8
Q10: 都道府県の役割は何ですか？	9
Q11: 拠点等は現在どのくらい整備されていますか？ 整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？ また、好事例(優良事例)があれば教えてください。	9
Q12: 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？	9
* 地域生活支援拠点等の整備について【概要】	10
* 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)	11

- このパンフレットは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障害発第0707第1号)の内容、「地域生活支援拠点等の整備状況の把握について」(平成29年7月13日事務連絡)の結果や平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等に係る報酬上の評価について、盛り込んでいます。
- 引き続き、積極的な整備、必要な機能の充実・強化に取り組むにあたってご活用ください。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q1：拠点等の整備の目的は何ですか？

- 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

Q2：拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？

- 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示していますが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行っていただいて構いません。(例:「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)

- なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。

Q3：拠点等の必要な機能は何ですか？

また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？

- 拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとしますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村(特別区を含む。)が行うこととします。

- また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとします。(※ 次ページに必要な機能の具体的な内容と具体例を掲載しております。)

① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

- また、Q1の目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要です。

- なお、上記に掲げる5つの機能以外に、「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能(公共施設、空き店舗等の地域の身近な場所を提供し交流の促進を図る)」や「障害者等の生活の維持を図る機能(権利擁護、成年後見制度の利用促進、障害者虐待等への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用する)」等の地域の実情に応じた機能を創意工夫により付加することが考えられます。

地域生活支援拠点等に関する解説

必要な機能の具体的な内容と具体例



①相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

【具体例(千葉県柏市)】

- 市委託による相談専門職員4名(地域定着支援と兼務し、地域移行支援にも対応)及び計画相談を担当する相談支援専門員4名の計8名を配置。サービス利用援助に係る相談から専門的な相談、緊急時の相談のいずれにも対応できる体制を整えている。

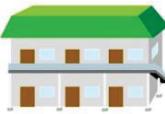


②緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【具体例(神奈川県厚木市)】

- 介護者の不在や障がい特性に起因する対応困難が想定される場合、平常時からサービス等利用計画を通して、関係者間で情報共有を図り、緊急時に受入候補となる障害者支援施設への短期入所を経験して備える。緊急時における相談から受入調整までの対応は、開所時間内はサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が行い、夜間、休日は基幹相談支援センターが行うものと役割を明確にしている。受入候補施設への調整が難航し、自宅等にいられない場合には、緊急一時保護場所として障がい福祉課を活用する。受入完了後、原則48時間(最長72時間)以内に、サービス等利用計画作成者は、再発防止や今後の方向性を検討するための会議を開催を行うものとする。



③体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【具体例(兵庫県西宮市)】

- 地域での自立生活を目指す人に対して、社会福祉協議会が設置する「地域共生館ふれぼの」内の自立生活準備室を活用し、障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしの体験できる場を提供している。

地域生活支援拠点等に関する解説

必要な機能の具体的な内容と具体例



④専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【具体例(東京都新宿区)】

- 拠点等となる事業所のうち1事業所に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材育成、サービス水準の向上・標準化を図る体制を備えている。



⑤地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【具体例(栃木県栃木市)】

- (自立支援)協議会を中心に地域課題の整理・取り組み方法の検討及びニーズの高い医療的ケアが必要な方に対する支援体制づくりを進めている。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？

- 主に4つの点に留意する必要があります。

① 拠点等において支援を担う者(以下「支援者」という。)の協力体制の確保・連携

- 支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。

- また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。

② 拠点等における課題等の活用について

- 拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要です。

③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

- 市町村は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければなりません。

- 具体的には、例えば次ページの(ア)から(サ)に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握してください。

- また、協議会等を通じて市町村と拠点等の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫することで、当該方針に対する拠点等の理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられます。

- なお、次ページに掲げる内容は例示のため、市町村が適宜、必要と認めるものについて検討を行ってください。

④ 各制度との連携

- 拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要です。このため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要があります。

地域生活支援拠点等に関する解説

(P 4③に係る例示)

(運営全般に関するもの)

- (ア) 拠点等の組織・運営体制・担当する区域におけるニーズの把握を行っているか
- ・ 拠点等の整備方針の基本理念の検討、関係者間の共有化が図られているか
 - ・ 拠点等と市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の抽出方法(アセスメント)等が検討できるように協議会等における運営方針が定められているか
 - ・ 拠点等と市町村等の連携のための連絡会議を定期的に開催しているか
 - ・ 必要な機能等の運営における定義付けの検討が行われているか
 - ・ 支援者間の連携が効果的に行われているか
 - ・ 関係機関等との連携の向上、調整、合意形成に努めているか
 - ・ 各種課題に対する連携意識の醸成に努めているか
 - ・ 拠点等を地域になじみやすい名称で周知しているか
 - ・ 地域づくりやまちづくりを目指した障害福祉を推進しているか
 - ・ 自然災害発生時における対応方針や過疎地域等の移動支援に対する支援等、地域性を踏まえているか
- (イ) 地域ごとのニーズに応じて重点的にを行うべき業務の方針
- ・ 重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の生活状況の確認を行っているか
 - ・ 社会的活動(ボランティア等)を希望する障害者等の把握に努めているか
- (ウ) 障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会との連携及び専門職との連携)構築の方針
- ・ 障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか
 - ・ 障害福祉・介護・医療等の多職種が集まる研修会への参加を促進しているか
- (エ) 個人情報の保護
- ・ 支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか
- (オ) 利用者満足の向上
- ・ 相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
 - ・ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
- (カ) 公正、公平性・中立性の確保
- ・ 公正、公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか
 - ・ 公正、公平性・中立性に配慮して、障害福祉サービス事業所等の紹介を行っているか
 - ・ 障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所を紹介した経緯を記録しているか
 - ・ 協議会等への報告、説明等に協力しているか

(個別機能に関するもの)

- (キ) 相談
- ・ 障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
 - ・ 個別相談を受ける体制の確保(相談窓口の設置等)しているか
 - ・ 相談内容ごとに対応状況の進捗管理ができているか
 - ・ 運営に当たっては、緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しているか(必ずしも24時間体制を採る必要はない)
 - ・ 緊急相談への発展が危惧されるような事案を事前に把握し、問題が顕在化する前に対応できる取組みを行っているか
 - ・ 相談を受けた後の対応(紹介)の仕組みを構築しているか
 - ・ 切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか
- (ク) 緊急時の受け入れ・対応
- ・ 「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応(定義外の対応を含む。)について、具体的な方法を定めているか
 - ・ 本人の家族状況、障害特性、服薬情報、経済状況等を事前に登録する仕組みの活用を検討しているか(その際、受け入れ制限をしていないか)
 - ・ 緊急時の受け入れ後、サービス利用計画等の見直しを行っているか
 - ・ 各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による緊急時の受け入れ・対応を図っているか
 - ・ 重度障害者も含めた緊急時における常時の受入体制が確保できているか
 - ・ 短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠を確保しているか
 - ・ 短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービスの活用も含めた検討を行っているか
- (ケ) 体験の機会・場
- ・ 空き家・公民館等を最大限活用しているか
 - ・ 障害特性に配慮した体験の場を確保しているか
 - ・ 緊急時を想定した体験利用を行っているか
 - ・ 地域住民との交流の場、社会参加の機会を確保しているか
 - ・ 障害者等やその家族の意向に沿った体験の機会・場を確保できるように、関係機関等で連携しているか
 - ・ 各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による機会・場を確保しているか
- (コ) 専門的人材の確保・養成
- ・ 障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか
 - ・ 協議会等で専門的な人材の確保・養成に係る方針や計画を十分に検討しているか
- (サ) 地域の体制づくり
- ・ 地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか
 - ・ 各拠点等の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか



地域生活支援拠点等に関する解説

Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？

- 拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定してください。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合においては、当該市町村内の全ての圏域が包摂されるよう留意してください。同様に、指定都市内に地方自治法第252条の20第1項の規定に基づく区が存在する場合においても、全ての区域(担当区域)が包摂されるような担当区域を設定し、拠点等を整備してください。
- 人口規模の小さい自治体における拠点等の整備については、複数の自治体からなる圏域を単位として整備することが考えられます。圏域の設定などの最終的な決定は、市町村が行うものですが、都道府県には、市町村間の連絡調整等の後方支援を行う役割が求められます。

Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか？

- 拠点等は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)において、平成29年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域(以下「市町村等」という。)に少なくとも一つ整備することとしておりますが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況です。このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げておますが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかつた市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要があります。
- なお、拠点等の整備がなされたか否かについては、市町村におけるQ3に定める「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に必要な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断してください。
その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要です。
- 例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられます。そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要があります。

Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか？

- 「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」(平成27年4月30日障障発0430第1号)において示しているとおり、拠点等の「面的整備型」を行うに当たって、例えば、協議会等での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられます。
- さらに、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置に当たっては、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用してください。当該事業については、障害者等が地域で安心して暮らしていくようにするための事業であることから、拠点等の整備、運営にあたっても活用することができます。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？

- 市町村は、Q1の目的を達成するため、以下の①から③を踏まえながら、必要な機能を発揮することができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めてください。
- 具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」(平成28年8月26日事務連絡)において示しておりますが、以下に掲げる点に留意し行ってください。

① 協議会等の活用

協議会等を十分に活用し、地域の関係者の中で、拠点等の整備方針を検討することが重要です。

- (ア) 地域の障害者等や家族等にニーズ調査を行い、課題を把握する。
- (イ) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング調査等の方法を検討する。
- (ウ) 拠点等が機能するためには、地域の障害福祉サービス等事業所や関係機関同士の協力関係が重要となるため、その構築方法を検討する。

【必要な視点】

- 拠点等が担う5つの機能(「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」)をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

② 拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

- (ア) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、隨時見直しを行い、拠点等としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

③ 関係者への研修・説明会の開催

整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

- (ア) 障害者等やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら解決策の提案を受ける。
- (イ) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

【必要な視点】

- 障害者等の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q9: 拠点等の必要な機能の充実・強化のためにはどうすればいいですか？

○ 市町村はQ3の拠点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、拠点等において必要な機能を充実・強化することができるよう、その関与に努め、具体的には以下の内容に留意してください。

① 拠点等における役割分担と連携の強化

自治体内及び圏域内に複数の「多機能拠点整備型」がある市町村等においては、地域の課題や目標を「多機能拠点整備型」間で共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められます。また、「面的整備型」や「多機能拠点整備型」、「面的整備型」を併せた類型等で拠点等を整備している場合は、中心的な事業所・機関等について同様に対応してください。

例えば、

- ・ 拠点等のうち地域の中で基幹的な役割を担い、拠点等の機能に取り組むに当たっての総合調整及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置
- ・ 拠点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置(拠点等からの相談等に適切に対応できる専門職を配置)
- ・ 地域の実情を踏まえた必要な機能を強化し、当該機能において拠点等内の事業所等を支援するなど、拠点等間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考えられます。

② 効果的な拠点等の運営の継続

(ア) 市町村の定期的な評価

地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、障害者等にとってワンストップの相談窓口機能を果たす拠点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要です。そのためには、まずは拠点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対する評価を定期的に行なうことが重要です。

具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できます。

(イ) 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

拠点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めてください。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるように工夫してください。

具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項(拠点等の特色等)の公表を行うこととしますが、この取組を通じて、拠点等が自らの取組と他の地域の拠点等の取組とを比較することも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できます。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q10:都道府県の役割は何ですか？

- 都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から、市町村から拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図ってください。また、市町村等における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備が見込まれない市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要があります。必要な支援については、例えば、都道府県において拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応が考えられます。
- なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しておりますが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用してください。

Q11:拠点等は現在どのくらい整備されていますか？

整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？
また、好事例(優良事例)があれば教えてください。

- 拠点等の全国の整備状況について、平成29年4月1日時点で、46の自治体(障害保健福祉圏域含む)において整備されています。(全国の自治体数:1,741、圏域数:141)
- 具体的な整備の状況については、厚生労働省ホームページをご参照ください。
→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>
- なお、拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集については、今年度末までに作成し、周知することを予定しております。

Q12:拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？

- 平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、拠点等の必要な機能の充実・強化を図ることとしています。今後、拠点等については、これらの見直しの状況も注視していただき、効果的な取組みをお願いします。

- ※ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等の内容は、P11～P13をご参照ください。
※ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論については、厚生労働省ホームページの第12回障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料3「地域生活支援拠点等について」をご参照ください。
→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000181053.html>

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

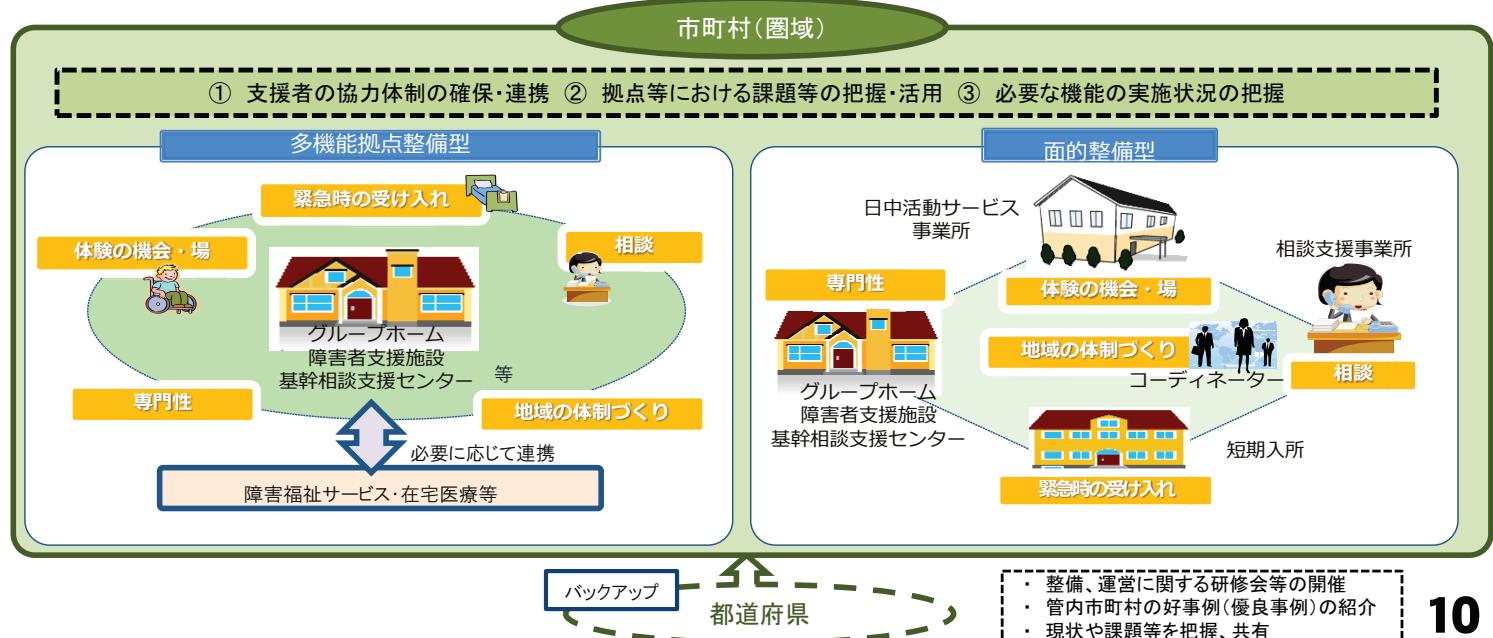
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

○ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

(1)相談機能の強化

- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所含む。)にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

※『地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】』 700単位／回

※ 短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に加算。

(2)緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

※『緊急短期入所受入加算の見直し』

[現 行]

イ 緊急短期入所受入加算(I) 120単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算(II) 180単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算(I) 180単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算(II) 270単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

※『定員超過特例加算【新設】』 50単位／日

※ (2)の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

3. 地域生活支援拠点等

(3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。
- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逓減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

〔体験利用支援加算の見直し〕 ※ 日中活動系サービス

[現 行]	[見直し後]
<u>300単位／日</u>	<u>500単位／日(初日から5日目まで)</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
	<u>250単位／日(6日目から15日目まで)</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>

〔体験利用加算の見直し〕 ※ 地域移行支援

[現 行]	[見直し後]
<u>300単位／日</u>	<u>500単位／日(初日から5日目まで)</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
	<u>250単位／日(6日目から15日目まで)</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>

〔体験宿泊支援加算【新設】〕 ※ 施設入所支援 120単位／日

〔体験宿泊加算の見直し〕 ※ 地域移行支援

[現 行]	
イ 体験宿泊加算(I)	<u>300単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算(II)	<u>700単位／日</u>
[見直し後]	
イ 体験宿泊加算(I)	<u>350卖位／日</u>
ロ 体験宿泊加算(II)	<u>750卖位／日</u>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

3. 地域生活支援拠点等

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く。)に創設する。

『『重度障害者支援加算【新設】』』

イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合
(体制加算) 7単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合
(個人加算) 180単位／日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

※ (4)の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所を含む。)を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

『『地域体制強化共同支援加算【新設】』 2,000単位／月(月1回を限度)

1 地域生活支援事業等の円滑な実施等について

(1) 平成 30 年度予算（案）

地域生活支援事業等は、各自治体が実施主体として、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また今年度より、地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしている。

来年度予算（案）においては、以下のとおり事業の見直しを行い、「地域生活支援事業費等補助金」として、総額で 493 億円の予算額を計上している。

各自治体においては、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の趣旨を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

（資料 1－1）平成 30 年度予算（案）の概要

① 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（451 億円）を計上している。具体的には、必須事業への更なる支援を図る観点から、一部の事業を地域生活支援促進事業へ移行したほか、必要な事業の追加・拡充を行うこととしている。

なお、見直しの内容は以下のとおりである。

ア 追加・拡充

- ・ 意思疎通支援者養成研修（都道府県必須事業）の対象に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」を追加し、全国での失語症者向け意思疎通支援者の養成を図る。
- ・ 障害保健福祉圏域ごとの関係者による協議の場を通じ、精神科病院等関係機関との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
- ・ 措置入院患者の退院後支援として、患者がレクリエーション活動等支援事業を通じ、円滑な社会復帰を促す機会を実施する事業を拡充。

イ 地域生活支援促進事業への移行

- ・ 身体障害者補助犬育成促進事業

② 地域生活支援促進事業

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（42億円）を計上している。具体的には、地域生活支援事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、新たに「地域生活支援促進事業」へ位置付けるほか、必要な事業の拡充を行うこととしている。

その事業の内容は以下のとおりである。

ア 地域生活支援事業からの移行
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬育成促進事業 2020年オリンピック大会に向けて、良質な補助犬の十分な量及び質の確保が必要であるため、マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費を拡充。
イ 新規事業
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児者及び家族等支援事業 発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充。 ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 発達障害の専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、発達障害の診療・支援が可能な医療機関の確保を図る。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 障害保健福祉圏域ごとの関係者による協議の場を通じ、精神科病院等関係機関との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。 ・重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。
ウ 事業の拡充
<ul style="list-style-type: none"> ・工賃向上計画支援等事業 農福連携による障害者就労支援に関し、働き方改革実行計画において、平成30年度までに全都道府県で実施とされていることを踏まえ拡充。 ・障害者芸術文化祭・開催事業 開催期間の長期化と開催県内の広域的な実施に鑑み、開催経費の補助を拡充。 ・障害者就業・生活支援センター事業 障害者雇用対策基本方針に基づき、全障害保健福祉圏域への設置に向け、補助を拡充。

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

(資料1－2) 地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

③ 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

一方で、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしており、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものである。

従って、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の執行に当たっては留意されたい。

④ 平成 30 年度の実施方針と補助金の配分方法

- (ア) 地域生活支援事業については、今年度に引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。
- (イ) 地域生活支援促進事業については、各事業に係る補助基準額を補助金交付要綱に定めて実施することとしている（一部の事業及び特別促進事業については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする）。
- (ウ) 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールは、別添（資料 1－3）を予定している。

なお、地域生活支援事業の特別支援事業、地域生活支援促進事業の一部事業及び特別促進事業については、各自治体より国庫補助協議をして頂くこととしているが、具体的な取扱いや進め方については、予算成立後に速やかにお示しする。

（資料 1－3）地域生活支援事業等補助金 執行スケジュール（案）

（2）地域生活支援事業等実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正内容

上記「（1）平成 30 年度予算案」の内容を踏まえ、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正を予定しており、予算が成立し次第、改正通知を速やかに発出することとしている。

（資料 1－2（再掲））地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

（資料 1－4）地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）

（3）必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成 28 年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(4) 地域生活支援事業の適正な実施

① 事業者に対する指導等の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

また、市町村の任意事業である日中一時支援事業において、預かりを行った乳幼児が死亡するといった事故の報告も受けているところである。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いするとともに、任意事業における事業者の登録や指定等を行うに当たっても、事業が安全に実施できる体制にあるかなど、慎重に判断されたい。

② 地域生活支援事業等の補助対象外事業

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

- （4）次に掲げる事業については、補助対象とならない。
- ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
 - イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものも含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

- 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている
- 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

③ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組みを推進して欲しい旨の意見が

寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料 1－5）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

（平成 28 年度）

(6) 移動支援事業

① 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者的心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適當と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村においては活用を図られたい。

（資料 1－6）移動支援事業の実施状況【都道府県別】

② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

(7) 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料1－7) 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

(8) 心のバリアフリーを広めるための取組について

① 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」

平成29年2月20日に第一回ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（以下「行動計画」という。）が決定された。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、また地域生活支援促進事業の「心のバリアフリー」推進事業の活用が期待されていることから、各自治体において積極的な取組をお願いしたい。

なお、理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支援事業及び「心のバリアフリー」推進事業について、平成29年度の取組事例をまとめているので、事業実施にあたり、参考とされたい。

(資料1－8) 理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料1－9) 自発的活動等支援事業の取組事例

(資料1－10) 「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

② 障害者等の理解促進に対する取組について

「理解促進研修・啓発事業」や「「心のバリアフリー」推進事業」の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等（障害者に関するマークについて（平成29年度版障害者白書（抜粋））参照）、障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とし

た広報活動の実施についても引き続きお願ひする。

障害者等の理解促進に対する取組については、例えば以下のとおり、東京都におけるヘルプマークや鳥取県におけるあいサポート運動などの取組が実施されているので、今後検討される場合には参考とされたい。

また、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することも併せて取り組まれたい。

(資料 1－11) 障害者に関するマークについて(平成 29 年度版障害者白書(抜粋))

ア ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、平成 29 年 7 月には日本工業規格 (JIS) に位置付けられ、厚生労働省においても、これを契機に、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

(資料 1－12) 厚生労働省ホームページ抜粋

イ あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポート」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行うものである。この運動によって、障害のある方に気軽に手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、「障害を知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでいる。

③ 「心のバリアフリー」学習推進会議取りまとめ報告書について

行動計画に基づき、文部科学省と協力し、平成 29 年 7 月より「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある人との交流の活性化のための方策等について、検討を進め、「学校における交流及び共同学習の推進について」(以下「報告」という。) が取りまとめられた。

報告においては、学校における障害のある人との交流を推進する方策として、学校における取組と地域生活支援事業等の理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支

援事業及び「心のバリアフリー」推進事業が連携することや、教育委員会が福祉部局等と連携し、障害のある人との交流ができる団体や施設の連絡先を整理して学校に共有すること、また、障害のある子供の卒業後も見据えた支援の観点から、教育委員会、福祉部局、学校、社会福祉法人や社会福祉協議会、障害者スポーツや文化芸術等の関係団体等において、ネットワークを形成することが重要であることが提言された。

学校における障害のある人との交流や地域の教育と福祉の連携のためのネットワーク形成の促進に向けた取組について、積極的に協力されたい。なお、文部科学省より、各教育委員会等に対し、報告を踏まえた取組の充実について、依頼されていることを申し添える。

(資料1-13) 「学校における交流及び共同学習の推進について」

(参考) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 (抄)

II. 「心のバリアフリー」

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多く、それらの好事例を踏まえた上で、全国において、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

その際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子供達が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要である。

また、「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、重複障害を含め様々な種別の障害のある人自身も役割を担うことが期待される。

また、子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せてることで子供たちに教えていくことも大事である。

(具体的施策)

③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

・各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討し、平成29年度中に平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。〔文部科学省、厚生労働省〕

3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していかなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取り組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

(具体的施策)

①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。〔厚生労働省等〕

5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

(具体的施策)

- ・障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成 29 年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。〔厚生労働省、内閣官房〕

2 意思疎通支援について

(1) 意思疎通支援の強化等

ア 意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の実施体制については、資料2－1のとおりである。都道府県等においては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成25年3月27日障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、意思疎通支援を強化するため、意思疎通支援を行う者の派遣や養成において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業により支援することとしているほか、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修について、平成30年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

また、平成29年度から、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしているが、本対応は聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体に限り対象とするものと考えており、現在設置されている手話通訳者の代替として遠隔手話通訳サービスを導入することを想定しているものではないことにご留意いただきたい。

（資料2－1）意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

- 事業実施にあたっては、次に掲げる事項についてご留意願いたい。
- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと
 - 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと
 - 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと
 - 平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと
 - 平成28年6月28日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したので、ご留意願いたいこと。なお、本通知の内容については、平成30年4月以降、重度訪問介護の訪問先が医療機関に拡大されても、取扱いは変わらないため、併せて

ご留意願いたいこと

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと
- また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと

ウ 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成23年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成25年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

平成30年度も引き続き、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれても、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

また、「厚生労働省カリキュラム準拠 要約筆記者養成テキスト」の改訂版が発行予定であるため、養成研修実施に当たってご留意いただきたい。

発行予定日：平成30年3月31日

主な改訂点：パソコン要約筆記における実技学習内容の変更、社会福祉に関する最近の動向の記載修正

なお、パソコン要約筆記については、補完テキストの発行（平成30年4月以降予定）も予定しているため、併せてご留意いただきたい。

（資料2－2）要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成28年度に、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム及び養成研修テキストを作成し、各都道府県障害福祉主管課及び各都道府県言語聴覚士会へ周知したところである。

平成29年度は、（一社）日本言語聴覚士協会の協力のもと、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施し、全47名（各都道府県から1名ずつ）が修了された。なお、今後は、本研修は（一社）日本言語聴覚士協会への委託により実施予定であり、平成30年度は各都道府県2名ずつの

募集を予定しているため、各都道府県においては参加者の推薦について、ご対応をお願いしたい。

平成 30 年度は、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されることとなっている。各都道府県においては、支援の全国展開に向け、指導者養成研修修了者を中心として、支援者養成研修事業の実施に取り組むなどの対応をお願いしたい。

また、養成された支援者の派遣については、「意思疎通支援事業（市町村必須事業）」における実施を原則とするが、地域の実情を勘案し、都道府県が市町村に代わって実施することも可能であるため、今後の支援者派遣の実施体制構築に向け、各都道府県及び市町村で連携しつつ進めていただきたい。

（資料 2－3）失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

（2）情報・コミュニケーション支援

ア 視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、より一層の充実が求められている。

従前から地域における視聴覚障害者への情報提供を行う施設として、視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第 34 条）の整備を各地で進めているところである。同施設では、点字刊行物や録音図書の製作・貸出、聴覚障害者が利用する字幕（手話）入り録画物の製作・貸出、点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、視聴覚障害者に関する相談等が行われ、障害者の情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしている。

また、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、発災時にも大きな役割を果たしており、今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施 5ヶ年計画」において、全県設置を目指すとともに、平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 29 年 12 月末現在、全国で 53 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれでは、設置についての検討をお願いする。

（資料 2－4）聴覚障害者情報提供施設設置状況

イ 視聴覚障害者情報提供施設に係る運営費

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（平成 25 年 5 月 20 日付事務連絡 「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」）

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成 22 年度の決算検査報告において、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

ウ 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用開始（平成 22 年 4 月から）により、身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようになったが、さらに、平成 28 年度より、サピエを活用し地域生活情報の提供等を行う「視覚障害者用地域情報提供事業」を地域生活支援事業に追加したところであるので、当該事業の実施について、引き続き検討をお願いする。

また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところであり、視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

（資料 2－5）視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

エ 点字図書、大活字図書等の給付

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

オ 手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、全国的規模で実施しているところである。平成 30 年度も引き続き同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

カ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、IT の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の IT の利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し、地域における IT 支援の総合サービス拠点となる障害者 IT サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(資料 2-6) IT サポートセンターの事業取組状況

キ 電話リレーサービス提供事業の実施について

聴覚障害者が一人で電話を掛けられるよう支援する「電話リレーサービス」について、平成 29 年度から、日本財団の協力のもと、4ヶ所の聴覚障害者情報提供施設に手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置し、電話リレーサービスの提供体制を確保する事業を実施している。

平成 30 年度は、提供体制の強化を図り、実施施設数やオペレーターを増加させることとしており、より多くの利用者の受入が可能となる。

利用登録は日本財団のホームページから可能であるため、各自治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービス利用が進むよう、事業内容や登録方法等の周知をお願いしたい。

(参考) 日本財団ホームページ <http://trs-nippon.jp/>

(3) 災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

例えば、三重県（三重県聴覚障害者支援センター）においては、県内の 9 市町と「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」を締結し、発災時に聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者に対して避難情報等の伝達や安否

確認等の活動を行うこととする取組が行われている。（（参考）三重県聴覚障害者支援センターホームページ <https://www.deaf-mie-center.com/>）

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

（資料2－7）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

（資料2－8）平成30年度内閣府防災部門予算案 (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（日本赤十字社 HP : <http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>）が公表されているので参照されたい。

（4）盲ろう者向け福祉施策

「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成25年4月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

(資料2－9) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

また、平成30年4月から盲ろう者に対する同行援護を盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の加算が新設され、盲ろう者の同行援護利用が促進される予定であるが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や、地域資源の事情等により、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

併せて、盲ろう者自身へ制度についての情報が届いていないために、盲ろう者向け通訳・介助員や同行援護等の利用をしていない方もいるという現状から、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、サービス事業者等に対し、制度内容の周知に努めていただきたい。

養成研修事業については、平成25年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」（社会福祉法人全国盲ろう者協会において実施）や、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」（国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成27年度まで実施）の修了者が望ましいので、活用をお願いしたい。また、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」へ積極的に受講者を派遣されたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）」をお示しております、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

(5) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

とりわけ視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があることに配慮し、窓口には来訪者が必要な支援を受けられるよう、代筆・代読や筆談・手話等による支援が受けられることをわかりやすく掲示する等の対応が望ましい。

厚生労働省においては、平成28年度に、庁舎内の点字ブロックの拡充や、来訪者受付への情報支援機器（聞こえをサポートするスピーカー及び遠隔手話通訳サービス等が利用可能なタブレット）の設置を行ったところであるが、各自治体におかれても、

情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）が平成 23 年 8 月 5 日に公布・施行され、第 3 条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外に FAX 番号又はメールアドレスの周知

[参考 1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>
- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>
- 「公共サービス窓口における配慮マニュアル－障害のある方に対する心の身だしなみー」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考 2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

（6）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」について、第 29 回試験（平成 29 年度）の合格発表が平成 30 年 1 月 31 日（水）に行われたところである。

（資料 2－10）手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第 30 回試験（平成 30 年度）についても、以下のとおり全国 3 会場において、学科試験と実技試験を 2 日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第30回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成30年10月6日（土） [会場：東京、大阪、熊本]

実技試験 平成30年10月7日（日） [会場：東京、大阪、熊本]

(7) 「Net119緊急通報システム」の周知等について

平成29年3月、聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム（Net119緊急通報システム）に関する報告書がとりまとめられ、現在、当該システムの導入が全国の消防本部で進められている（平成29年6月1日現在、732本部中134本部が導入済）。

当該システムは、スマートフォン等から簡易なボタン操作で緊急通報ができ、詳細をチャットでとやりとりできる仕組みであるが、利用するためには、地域の消防本部への事前登録が必要となる。

当該システムは、地域で暮らす聴覚・言語機能障害者の安心・安全に大きく貢献するものであることから、上記報告書がまとめられた際にも、当室から各都道府県・指定都市・中核市の障害保健福祉主管課あてに当該システムに関する事務連絡（平成29年4月13日付）を発出し、消防防災主管部等と連携の上、聴覚・言語機能障害者や関係団体への周知をお願いしたところである。

各都道府県等においては、

- ① 地域の消防本部が当該システムを導入しているかを確認し、その情報を管内市町村と共有
- ② 地域の消防本部が当該システムを導入している場合は、広報誌等を活用し地域の障害者に対して周知
- ③ その他、消防防災部局と連携し、当該システムの周知や登録促進に向けた継続した取組み

を行う等により、当該システムの周知と登録者の拡大を図っていただくようお願いしたい。

（資料2-11）Net119緊急通報システムの全国導入

3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業、障害者自立支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

(1) 芸術文化活動の振興

ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、平成27年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。また、平成29年度に引き続き平成30年度についても、国民文化祭との一体開催が予定されている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様に、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成30年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第18回（平成30年度）大分県（平成30年10月6日～11月25日予定）

第19回（平成31年度）新潟県（予定）

第20回（平成32年度）宮崎県（予定）

第21回（平成33年度）和歌山県（予定）

また、平成29年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図ることとしている。

各都道府県におかれては、開催県との連携に努められたい。

<障害者芸術・文化祭のサテライト開催>

全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、これまで地域生活支援事業のメニューであったものを、平成29年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしたので、各都道府県におかれては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成29年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、平成26年度から28年度まで実施した「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支

援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

平成 30 年度からは、本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体をこれまでの民間団体から都道府県へ変更することとしている。都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、より効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を進めていただきたい。なお、本事業の実施にあたっては、障害担当部局と文化担当部局で情報共有し、進めて頂きたい。

また、多くの都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を平成 30 年度予算案に計上したところである。各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただき、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。なお、国庫補助の補助率は 1／2 とする予定である。

（資料 3－1） 障害者の芸術文化活動支援の概要

ウ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催しております。懇談会の概要については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしていただくとともに、関係団体等に周知いただきたい。（これまでに、平成 27 年 6 月 30 日、12 月 9 日、平成 28 年 11 月 9 日、平成 30 年 3 月 7 日に開催）

エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動に親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

（2）「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を發揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい 21 世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大300席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料3－2) 国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)の案内、実施事業一覧(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施しており、引き続き30年度も実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬について

ア 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。これまでも補助犬の育成や理解促進等を行う「身体障害者補助犬育成促進事業」を地域生活支援事業の都道府県事業として実施してきたところである。

平成30予算案においては、本事業を国として促進すべきものとして、地域生活支援促進事業に位置付け、1／2の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ることとしている。

本事業においては、

- ① 身体障害者補助犬の育成に要する費用
- ② 地域における理解促進や普及・啓発
- ③ 利用希望者のニーズ把握、訓練事業者の供給体制の把握
- ④ 他県との連携体制の構築

が対象となっている。①については、盲導犬だけでなく、介助犬、聴導犬も対象となっており、また、②～④については、平成28年度から追加された項目であるが、国民の理解促進のために欠かせない事業であると考えている。

各都道府県におかれでは、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、地域の理解促進、ニーズ・供給体制の把握及び良質な補助犬の確保に、より一層取り組んでいただきたい。

(資料3－3) 身体障害者補助犬関係資料

イ 訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うことになっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、適切に報告・届出が行われなかつた事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないのであるので、都道府県等におかれでは、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援をするとともに、認定を行つた指定法人との情報を共有できるよう、指導・助言をお願いする。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたつては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行つてゐる。都道府県等におかれでは、訓練事業者に関する情報の変更（新設、名称変更、移転等）の届出があつた場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いする。

ウ 制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。さらに、2020年東京オリンピックパラリンピック競技大会において、海外の身体障害者補助犬使用者の来日も想定され、受け入れを円滑に進めるため、さらなる普及啓発が必要である。

厚生労働省では、これまで「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿つて、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。また、昨年5月に、海外の補助犬使用者に対し、日本の身体障害者補助犬の制度等を周知するポータルサイトを開設する等して、国内外への普及啓発に努めている。

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

<http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilitie>

しかしながら、一部の医療機関や、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところであり、より一層の理解促進や普及啓発が必要である。

都道府県におかれでは、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、制度の周知徹底をお願いするとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただく等により、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いする。

なお、広報啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な

場合には送付するので、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線3073)

[参考] 厚生労働省HP
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

(4) 補装具費支給制度

ア 補装具費支給制度における借受けの導入について（平成30年度施行）

これまで、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に要する費用について補装具費が支給されてきたが、平成30年度からは、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切な場合に限り、「借受け」に要する費用についても、新たに補装具費の支給の対象とすることとしており、年度末に関係省令、告示、通知等を発出予定である。

具体的には、平成30年1月16日付事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について」において、制度の基本的な考え方等をお示ししたところであるが、詳細な内容については、補装具費支給事務取扱指針を改正して周知する予定であるので、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所に情報提供願いたい。

また、借受けの円滑な運用には、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるため、身体障害者更生相談所が市町村と十分連携できるよう、ご配慮をお願いする。

また、平成29年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度における借受け導入に向けた研修等のあり方に関する調査研究」において、実施団体である公益財團法人テクノエイド協会が「補装具費支給事務ガイドブック」を改訂予定であるため、ご活用いただきたい。

イ 補装具費の支給に係る基準額等の改正について

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」で示しているところであるが、平成30年4月1日より改正することとしている。各都道府県におかれては、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所にも情報提供をお願いする。

ウ 補装具の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡されるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

当室へは、これまでにも、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれでは、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国の取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

<都道府県域が広大な自治体の場合の対応>

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談（判定）の実施

<適切な補装具取扱い業者を選定するための対応>

- ① 事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）
- ② 取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む）

（資料3－4）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

<適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応>

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との符合・確認を行う

エ 難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれでは、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状況や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

オ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品

目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けすることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

カ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配意をお願いする。

（5）日常生活用具給付等事業

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成28年度実績では、ほぼ100%の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

なお、財源の状況等により一律に給付が行われないなど、必要な方への給付が制限されがないよう、ご留意いただきたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

(6) 障害者自立支援機器等

ア 障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の実用的製品化支援や技術支援が重要である。このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

開発費については、これまで、モニター評価に要する経費などの実用的製品化に要する費用の一部について、総事業費の 1 / 2 を助成していたが、平成 29 年度予算からは、開発を行う中小企業に対する補助率を 2 / 3 にかさ上げし、新たな企業の参入を促すとともに、より一層の開発を促進している。

また、平成 30 年度予算案では、実用的製品の普及がまだ進んでいないことに鑑み、既に効果的に実用的製品を活用している好事例を普及する事業を加えることにより、実用的製品の普及を促し、障害者の自立や社会参加の促進を図ることとしている。

なお、本事業は、公募により実施団体を決定していることから、予算案成立後、速やかに実施団体の決定を行い、その後、開発企業の募集を行う予定である。

イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

平成26年度から、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設ける「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的製品開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。平成29年度は、福岡、大阪、東京の3ヶ所で開催し、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいたところである。また、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

平成30年度は、開催場所や開催日数の見直しを行い、より参加しやすいよう工夫することとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれでは、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の開発技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

このため、平成28年度に、地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューに「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を追加し、地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」において、個別相談等を通じてニーズの把握を行いながら、地域の社会資源を活用したネットワークづくりや機能強化を支援することにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図ることとしたところである。

当該事業は、地域において新たな社会資源を創造し育していく事業であり、厚生労働省としても、現場の状況を把握していきながら、具体的なイメージや事例について、引き続き、情報提供していきたいと考えている。

各都道府県、指定都市におかれでは、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3－5) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

○居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）の施行については、平成 29 年 10 月 25 日付け事務連絡（関連資料 1）においてお示したところであるが、障害者を含む住宅確保要配慮者への居住支援については、国のみならず各地方自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施する必要がある。

障害福祉担当部局（課）においても、住宅部局と緊密に連携するとともに、改正法に基づく制度を十分に活用・推進されたい。

事務連絡
平成 29 年 10 月 25 日

都道府県
各政令市障害福祉担当部局御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
に基づく居住支援との連携について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）については、本日施行されたところである。

改正法においては、住宅セーフティネット機能を強化するため、一定の基準を満たす空き家等を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない賃貸住宅）の登録制度に加え、住宅確保要配慮者の住宅相談や入居中の生活支援などの居住支援を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が創設された。

福祉行政が対象とする高齢者、障害者、生活困窮者等においても、住まいの確保に困難を伴う者が多く、居住支援の取組の強化が必要となっている。改正法に基づく制度を効果的に活用していくためにも、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る地方公共団体の福祉部局や、入居中の生活支援を行う福祉関係団体の役割が極めて重要となる。

このため、都道府県及び市区町村の障害福祉部局におかれでは、以下のような取組を行うことにより、住宅部局と緊密に連携するとともに、改正法に基づく制度を十分に活用・推進されたい。

- (1) 地方公共団体の住宅部局及び福祉部局、不動産関係団体、福祉関係団体等からなる居住支援協議会について、市区町村の協議会の設立や既に設立された居住支援協議会の活動の充実に向けて、積極的に参加すること
- (2) 地方公共団体の福祉部局において、住宅要配慮者を把握した場合など、新たな住宅セーフティネット制度について周知するとともに、その窓口である住宅部局に案内するなど、連携して制度の活用に努めること
- (3) 居住支援協議会等の場も活用し、福祉施策を通じて把握している居住支援のニーズを住宅部局との間で共有するとともに、住まいを必要とする者の情報を住宅部局に提供するなど、協力して住宅の確保に努めること
- (4) 地域の社会福祉法人や非営利活動法人等に対して居住支援法人への指定の申請や居住支援協議会への参画を働きかけるとともに、居住支援法人の指定事務が円滑に運ぶよう、指定を行う都道府県への推薦等に協力すること
- (5) 指定を受けた居住支援法人との積極的な連携を図ること

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援について

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）

居住に課題を抱える人とは

- ・低額所得者、高齢者、障害者など
- ・住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

現状と課題

- ・低賃貸の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もある。

必要な対応

- ・連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったソフト面での対応
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない低賃貸の住宅の確保などといつたハード面での対応
⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

居住支援の全体像

国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、以下に記載している居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。

ソフト面の支援例

【高齢者の安心な住まいの確保に資する事業】
空き家等の民間賃貸住宅や集合住宅等に入居する高齢者を対象に、玄関確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。※地域支援事業の1メニュー

【自立生活援助】
障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対し、支援員が定期的に居宅を訪問して日常生活における課題を確認し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う。
※障害者総合支援法に基づくサービス(平成30年4月1日施行)

【生活困窮者地域居住支援事業】
地域に単身等で居住し、親族等の支援が見込めない「孤立した生活」を送る生活困窮者等に対し、住居の確保といった居住支援や訪問などによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくりを行う。※30年度から予算事業として実施。31年度からは困窮法の一時生活支援事業として実施を目指す(法改正事項)

【社会的養護自立支援事業等】
里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けた者に対して、必要に応じて措置解除後も原則22歳の年齢までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住するための支援などを提供するとともに、生活・就労相談や、賃貸住宅の賃借時等に身元保証を行う。

ハード面の支援例

【新たな住宅セーフティネット制度】
高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)の供給を促進する。併せて、専用住宅の改修費や家賃低廉化等への支援や、入居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援協議会や居住支援法人への活動支援等を行う。

【障害者】地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

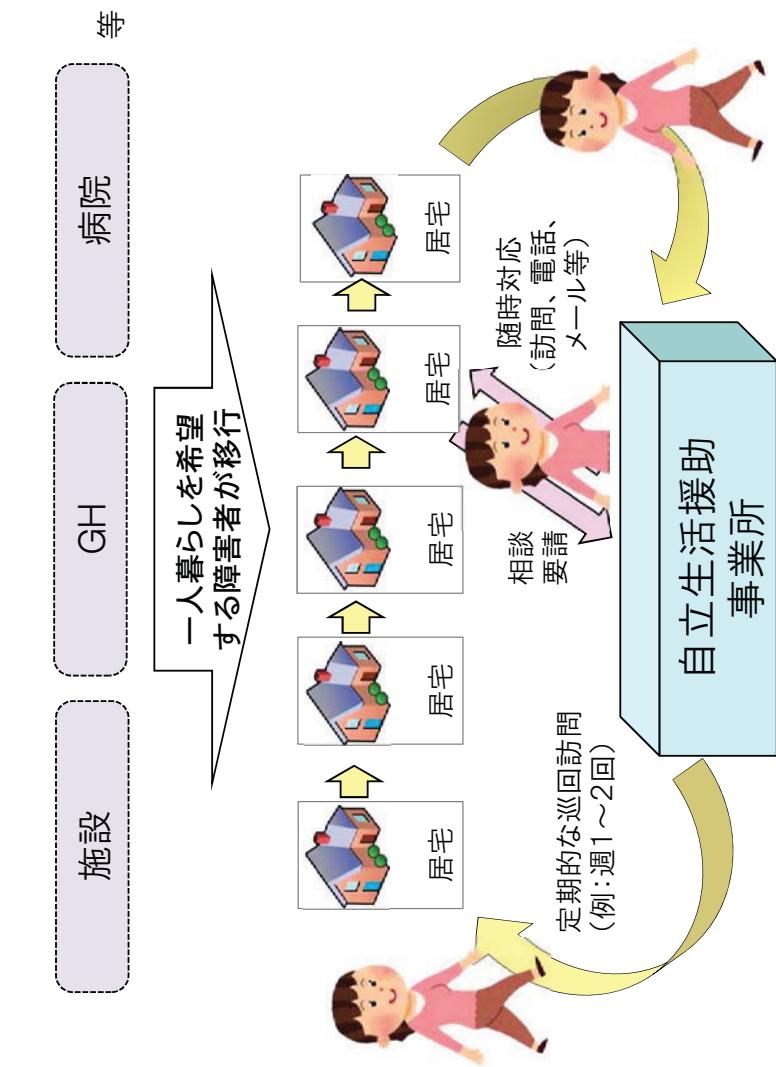
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がある。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時タイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。平成30年4月1日施行。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 - などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があつた際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 利用期間は原則として1年間



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況
平成29年度末までに整備予定
（全国：1,718市町村、352圏域）
42市町村、11圏域
117市町村、43圏域

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）等

【緊急時の受け・対応の機能の強化】

- 緊急の受け・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位／日 → 180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位／日 → 500単位／日（初日から5日目まで）
+50単位／日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 7単位／日（体制加算）等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位／日（体制加算）等
- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。

障害者に関する居住支援策に係る研究事業について

事業名 (平成29年度障害者総合福祉推進事業)	障害者の住まいに関する調査研究
実施自治体	東京都杉並区
調査研究内容	<p><u>1 区内障害者グループホームの現状把握と課題の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の区内グループホームの現状把握（入居者の実態や施設の現況など） ○ 設立の経緯、建設時の課題など（建築・改修等の内容、運営法人の選定、補助金使用の有無など） ○ コーディネート機能の確立(に向けた課題整理) <p><u>2 既存の住宅を活用したグループホーム等の整備促進に向けた事例研究</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の住宅を活用し、グループホーム等を整備する際の課題となる事項について、現状の把握と課題整理を行う。 <p><u>3 障害者の民間賃住宅の利用拡大に向けた課題整理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が民間賃住宅を利用する際の困難事例（入居・更新、保証人の確保など）や、不動産業者やオーナーが不安に感じている事項など、利用拡大に障壁となっている課題を明らかにし、現状の把握と課題整理を行う
実施予定期間	平成29年8月1日から平成30年3月31日まで
今後の予定	平成30年度内に、障害者がグループホームへの入居を検討する場合や運営法人がグループホームを整備する場合の「マニュアル・手続き」、障害者が民間賃貸住宅を利用する際の課題の「事例研究」等を取りまとめた報告書を作成し、周知する

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

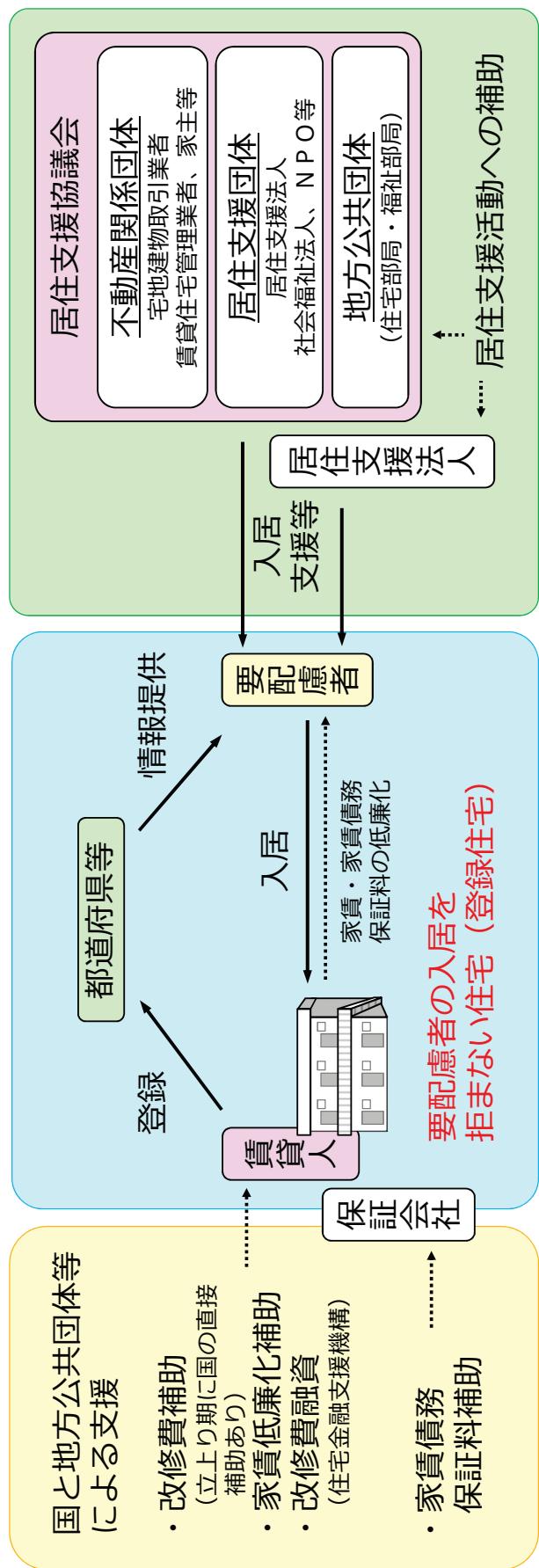
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
(平成29年4月26日公布 10月25日施行)

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 専用住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（要配慮者の範囲と登録基準）

住宅確保要配慮者の範囲

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者
(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども
（高校生相当まで）を養育して
いる者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するもの
として国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被患者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が
供給促進計画において定める者
- ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、U I Jターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

住宅の登録基準

- 規模
 - ・床面積が一定の規模以上であること
※ 各戸25m²以上
ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるとときは、
18m²以上
 - ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準
- 構造・設備
 - ・耐震性を有すること
 - ・一定の設備（台所、便所、洗面、浴室等）を設置していること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること等

共同居住型住宅の基準

- 住宅全体
 - ・住宅全体の面積15m² × N + 10m²以上 (N:居住人数、N≥2)
- 専用居室
 - ・専用居室の入居者は1人とする
 - ・専用居室の面積9m²以上（造り付けの収納の面積を含む）
- 共用部分
 - ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワールームを設ける
 - ・便所、洗面、浴室又はシャワールームは、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける
- ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く
基準の一部について、強化・緩和が可能
- ※ 1戸から登録可能

専用住宅の改修・入居への経済的支援制度（支援措置の概要と活用例）

支援措置の概要

1. 専用住宅等に対する支援措置

（補助を受けた住宅は専用住宅化）

① 専用住宅に対する改修費補助【予算】

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金】：国1／3 （制度の立上り期、国の直接補助） 【交付金】：国1／3 + 地方1／3 （地方公共団体が実施する場合の間接補助）
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準（特に補助金）について一定要件あり

② （独）住宅金融支援機構による登録住宅に対する改良資金融資等 【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

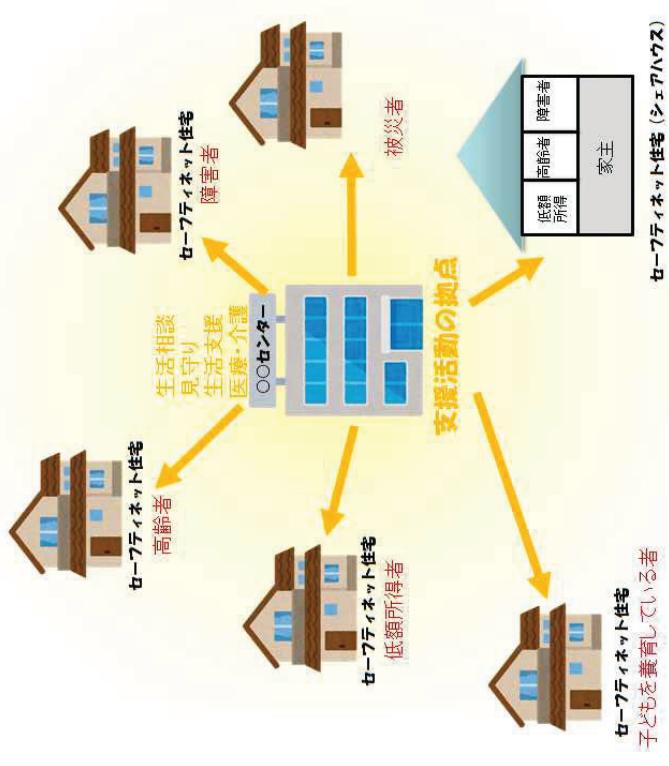
（専用の住宅として登録された住宅の場合）

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 （国費上限2万円／月・戸） ② 入居時の家賃債務保証料
補助率	国1／2 + 地方1／2 (地方が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり

セーフティネット住宅を活用したまちづくり例

ごちゃまぜ

まちなか



- <専用の登録住宅改修補助>
- ・1/3補助
 - ・上限100万円×室数
- *改修後、専用住宅として、10年間以上使用が条件
(スプリンクラー工事を含む)
- <補助対象>
- ・調査・設計
 - ・バリアフリー化工事
 - ・耐震化工事
 - ・用途変更に伴う工事

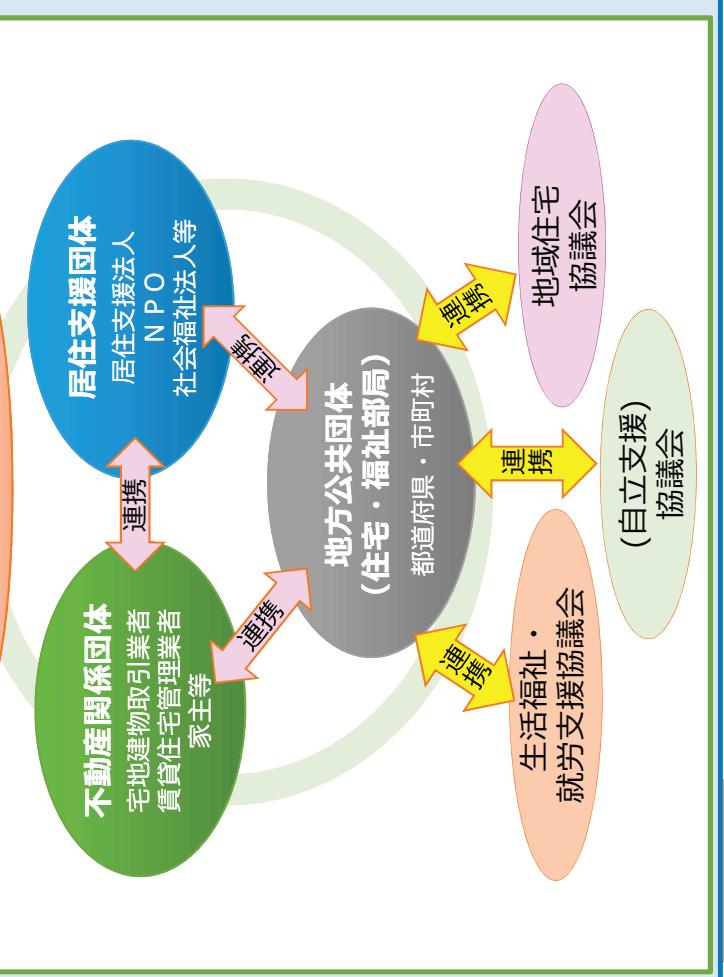
住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

（居住支援協議会と居住支援法人の概要）

居住支援協議会の概要

- 居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立
- 要配慮者向けの住宅情報の提供や相談、紹介等の支援を実施
- 平成29年12月末現在69協議会が設立（47都道府県、22区市町）

居住支援協議会



居住支援法人の概要

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
 - 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな手として、指定することが可能
- ※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

居住支援法人に指定される法人

- NPO法人、一般社団法人、一般財團法人
(公益社団法人・財團法人を含む)
- 社会福祉法人
- 居住支援を目的とする会社 等

居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わない。
ければならないものではない。

支援措置

居住支援協議会や居住支援法人が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組を支援
〔H30年度予算案〕重層的住宅セーフティネット構築支援事業（6.5億円）の内数（定額補助、補助限度額 1,000万円）

今後の取り組み

- 各ソフト面の施策の実施促進
- 新たな住宅セーフティネット制度の普及促進（賃貸住宅の登録促進、代理納付（住宅扶助）の推進の手続等）
- 福祉・住宅行政の連携の強化
 - ・居住支援協議会の設置促進（住宅サイド、福祉サイド共通のプラットホームづくり）
 - ・居住支援法人の指定促進（特に福祉サイドでの社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO等への働きかけ）

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係部局長等による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

厚生労働省　社会・援護局長、社会・援護局審議官（福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当）
社会・援護局　保護課長、地域福祉課長、地域福祉課　生活困窮者自立支援室長
障害保健福祉部長、障害保健福祉部　障害福祉課長
老健局長、老健局　高齢者支援課長
子ども家庭局長、子ども家庭局　家庭福祉課長、家庭福祉課　母子家庭等自立支援室長

国土交通省　住宅局長、住宅局審議官
住宅局　住宅政策課長、住宅総合整備課長、住宅総合整備課　賃貸住宅対策室長、安心居住推進課長
土地・建設産業局長、土地・建設産業局　不動産業課長

開催状況

- 第1回連絡協議会（平成28年12月22日）
 - ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
 - ・施策の現状・課題等について両省より報告等
- 第2回連絡協議会（平成29年2月27日）
- 第3回連絡協議会（平成29年6月29日）
- 第4回連絡協議会（平成29年11月8日）